

昭和十三年十二月

關東州に於ける地方行政

關東州廳内務部地方課

研究資料
分類 11 W
番號 134
大分高商經濟研究所

關東州に於ける地方行政

目次

關東州に於ける地方制度の沿革……………一

1 古代より明朝時代……………一

2 清朝時代……………一

(一) 盛京將軍衙門……………一

イ、盛京將軍及其の沿革……………一

ロ、將軍衙門の組織、管掌及其の統屬……………一

(二) 盛京五部……………一

イ、盛京五部及其の沿革……………一

ロ、盛京五部の組織及管掌……………一

(三) 奉天府尹……………一

目次……………一

一 五 五 六 六 七 七 八

目次	二
イ、奉天府尹及其の沿革	八
ロ、奉天府尹衙門の組織、管掌及其の統屬	九
(四) 自治制度	九
イ、軍治	一一
ロ、民治	一五
3 露治時代	一七
(一) 軍治	一八
(二) 民治	一九
4 我が統治時代	二二
(一) 軍政時代	二二
(二) 都督府時代	二三
(三) 關東廳時代	二五
(四) 關東州廳時代	二六
現行地方制度	二八

一 市制度	二八
1 市の執行機關	二九
2 市の議決機關	三〇
3 市の施設事業	三一
(一) 衛生に關する施設	三一
(二) 教育に關する施設	四三
(三) 社會事業の施設	四五
イ、職業紹介所並附帶事業	四六
ロ、市營質鋪	四八
ハ、市營住宅	四九
ニ、教育に關する施設	五〇
(四) 市場	五〇
(五) 公園及兒童遊園	五二
(六) 公會堂	五二
目次	三

目次	四
(七) 屠場	五三
(八) 火葬場	五三
(九) 墓地	五四
(十) 街燈	五四
4 市の財政	五四
二 會 制 度	七一
1 會の執行機關	七一
2 會の諮問機關	七三
3 會の施設事業	七四
(一) 教育に關する施設	七四
(二) 勸業に關する施設	七六
(三) 市場	八二
(四) 屠場	八三
(五) 公設浴場	八四

附	八四
4 會の財政	八四

關東州會制及同施行規則	一六五
會事務所處務規程準則	一八九
會計事務所規程準則	二一〇
會物品取扱規程準則	二三五
會有給吏員並名譽職員給與規程	二四五
會規則及會規程實例	二五五
一、會有給吏員退職及死亡給與金規則	二五五
二、會稅賦課徵收規則	二五六
三、特別稅規則	二五九
四、手数料規則	二六〇
五、督促手数料規則	二六二
六、普通學堂授業料徵收規則	二六二

七、公設市場使用料規則	二六三
八、公設市場使用料規則施行細則	二六五
九、屠場使用料規則	二六六
一〇、公設浴場使用料規則	二六七
一一、種豚使用料規則	二六八
一二、基本財産蓄積規則	二六九
一三、戸別賦課等級規則	二七〇
一四、普通學堂職員宿直材料及宿舍料給與規程	二七四
一五、會計員身元保證規程	二七五
一六、會有給吏員特別給與金規程	二七六
一七、會事務所建築積立金並管理規程	二七七
一八、普通學堂建築積立金並管理規程	二七八
一九、橋梁架設資金積立規程	二七九
二〇、會有給吏員退職及死亡給與金並特別給與金積立管理規程	二八〇
二一、苗圃組合規約	二八一

目次

六

關東州に於ける地方行政

關東州に於ける地方行政の沿革

1 古代より明朝時代

滿洲に於ける先住民族を肅慎と云ふ。肅慎は今を去る約三千年の昔、漠南より滿洲に遷り、現今の東三省を中心とし、其の勢、東蒙古、朝鮮の北部、露領黑龍州、沿海州に迫り。又、扶餘族あり漠北より移りて滿洲の一部に住せり。是より先、中央亞細亞より出で、黃河流域に興起せる漢民族は、勢山東を壓し、海を越えて遼東の地に入り、漢族東漸の先驅を爲す。殷末、箕子の朝鮮を建つるや、亦遼東の一部を領有せり。前漢の武帝の時、國威遼東より朝鮮北半を掩ひしが、其の末期に至り、前記扶餘族の裔、鴨綠江上流の地に高句麗國を建て、以て朝鮮民族の中堅となれり。其後に至りても滿洲に於ける民族競争は、激甚を極め、弱を稱し、國を廢めしもの少からずと雖も、古來此等に關する關東州地方の史實に就いては遼漠として知悉し難し。

惟ふに、關東州は、唐、虞、夏、殷の代に在りては、所謂遼東一帯は青州(今の山の境域に屬し、周代西曆紀元前1100以下相傳内)に至りて幽州(今の河北)に隸屬したりしもの、如し、戰國の世(前475-221)に至りて燕國國勢大に振ひ、今の遼陽地方を併せて其の治下に置く。燕亡び秦之に代り漢更に之に代るや遼東の地、亦、舊によりて、幽州に屬し遼東郡と稱せり。當時、郡下に十八縣を置けり。中に沓氏縣と稱するあり。又、晉王武帝の時、幽州遼東郡に九縣を置く、之に東沓(沓氏縣又は沓)と稱するものあり。史家之を今の金州又は旅順に比定す。後悉く高句麗の領有する所となれり。隋、陳を滅して天下を統ぶるや、帥を起して高句麗を攻め、來り戰ふこと三度に及ぶ。當時、隋軍が辛じて陥るゝことを得し卑奢城は、今の金州大和尚山上に舊蹟を存するもの即ち之なりと傳ふ。唐の起るや、太宗東征の帥白鳳子に上陸し牧羊城に入り大赫山(大和尚山)を過ぐ、戰利あらず、遂に水帥を鴨綠江より遷せり、金州南關嶺の名は、當時北進軍苦戰の餘、難過嶺と稱したるより出でたりといふ。

二

安史の亂によりて唐の勢漸く衰ふるや、北方の滿人、自立して渤海國を建つ。關東州の地、亦、其の治下にありて杉羅郡に屬せりといふ。然れども、當時渤海の版圖は開原以南に及ばざりしとの説あり。唐の末期に當り、東胡の一種契丹、國を建て渤海國を伐つて之を滅し、後、國號を改めて遼と號せり。當時、今の金州及復州地方に、蘇州安復軍を置き、來蘇、懷化二縣を統べしむ。來蘇は今の金州にして、懷化は其の東に在りしといふも其の所在を詳にせず。遼、四方を征し、宋を伐ちて之に勝ちしも、後、漸く衰ふ。東遼、棘繡の一族、女真來り侵して遼の地を併せ、國號を金と稱す。金は進んで宋を破り、其の餘力遠く揚子江に達す。關東州は當時其の東京路に屬し皇統三年(1143)蘇、懷二縣を合して化成縣と爲し、後又再び金州と爲し、防禦を置けり。

成吉思汗蒙古より起り、頻りに四方を征す。金、亦、其の子、太宗の亡ぼす所となる。蒙古は後、國を元と稱す。元、金州を廢して、復州、岫巖、蓋平、海城の各地と共に、蓋平路に屬せしめ、遼陽等、處行中書省の管轄に歸せり。後、至元六年(1269)蓋州路の東京支部となり、尙、蓋平に隸屬せり。元末、國運衰ふるや、流賊四方に起り、金州の地、亦屢々其の親ぶ所となる。至元十一年(1274)賊徒陳祐、山東より來り、金州を陥れしも、後、收れて山東に逃る。同十九年賊將關先生、北より來り、海、蓋、復の諸州を侵し、金州亦、其の陥るゝ所となり、殺掠を蒙り、慘害甚しかりしといふ。後、纒に之を討平することを得しも、之より地方の擾亂常に止む時なかりき。

明の初、太祖の武力、尙、僻陬に普からざるに乗じ、遼東の群雄互に相争ひ、兵亂絶えざりしが、洪武四年(1371)大都督府、斷事、吳立、詔を承けて遼東に入り、金州にありて新附の官民を賞す。明の遼東經營は是より始まる。元の參政、劉益、遼陽の圖籍を捧げて、明に降りしに、洪保、高家の徒、之

と争ひ劉益を殺し奔つて、元の殘將、納哈に投ず。明將馬雲、葉旺等山東の兵を率ゐるて金州に入り、進んで遼陽に至り、軍衝、屯田の制を立て學校を興し、邊務大に整ふ。洪武六年(1373)元の殘將納哈、兵十萬を率ゐるて遼河を渡り、來つて金州に迫る、葉旺之を蓋平に破る。洪武八年(1375)納哈、再び來りて金州を攻圍す。指揮同知、韋富、孤城を守り、善戰九箇月に及ぶ。敵遂に圍を解きて去る。

四

是より先、洪武五年(1372)六月明再び金州を置き、洪武八年金州衛を置く。洪武二十八年(1395)州治を廢して衛治と爲す。今の金州城廓は洪武十年(1377)舊土城を廢し更に現在の位置に築城し清の乾隆四十三年(1778)再び修築せるものなりと云ふ。元末、明初に亘りて、頻年倭寇のことあり、明、甚だ之に苦しむ。明成祖永樂十七年(1410)遼東總兵官、劉江、謀を設けて、大に之を望海窩に破る。倭、是より敗て遼東を親はず邊民漸く安堵するを得たり。萬曆二十年(1592)豐臣秀吉の朝鮮を攻むるや、明神宗朝鮮を援けて畿に境邊を保つを得たりしと雖、爲に國內大に疲弊す。北方女眞の一族、愛親覺羅氏世々興京に居る。族長、努爾哈赤に至りて勢大に振ひ、元啓元年(1621)遼東を席卷し、來つて金州を侵すに及び州内の居民多く走りて難を山東に避く。天啓七年(1627)明軍來りて旅順に城を築き以て之を防ぎしも戰、利あらず、城兵悉く之に死し、城即ち毀たる。

是より先、努爾哈赤、明の正朔を廢し、國を肇めて後金と號し、其子太宗、國號を改めて清と稱す。

康熙二十年(1681)金州に城守章京を置き、同二十六年(1687)城守尉を置く。雍正五年(1727)巡檢司を置き、同十二年(1743)寧海縣を置き、奉天府尹に隸屬せしむ。道光二十三年(1843)縣を改めて、金州廳となし、海防同知を置く。海防同知は府尹の監督の下に地方長官として廳治を主宰し、訓練及巡檢之に僚屬せり。其後撤る所なし。

現在の關東州は露國が遼東半島を租借(1896)するに至るまで其の稱なかりしも此の地域は古來、諸民族角逐の事蹟少しとせず。亦以て、其の重要なる地點たるを證するに足らん。

2 清朝時代

清時代に於ける東三省の行政は専ら軍治に據り配するに、僅かに文治を以てせるに過ぎざりしも、獨り盛京省に在りては他の二省に比し多く文治を加味せり。

盛京省の官制は盛京將軍、盛京五部、奉天府尹の三機關より成れり。

(一) 盛京將軍衙門

イ 盛京將軍及其沿革

盛京將軍は順治元年(1644)八旗官制を定め東三省に駐防將軍以下の武官を設け、省内に於ける兵馬の事

務を總管せしめ、以て未だ定らざりし人心の動搖を防ぎ、地方の治安を保たしめたるに出づ、初め盛京五部及奉天府尹と各其の權限に依りて互に鼎立したるが爲、辦理一々相參差し、施政の敏活を阻害すること甚しかりしを以て、光緒二年(1876)官制を改め之れが統一を計れり。即ち盛京將軍をして其の本務に屬する駐防將軍、事務の外盛京五部に屬する兵、刑二部の事務を掌理せしめ尙兵部尙書、都察院、右都御史の待遇官をも兼ねしめ以て全省の文武官を監察せしむると共に、旗人、民人に關する地方事務を總べ併て糧餉の事務を兼理し、更に奉天府尹の資格を以て一般民政を統轄せしむ。茲に於て省内の庶政はじめて統制を得たり。

□ 將軍衙門の組織、管掌及其の統屬

- 組織及管掌事務
- 將軍… 屬員(主事一人) 管掌事務
- 盛京將軍… 屬員(筆帖式若干人) 管掌事務
- 副都統… 城守尉… 協領
- 盛京將軍… 屬員(主事一人) 管掌事務
- 盛京將軍… 屬員(筆帖式若干人) 管掌事務
- 副都統… 城守尉… 協領

イ 盛京五部及其の沿革

盛京五部は元清朝尙盛京に都せるの當時六部承政の官を置きたるに出づ、順治元年(1644)都を燕京に遷して後一度之を廢止せるも更に之を復活し各部に侍郎及其の他の官屬を配せり。雍正八年(1730)滿洲尙書一人を置きて之を總理せしめたるも、後之を廢し各部獨立して其の事務を掌理せり。光緒二年(1876)の大改定に際し兵、刑二部は盛京將軍の兼理する所となり、實權漸く盛京將軍の掌中に歸し各部侍郎は事實に於て將軍の輔佐官に過ぎざるに至れり。

□ 盛京五部の組織及管掌

- 一 戸部… 侍郎… 屬員… 管掌事務
- 二 禮部… 侍郎… 屬員… 管掌事務
- 三 兵部… 盛京將軍… 屬員… 管掌事務
- 四 刑部… 侍郎… 屬員… 管掌事務
- 五 工部… 侍郎… 屬員… 管掌事務
- 六 兵部… 盛京將軍… 屬員… 管掌事務
- 七 兵部… 盛京將軍… 屬員… 管掌事務

四 刑部：盛京將軍、官、屬員（左前軍中一）
（右前軍中一）
式に準ずる 管掌事務

五 工部：侍郎、屬員（左前軍中一）
（右前軍中一）
式に準ずる 管掌事務

盛京五部は各州、縣に直屬の下級官廳を有せず。

八

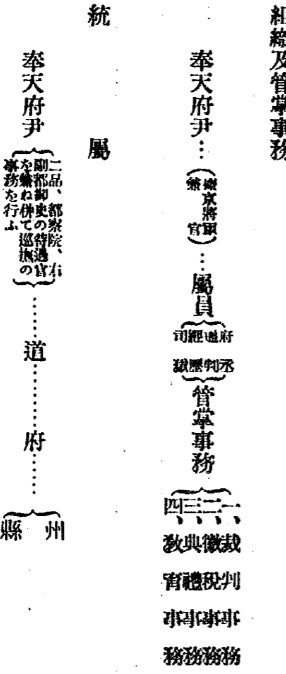
盛京五部は各州、縣に直屬の下級官廳を有せず。

(三) 奉天府尹

イ 奉天府尹及其の沿革

順治十四年(1657)遼陽府を改めて奉天府を置く。當時盛京將軍をして兼官たらしめしめ乾隆三十年(1765)に至り盛京五部侍郎一人を以て之れに代らしめたり。元府尹の職は一般民人に關する行政事務を掌理するに在りと雖、旗、民交渉の訴訟は盛京刑部の管掌する所なりしが、動もすれば其の掌府を受くるの不便ありしを以て、後改めて刑部の裁判權を縮小し、新に府尹の管掌に歸せしめ府尹に對して二品兼副都御史の待遇官を兼ねしめ、以て各省に於ける巡撫の事務を行はしむるに及び、將軍と協同して一省行政の紀綱を保持するに至れり。

ロ 奉天府尹衙門の組織、管掌及其の統屬



(四) 自治制度

清國に於ける自治の制度は之を概説すれば、隣保團結の關係に依りて成れる地方自治と専ら經濟上の必要に基く、會館、公所の如き所謂組合的の自治とに分つを得べし。茲に自治制度と稱するは専ら前者を指すに在り。

一 保甲 保甲の制は其の沿革甚だ遒く周に比閭鄰里の制、仇里連鄉の制、什伍の法あり。秦漢以後

に里、亭、郷の法、三長の制あり唐に至りて初めて保甲の制あり。清朝順治元年(1644)總甲の制を立て
康熙四十七年(1707)更に舊稱に依りて保甲の制を定む。爾後殆ど改廢する所なし。

保甲は一般に州縣の統轄を承く、一般の戸籍及警察事務の補助機關たり。各戸に門牌を給し家長の名、
丁男の數を記し別に牌冊を填註して毎歲之を州縣に呈交し保甲清冊を編造するの料となせり。其制十
家を牌とし十牌を甲とし十甲を保とす。牌頭、甲長、保正を置く、所有城市、郷屯、衛廠、寺觀、店
埠、棚寮、邊徼、船舶皆等しく甲を編し専ら緝盜を謀れり。牌頭、甲長、保正は各所屬團體の民人中
文字を識り誠實にして、且つ恒産あるものに就て之を公舉せしめ、州縣の認可を経て事に當らしめ年
を限りて更代せしむ。

二 郷村 郷村自治の制度は明の里老の遺制なり。其郷に於て衆人の推服する年高有徳の者に就き州
縣の認可を得て之を選擧し一人の長を置く。之を郷老郷長又は郷約と稱し又は守事人と謂ふ。専ら地
稅の徵收、州縣物品の運搬を辦じ堤防道路の修繕材料を提供し、或は委任に屬する事務を處理す。其
他廓壁の築造、市場の取締、收穫物の警衛、廟宇の修築を掌理し郷民の葛藤を仲裁し、兼て一般公共
的の事務を助長處理するを任とす。

イ 軍 治

旗制及其の編成

一 旗の沿革 旗の制は清の太宗即位の年に始まる太祖始めて大業を起すや、當時兵僅に百人甲三十
副(組)と稱す。後之を四旗に分ち旗色を定めて黃旗、白旗、紅旗、藍旗と謂ひ更に加へて八旗と爲し前
四旗を正黃、正白、正紅、正藍と名づけ後四旗を鑲黃、鑲白、鑲紅、鑲藍と稱せり。初め滿、蒙、漢を別
たざりしも後蒙古八旗を別ち、更に漢軍八旗を分てり、其の編制の人員は初め舉兵の當時、兵百人を
十牛系に分ちて各之に長を配せり。太祖辛丑の年改めて兵三百を以て一牛系(一隊)を編し、牛系額眞
(隊長)一人を置き之を統轄せしむ。後八旗を編成するに及び、每旗の兵を三百とし牛系額眞一人を置
き五牛系を一甲喇とし甲喇額眞一人を置く。五甲喇を一固山とし固山額眞一人を置き、更に改めて毎
固山に左右の梅勒額眞二人を置けり。天聰八年(1634)額眞の稱を廢して章京と改めたるも固山は尙ほ舊
稱を存せり。順治十七年(1660)武官の稱を漢字名に改め都統、副都統、參領、佐領と稱す。

二 旗の編制 旗の編制は其の旗の沿革に依りて相異なれり。

(4) 禁旅八旗 禁旅八旗は在京の諸營に隸し専ら京師の警備に任じ、禁城、京城、行幸扈從及苑囿
守備の任を分擔す。共に滿洲、蒙古、漢軍の各營を立て、合して二十四旗となす。旗の編制は佐領

を單位とし一佐領に屬する旗兵三百を制とす。後佐領の數を増加するに及んで兵數百五十となる。増減度あり。

○ 駐防八旗 駐防八旗は各省各城に轉し機輔駐防、各省駐防及陵寢駐防の三とす。分駐して近畿、各省、東三省、蒙古新疆省並陵寢の警備に任ず。而して其の編制禁旅八旗と大差なきも滿蒙漢各軍の混成に依りて營を組織する點に於て異なれり。兵種亦多少の差あり。而して關東州は所謂奉天省下に屬し駐備の軍は總て駐防八旗に屬せり。

州内各旗並旅順水師

一 金州十三旗 金州廳下の旗兵は金州が未だ蓋平に屬したりし康熙十九年(1680)滿洲兵百名を置き外に土著の漢民中より兵員二人を選抜し、騎騎校を授け無餉の兵百名を置きたるに始まる。此等の漢民は元遼東土著の民にして、明末兵亂を廣鹿島に避け、順治十三年(1656)招致せられて民籍に入りたるものに係る。同二十年城章京を置き同二十六年漢軍三旗を編成し、別に滿洲蒙古兵八百名を増員す。同三十年編制を改め新に防守尉を置き滿軍八旗、漢軍三旗及蒙軍一旗を統べしむ。同四十年防守尉を改め城守尉を置く。兵員五百六十名とす。道光二十四年(1844)熊岳副都統を金州に移す。即ち城守尉に代ふるに協員一員を以てし、兵員を増加して一千名と爲し、西方復州より岫巖の地域に添ひ熊岳城以南

遼東半島一帶に於ける軍事を督せしむ。光緒二十三年(1897)都統衙門の組織及各旗署の編成を改む。即ち協領一員を増して二員と爲しこれを左右に分ち饒黃、正黃、正白の三旗に各一員の騎騎校を増加し兵員總數二千二百五十八名と爲せり。此の編制は光緒二十六年七月二日露軍金州城占領の時に及べり。

二 復州旗界の一部 現今租借地域は元金州十二旗の外復州協領の所管に屬する鑲藍旗界の一部(復州興社五島)及快馬廠管内于家平房以西(復州永社の一部)並に快馬廠東方高家屯附近(復州義社の一部)に於て各々復州旗界の一部を包含せり。

三 旅順水師 旅順水師は康熙五十三年(1714)岡山貝子、蘇諾大學士、松柱九卿の奏請に依りて設立せらる。山東省青州の鎮北營を撤廢して其の戰艦十隻及各種の兵器を移し、協領一員、佐領二員、防禦四員、騎騎校八員、筆帖式一員、領傭兵五百名、舵工水手一百名を配し營を旅順港口の北に置き以て海備に充つ。

軍 衙 門

光緒二十六年(1900)に於ける旗衙門の組織及統屬左の如し。

(4) 副都統衙門

副都統……二品……印務處……屬員

司達	班達
左司管下に關する事	右司管下に關する事
司達	班達
書記	班達
右司管下に關する事	右司管下に關する事
書記	班達

(口) 協領衙門

協領(二品)……

左翼 滿軍八旗及巴爾虎旗を管轄す

右翼 漢軍三旗を管轄す

(ハ) 各旗署

滿軍八旗	各防禦	一五品	驍騎校	一六品
蒙古正白巴爾虎旗	佐領	一四品	驍騎校	一六品
漢軍三旗	各佐領	一四品	驍騎校	一六品

副都統衙門……協領……旗署

□ 民治

同治衙門

一 同治衙門の沿革 民人に關する一般行政は清初の頃海城縣に屬したりしを康熙三年(1664)巡檢を設けて蓋平縣に隸し雍正五年(1727)復州通判に屬せしめたりしが、同十二年寧海縣を置くに及んで奉天府尹に隸屬せしむ。即ち縣に知縣を置き之に訓導一員、典史一員を附す。道光二十四年(1844)寧海縣を廢し海防同知を置き一般行政を處理せしむ。

二 同知衙門の組織



各房に經承各一人各班に總役各一人を置き外に衙役若干名を附す。

一六

民社

一 金州五社 金州同知衙門は其の管轄區域を五社二島區に分割し各區に保甲の制を布き郷約を置けり其の區劃左の如し。

旅順民政署管内一團

旅安社……大連民政署管内一團

南金社……金州民政署管内の一部

普蘭店民政署管内の一部

雨金社……金州民政署管内の一部

普蘭店民政署管内の一部

堆金社……貔子窩民政署管内の一部

普蘭店民政署管内の一部

積金社……貔子窩民政署管内の一部

廣鹿島……貔子窩民政署管内長山列島

二 復州社界の一部 以上は元金州同知衙門の所管に屬す。然るに現今關東州の地域は此の外元復州所管の區域にして、現在普蘭店管内の一部に屬する復州義社及永社の一部(現今の快馬廣會)並復州興社(現今の鳳鳴島會)に屬する五島列島を包含せり。

三 保甲 金州五社の區域は更に之を數甲に分ち保正甲長を配し、保甲内に於ける門牌牌、牌冊を整理し重案を官に報し緝盜に努む。甲午戰役の前後に於て別に各社に壯丁を徵募し團練所を置けり。

四 郷約 各社に郷約を置く、一般民事行政の補助機關たるの外専ら力を徵稅の事に致せり。南金堆金の二社は倉房之を管し積金、雨金、旅安の三社及廣鹿島區は戶房之を管せり。後、光緒二十三年(1897)總て戶房の所管と爲せりと。

3 露 治 時 代

露國の東方經營に努力するや一朝一夕のことに非ず、一度日本をして遼東半島を清國に還附せしむるや、直に入りて之に代り義和團の變起るや乘じて之を強占するに到れり。後、其の施政の全部を擧げて日本に讓渡するに至るの間之を分ちて三期となすべし。

一 占領時代 露國は千八百九十八年パロツフ條約に據り關東州の租借權を獲得し、同月陸海軍を派して旅順及大連を占領せしめ其の本國に於ける府縣制と同一方式に依り軍政部を設置し部長、助役及書記を置く。

今日の關東州は清治時代には其の稱なかりしも、露國が右租借條約に依り旅順及大連灣並右兩港接續の兩水面を租借してより以來此の租借區域の公稱として用ひられしに始まる。蓋し關東州の稱は山海關以東滿洲の總稱たる關東の地名に起因するならんか。

二 臨時關東州廳官制時代 千八百九十九年八月に至り關東州統治假規則を制定し、關東州廳を旅順に設け皇帝より親任せる州長官を置き、軍民兩政を統轄せしむ。同年十二月アレクシエフ最初の州長官として莅任せり、州長官は陸軍司令官及太平洋司令長官を兼ね、軍管區司令官、聯合艦隊兼軍港司令官としての同一の權限を有し、特に重要事項を除くの外獨斷專行することを得、其の州に屬する副司令官、陸軍會議、參謀部、狙撃旅團並陸軍各部の各機關を統率し軍政の一切を掌理し特に其の所管の軍法會議は沿海黑龍江地方軍法會議に隸し州内に其の出張所を置けり。

三 臨時極東統治條例時代 千九百三年露國政府は臨時極東統治條例を布き極東太守府及極東太守を

置く。其の管轄する所の地域は後貝加爾、黑龍、沿海、勘察加、關東の諸州及大連市並樺太島、東清鐵道會社の所管區域に互れり。而して極東太守は皇帝の親任に膺り極東の最高長官として皇帝に直隸し、極東百般の施政を統監し兼て太平洋上の海軍及太守府所屬の軍隊統帥、極東外交の監督其の他諸般の特權を附與せられたり。アレクシエフは關東州長官より此の榮位に轉せり。

一 州廳 初め露國の關東州に據るや、其の勢力僅に旅順大連の占領區域を出でず、清國地方長官たる金州廳海防同知は舊に仍りて依然政權を掌握し、陰に術策を弄して施政の妨礙を試むること一再にして止まらず、地方人民亦之に策應し秘に暴動を企畫するものあるに至る。州廳之を偵知するや豫め之に備ふる所あり、突如兵を發して金州城を占領し、清國官吏を放逐し臨時關東州官制を布き、州長官の上に民政部、財務部、外交部を置き、千九百三年臨時極東統治條例を布くや、關東州廳の統治機關は州長官の下に州行政會議を置き、官房、醫務、建築、道路、量地、林業、獸醫の各課を配し財務部を置き別に四區廳、三市廳、村落行政機關及裁判所を置けり。

二 地方行政 地方の行政は一般行政と特別行政の二に分たる。

(1) 一般行政 一般行政は州長官に直屬する民政部長之を統ぶ。行政及警察の兩部に岐たる。而し

て其所管の地域を四市五區に分ち、區下に聯合村團を置き團下に村を置けり。

(4) 市制 旅順、大連、貔子窩及金州に市制を布く。大連は特に特別市制を布き、大藏省指揮の下に東清鐵道會社之が建設に當り市長、市參事會を置く。旅順に市會を置き、貔子窩に臨時貔子窩區長を置く。而して大連市を除くの外後改めて市廳を設置せり。

(口) 村落行政機關 關東州中市制施行地域以外を統轄するが爲、聯合村團を置き各行政區を定む、而して各區に區長及村長を置く、而して區長は土人中より民政部長之を選抜任命し、村長は村會に於て之を選擧し區長之を任命せり。各行政區劃は後之を村落行政機關と稱せり。其の區劃左の如し。

行政區名	聯合村(有給)	村(有給)	屯
貔子窩	四	二	三三六
甲子	四	二	三九五
高店	五	二	三七八
州	四	二	三七四
旅順	二	二	二九

島嶼行政區は後其の東部を貔子窩に西部を金州に併合せり。

(2) 特別行政 特別行政は州長官の下に外務省所屬の外交官を置いて涉外事務に當らしめ、財務部長を置いて財政事務を掌理し、帝國會計検査院監督の下に會計検査を司り、内務省管轄の下に郵便電信事務を處理し、陸軍工務部監督の下に建築道路の行政を司り、別に州長官に屬する鑛山技師を置いて鑛山の調査に關する事項を處理せり。

三 司法行政 裁判所は第一審通常裁判所として旅順に地方裁判所を置き、之に對する控訴はイルクック控訴院之を管轄す、併せて勸解裁判所を置き別に土人裁判所を置けり。土人裁判所は州内土人間に生じたる民事訴訟事件を管轄し特に土人の慣習に依りて之を審理せり。

4 我が統治時代

(一) 軍政時代

我が軍關東州に入るや明治三十七年五月先づ金州軍政署を開始し、次で大連軍政署を設置し、軍務の補助と地方人民の慰撫に當らしめたり。當時金州軍政署は管轄區域最も廣く、行政上の施設頗る複雑なりしを以て、同年六月金州軍政署行政組織並事務綱領を制定告示し、管内に五箇の民務區を設け各

民務区内に若干會を分設し、各會内に若干村を配置する制を定め、住民の名望ある者を民務長以下に選任し、以て我軍政の徹底を期したり。會とは我内地の町又は村に相當し、村(後に屯と稱す)とは略々内地の大字に類似せり。遼東守備軍時代に至り我軍政は漸く其の緒に就き、地方行政に關しても着々其の基礎を定めたり。明治三十七年十二月遼東守備軍政規則を發布し、舊露國租借地域を旅順、大連(青泥窪)、金州の三政區に分ち、之に軍政委員を配置し、金州政區は更に五管區を設け、陸軍士官又は高等文官を以て管區長に充て、従来の民務所は之を廢止し、且つ會長、村長(後に屯長と稱す)の職務を定むる等漸く施設の統一を得るに至れり。翌三十八年關東州民政署設置せられ、軍政署を撤廢し制度の刷新を見るに至りたるも、會屯制度に付ては多く更改する所なし。

(二) 都督府時代

明治三十九年九月關東都督府の設置せらるゝや、關東州内を旅順、大連、金州の三區に分ち地方行政機關として民政署を置く。明治四十一年十一月州内を二區に分ち旅順、大連を民政署として金州民政署を廢して大連民政署の支署となす。金州民政署の下に普蘭店、貔子窩の二出張所を置けり。市制に關しては邦治の初期大連及旅順は既に市街地として急速なる發達を爲し、明治三十八、九年の交既に大集團地なりしが、草創の際未だ自治團體を組成するの機運に達せず、單に汚物掃除其の他の

事務を處理する爲、我軍憲監督の下に公共的團體の組織を見るに至れり。即ち明治四十年二月都督府は府令第九號を以て衛生組合規則を定め、民政署長の必要と認むる區域内に衛生組合を設置せしめ、之をして汚物掃除、清潔方法、消毒方法其の他傳染病豫防救治等公衆衛生に關する事務を擔當せしむることとし大連、旅順、金州に之を實施せり。當時衛生組合は市民唯一の公共機關にして、選舉に依り委員を擧げる等略々自治體の形體を有せしも、其の管掌する事務は僅かに衛生事務の一部に過ぎず當時尙施政草創の際にして素より施設の普及も期し難く、旅順及大連の市街地に於ては別に實業會、町内會、聯合町内會等年を逐ふて諸種の私設團體簇生し、其の結果漸く弊害を生ずるに至りたるを以て、大連市民中全市の各團體を統一して一團となし、團結融合の實を擧げんと目的を以て市の設置方を建議するものあるに至れり。顧るに戦後一時に蝟集せる關東州内の邦人は當初去來恒なく土著心に乏しかりしが、環境の安定に伴ひ漸次居住地に愛着心を生じ、自ら公共思想の發達を醸成するに至りたるを以て、都督府は時代の趨勢に鑑み、自治の訓練を爲し徐ろに他日の素地を爲すの緊要なるを認め、大正四年九月府令第二十六號を以て大連及旅順市規則を制定し、従来の衛生組合を廢止して新に市を置き、同年十月一日より之を實施せり。

會制度に關しては從來何等法規の據るべきものなく、其の地方の慣習を參酌し、常に警察官吏の監督

の下に地方公共事務に付自治的に之が訓練を爲し來れるに過ぎず、從て何等積極的施設の見るべきもの寡なりしが、施政以來銳意我官憲は之が指導に當り、教育機關の増設、苗圃設置其の他の産業の獎勵等地方開發に關し、近時稍其の面目を一新せるも、上述の如く制度の確立せるものなく指導區々にして統一を缺き、發達遲々たりしを以て、其の制度を確立して之が統一改善の必要なるを認めたりしも當時、會の實情は内地同様の自治制度を施行すること尙早なりしを以て、大正八年二月民政長官の依命通牒を以て大要内地其他植民地に於ける行政に準據し、會行政準則及其の附屬諸規則を制定施行し、以て會行政の整備刷新を圖れり。之に依て會に會長を置き、民政署長又は民政支署長の指揮監督を受け、一面官治行政の補助を爲さしむると共に、會の自治機關として會務を處理せしめたり。會には特別の事情ある場合には副會長を置き、會長事故あるときは副會長又は上席書記之を代理す。會は又書記若干人を置き會長の命を承け、庶務會計の事務に従事し、別に出納役を置かずして出納に關する一切の責任は會長に負はしめ之を掌理せしめたり。會の下に小行政區劃として街、屯あり。街、屯には處務便宜の爲め街、屯長を置き、會長の職務を補助執行せしむ。街、屯長の下には其の代理者若くは區長を置くことを得せしめ會長又は街、屯長の補助機關として、其の區域内に於ける所定の事務を處理せしむ。

二四

會長及書記は有給吏員とし、街、屯長及其の代理者等は名譽職とし、總て民政署長又は民政支署長之を任命せり。會には諮問機關の如き別段の組織なく、街、屯長會を以て之に充てたり。即ち街、屯長は一面に於ては會長の補助機關と爲り他面に於ては街、屯長會員として會長の諮問機關と爲り會の自治行政に關する特定の事項に付、會長の諮問に應じ以て民意の暢達に便せり。

(三) 關東廳時代

大正八年四月都督府を廢して關東廳を設置するや、同年八月州内を大連、旅順、金州の三民政署の管轄に分てり、即ち従前の金州民政支署は之を民政署とし、普蘭店及貔子窩の二出張所は金州民政署の支署とし、以て三民政署二支署の制に改め、次で大正十三年十二月金州民政署を廢して金州民政支署を置き普蘭店及窩子貔子民政支署と共に大連民政署の管轄に屬せしめたり。昭和五年十月更に金州、普蘭店、貔子窩三民政支署を民政署とし州内は五民政署の管轄となれり。

市制に關しては其の後時運の推移と市勢の現状とに鑑み、大正八、九年に互り大連及旅順市規程中に教育及衛生の事務に付市に常設委員の設置を認め、又大正十年十一月大連市に於ける市會議員の定員増加と共に、之が選出方法を官、民選各半數に改め其の他の市の掌理すべき事務の範圍に付逐次之を擴張し高等女學校及商工學校の經營其の他廣く社會事業に關する施設經營を爲さしむる等、市制度の

二五

内容に付逐次改正を施せり。然れども市規則に依る市制度は過渡時代に於ける便宜の制度なりしを以て、市制の根本的改正に付、市制調査委員会を定め、旅大兩市に於ける官民有識者を擧げて委員と爲し、慎重之が研究討議を果ねしむる所ありたり。大連及旅順市規則に依る市制實施以來大連、旅順兩市の發展は駁々として顯著なるものあり、大正十三年に於ける人口は大連市は十四萬六千、旅順市は二萬二千を算し、之を市規則施行當時に比すれば殆ど倍加し、市住民の自治的訓練も亦年を逐ふて向上し、市勢の狀況亦昔日の比にあらず、是に於て多年の懸案たる市の自治制度を完備し、自治體たる市の實質を改善して益々其の發達を圖らんとし、市の過去及現況を參酌し關東州市制を確立せんとし、大正十三年五月勅令第三百三十號關東州市制の公布に依り、茲に多年の懸案たりし市自治制度の確立を見るに至れり。

(四) 關東州廳時代

昭和九年十二月二十六日附勅令第三百四十八號を以て關東局官制公布せられ在滿洲國大使館に關東局を又關東州に關東州廳を置き、關東州廳長官は大使の指揮監督を受け關東州内の行政事務を管理することゝなれり。

而して昭和十二年五月關東州廳の大連移轉及治外法權の撤廢に伴ふ關東局機構の改革に依り同年十二

月大連民政署を廢止して州内(大連市の區域を除く)を四民政署の管轄とせり。現在州内行政區劃は二市六十四會にして市、會、街、屯數を擧ぐれば左の如し。

區別	市數	區數	町數	會數	街		屯		計
					街	屯	街	屯	
大連市	一	七八	二三八	一〇	四	一八三	一	一八七	一
旅順市	一	一四	七六	一〇	二〇	一一一	一	一四二	一
金州	一	一	一	一六	二〇	一一一	一	一四三	一
普蘭店	一	一	一	一八	二〇	一一三	一	一四三	一
貔子窩	一	一	一	二〇	四	一一〇	一	一四四	一
計	二	九三	三二四	六四	三六	五三九	五	五七五	五

現行地方制度

一 市 制 度

現行市制は大正十三年五月勅令を以て公布せられ、同年八月一日より之を施行せり。而して本市制は本體に於て内地の市制に準據せるものにして、新制度に於ける主要なる點を擧ぐれば次の如し。

- (一) 市の法人格を認めたること
- (二) 市事務の制限を撤廢したること
- (三) 市會議員の選出方法を改善したること
- (四) 市會に議長及副議長を新に置きたること
- (五) 市參事會を新設したること
- (六) 市助役の選任方法を改め且つ任期を設けたること
- (七) 収入役を新設したること
- (八) 區委員を廢し區長及其の代理者を置くを得せしめたること
- (九) 市の公益に關し市會に於て意見を提出することを認めたること

- (十) 市の記債權を認めたること
- (十一) 市税の強制徴收に關すること

1 市の執行機關

市の執行機關は市長にして市長は市會の選舉推薦したる候補者三人中に就き大使之を選任す。市長の補助機關に助役、収入役、書記其の他の吏員あり助役及収入役は市長の推薦に依り市會に於て之を定め其の就職は大使の認可を要し、書記其の他の吏員は市長之を任免す。市長、助役、収入役の任期は四年とす。市長及助役は名譽職とし市規則を以て之を有給とすることを得せしめ収入役、書記其の他の吏員は之を有給とせり。市は處務便宜の爲區を劃し區長及其の代理者を置き、(旅順市十四區、大連市七十八區)臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ區長及其の代理者又は委員は名譽職とす、區長及其の代理者は市住民中より、委員は市會議員、名譽職參事會員又は市住民中より市長の推薦により市會之を定む。

市長は市を統轄し市を代表す。助役は市長の事務を補助し市長故障あるとき之を代理す。収入役は市の出納事務を掌る。書記其の他の吏員は市長の命を承け事務に従事す。區長は市長の命を承け市長の

事務にして区内に關するものを補助す。區長代理者は區長の事務を補助し區長故障あるとき之を代理す。委員は市長の指揮監督を受け財産又は營造物を管理し其の委託を受けたる市の事務を調査し又は之を處理するものとす。

2 市の議決機關

市會の組織は大使の定むる所に依り選舉したる市會議員及選任したる市會議員を以て組織し其の定數は旅順市に在りては十六人、大連市に在りては四十人とす。

議員の定數中旅順市に在りては十四人、大連市に在りては三十三人を民選とし其の市の住民たる日本人中被選舉權を有する者に就き選舉有權者之を選舉し其の他旅順市二人、大連市七人は官選とし其の市の住民中學識名望ある者に就き關東州廳長官、旅順市に在りては民政署長をして選任せしむ。現在は總て滿洲人より之を選任せり。

市會議員は名譽職とし其の任期は四年とす。市會に議長及副議長を置き市會に於て議員中より之を選舉し其の任期は議員の任期に依らしむ。市會は市に關する事項及法律勅令に依り其の權限に屬する事項を議決するものにして大體内地の市制に準せり又市に市參事會を置き、市長、助役及名譽參事會員を以て組織す。名譽參事會員の定員は六人として市會に於て市會議員中より之を選舉す。名譽參事會員の任期は市會議員の任期に依る。市會議員任期満了の場合に於ては後任名譽參事會員選舉の日迄在任す。市參事會は市長を以て議長とし市長故障あるときは市長代理者之を代理す。市參事會の職務權限は市會の委任事項を議決し市會に提出する議案を審査し其の他法令に依り市參事會の權限に屬する事項等なり。

3 市の施設事業

市の施設事業は市の財政状態を考慮して市民負擔の急激なる増加は之を避け漸を逐ふて之を擴張するの方針を採りつゝあり、現に施設に係るものを舉ぐれば次の如し。

- (一) 衛生施設
- (二) 教育に關する施設
- (三) 社會事業の施設
- (四) 市場
- (五) 公園

- (六) 公會堂
- (七) 屠場
- (八) 火葬場
- (九) 墓場
- (十) 街燈

(一) 衛生に関する施設

大連市に於ける衛生施設

一、汚物排除

本市に於ける汚物搬出作業は市の直營を本則とするも、作業區域の位置、地勢、交通關係其他利害得失を考慮して比較的直營作業困難なる區域（埠頭構内、福昌華工宿舍、北崗子溝人部落、小崗子溝天市場、白雲山馬車收容所及寺兒溝）は之を請負に附し市は其の作業を監督せり。而して本市近來の急激なる發展は戸數、人口の著しき膨脹に伴ひ汚物排出量に於ても豫想以上の増加を來したり。

(1) 屎尿作業

(イ) 屎尿搬出

市内の作業區域を十三區に分ち各區に衛生巡視及巡視夫一名乃至三名を配し收去作業の監督を爲さしめたり。而して之が運搬用として小崗子、沙河口、聖徳の一部及星ヶ浦の四區には二頭立馬車を、晴明臺、靜浦の二區には一頭立馬車を使用し薩摩、山縣、大山、近江、伏見、乃木の各區及聖徳の一部即ち市の中樞部たる區域は總て自動車輸送に依り北崗子糞池、及寺兒溝船積場に直送したり。

(ロ) 屎尿處分

市内東部より排出せる屎尿の一部（一七、二二〇石）は寺兒溝船積場に搬出して船積買受人に交付し其の他は北崗子糞池に輸送せり。中部の内小崗子區より排出せる屎尿の一部（一三、四八五石）は北崗子船積場に運搬し金州農會其他の買受人に交付し他は北崗子糞池に直送し同糞池構内に於て東部及聖徳區の一部より輸送せる屎尿と共に生肥として旅順農會其他近郊農民に賣却し、其の殘餘は同構内に設備せる淨化所を通過せしめて海中に放流處分せり。南部方面より排出せる屎尿は同地方山狭に假設せる晴明臺糞池に搬出し買受人に交付し西部の沙河口、聖徳街方面より排出せる屎尿は全部大連農會と契約をなし同農會設置の

西山會及三春柳の兩糞池に搬出交付し星ヶ浦區は同方面買受人の假設糞池に搬出處分せり。

(2) 塵芥作業

(1) 塵芥搬出

全市を十三區に分ち各區に衛生巡視及巡視夫一名乃至四名を配置し作業の監督を爲さしめ巡檢には星ヶ浦區に二頭立馬車を使用して同方面請負人の假設捨場に搬出せる外他は總て一頭立馬車を使用して市設北岡子捨場に搬出せり尙冬期間は採炭用石炭骸の排出多き爲自動車一日十臺を使用して之が搬出を爲したり。

(ロ) 塵芥處分

北岡子捨場に搬入せる塵芥は有價物撰別の請負人をして有價物を撰別せしめ残餘は埋立に利用せり。而して昭和十二年度之が請負金額は六千六百圓に達せり。

(3) 汚水及淤泥作業

汚水は晴明臺、靜浦、星ヶ浦及西部の四區に、淤泥は全市を二區に分ち各區に衛生巡視及巡視夫一名乃至二名を配し之に所要の人夫、馬匹及リヤカーを配屬し汚水は毎日、淤泥は一箇月一回の標準を以て本作業を施行せり。

汚水の終末處分は汚水を公設下水道に放流するを最善の方法と爲すを以て私設下水道の敷設に就ては常に之が勸誘督勵に努め逐年敷設數を増加しつつあり。

尙從來公設下水道の敷設なかりし老虎灘方面の區域に對し昨年九月より官に於て敷設工事に着手したるを以て市に於ても同方面居住者に對し私設下水道の敷設督勵に付之が專任の係を置き勸誘督勵に努めつつあり。

而して本年中に於ける敷設申込は四百五十三件、千六百六十四戸に達し着々其の効果を擧げつつあり、淤泥作業は各戸の汚水溝に沈澱せる淤泥を浚深し一頭立馬車を使用して北岡子塵芥捨場に搬出するの外中間督促の申込に對してはリヤカーを使用して迅速に本作業を施行せり、尙塵芥捨場に搬入せる淤泥は有價物撰出人請負人に依り石炭骸と混淆し堆肥の原料として賣却せらる。

二、道路清掃及撒水作業

(1) 馬糞捨集作業

市内道路の馬糞捨除は從來關東州廳土木課及市の協同作業として市街を播磨町より奥町に至る道路を境として東西二部に分ち東部は土木課西部は市の捨集區域と定め糞要街路は直營人夫を使用し其の他は請負に付し之が捨集作業を施行し來りたるも本年四月以降本作業全部を土木課に於て施行すること

となりたるを以て市は三月三十一日限り従来の作業を廢止せり。

(2) 撒水作業

撒水作業は街路の塵埃飛散を防止する爲四月より十一月中旬に至る間之を實施せり。而して其期間中氣温の關係上路面の乾燥度に相違あるを以て四、五、十、十一月は自動車十臺乃至十二臺、馬車十臺乃至十五臺を六、七、八、九月即ち盛夏には自動車十五臺、馬車二十二臺を使用し市内七箇所を設置せる給水所にて給水の上市内道路の大部分に亘り路面の構成、交通の繁閑等を考慮して一日二回乃至五回の標準にて適宜撒水を施行せり。

而して例年一日二百噸内外の上水を使用し來りたるも本年は之が使用を許されざると「コレラ」の發生に依り九月以降海水使用をも禁ぜられたる結果用水の不足を來し爲に一時撒水を中止したる箇所等もありて例年に比し撒水延間數並に使用水量等著しく減少し期間中の撒水延間數は六千九百九萬八千二百二十四間にして其の使用水量は十一萬一千七百四十噸なり。

(3) 道路清掃

本作業は市内大道路を土木課に於て施行し市は全市に亘り歩道の設けなき小道路（六間以下）の側溝を主として掃除を爲さしめ蒐集したる塵芥は手曳車又は馬車に依り塵芥捨場に搬出せしめたり。

尙市内道路の清掃に關しては關東州廳土木課大連市内各警察署及市等主催の下に毎月十五日を清掃日と定め市に於ては前日より三日間衛生作業用各車輛に宣傳看板を取付ける外宣傳ビラ等に依り市民の注意を喚起すると共に人夫馬匹を増員して道路清掃並に市内淨化に努めたり。

(4) 除雪作業

本作業は降雪の都度人夫を役使して自動車及手曳車に依り除雪し適當なる地域に搬出せしめたり。而して之に役使したる人夫延數千三百九人なり。

三、其他公衆衛生に關する事項

(1) 清潔法施行

清潔法施行は春秋二季各警察署主管の下に之を施行す市は検査日割並に施行標準を記載したる印刷物を市内各戸に配布し清潔法施行に關し市民の注意を喚起し其の徹底を期すると共に施行期間中は特に人夫、馬車を増配して排出物を迅速且清潔に搬出せしめ以て清潔法施行の實踐を擧ぐるに努めたり。

(2) 傳染病豫防補助

傳染病豫防の目的を以て四月十五日より十月中旬迄の期間各戸の便壺及塵芥箱並に公設廁其他不潔箇所消毒殺蛆劑及石灰を撒布せる外六月八、九の兩日蠅取デーを施行し蛆に關する「リフレット」

及標語ビラを各戸に配付すると共に自動車行列及映畫館に於ける宣傳「フィルム」映寫等に依り之が宣傳を行ふと共に各要所に消毒殺蛆劑を配付し一般市民に無料交付し蠅族發生の防止と殺蛆の徹底を期するに努めたり。

尙本年九月及十月に入りて當市に「コレラ」患者發生したるを以て警察と連繫し發生地城附近に便壺、屎芥箱其他不潔箇所等の消毒を臨時に反復施行したる外官より用水、野菜類等の消毒用「クロールカルキ」の供給を受け市内各戸に配布し一般防疫に協力し其の萬全を期すると共に一面衛生作業に直接従事する吏員並に傭人、苦力等に對しては警察醫の出張を乞ひて各作業所毎に全員豫防注射を施行し以て衛生作業を順調に遂行したり。

(3) 衛生思想普及宣傳

公衆衛生思想の普及向上を圖る目的を以て八月二十日より九月十日迄の期間に於て市内七箇所にて衛生活動寫眞會を公開し無料にて一般市民の觀覽に供し映畫に依る衛生思想の普及向上に努めたり。

(4) 公 設 廁

公設廁は現在二十八箇所ありて專屬衛生巡視一人を置き監督に當らしむる外利用者の多寡及場所等を斟酌し一箇所若は三箇所に擔任の掃除人夫一人宛を配し絶へず清掃並に消毒を行はしめ清潔保持に努

めつゝあり。

浪速町、吉野町、若狹町、西公園及安濟街公設廁は店舗住宅其他を附設せる建物に改築し浪速町公設廁は其の階上を性病無料相談、並に育児健康相談等社會衛生的施設に利用し他の公設廁附屬建物は有料貸付を爲し建物使用者をして公設廁の清掃保持監督其他温水暖房等の管理を爲さしめつつあり。

(5) 煤煙防止事業

市内に十三箇所の降下煤塵蒐集器を備付け降煤量を測定し又絶えず煤煙濃度の調査を爲すと共に市内會社、工場等に係員を派し各種汽罐の取扱方法並實地焚方指導を爲し取扱者の技術的改善を促し一面各家庭に對しては「リーフレット」の配布講演會並煤煙防止週間等を催して一般市民の注意を喚起し本事業の徹底に努めたり、尙燃焼相談所は本年六月起工し十二月十日竣工したるを以て直に煤煙防止係全部を移轉し本所の使命たる燃焼の比較試験並に器具機械の改良及機關士火夫等に對する焚方指導並に講習等に關する諸準備を爲しつつあり。

旅順市に於ける衛生施設

一、汚物 掃 除

旅順市内の汚物は大部分市に於て之が處分を爲すと雖市財政の都合と從來の慣例とに依り未だ掃除義

糞者に於て之が處分を爲すもの尠からず。而して市の衛生諸作業に要する人夫及馬匹は供給請負者をして之が供給を爲さしめつゝあり。

(1) 作業要の編成

全市の作業區域を五區に分ち新市街一區を二區とし舊市街を四區に分ち各區に衛生巡視一名宛を配屬し所要の人夫馬匹を配給し各種作業に當らしめつゝあり。

(2) 作業方法並汚物處理

(イ) 糞尿作業

屎尿は大部分之を賣却處分に付し以て市の財源に充つると共に附近農村の需用に應じつゝあり。之が處分に付ては従來の慣例に依り掃除義務者自ら處分するもの甚だ尠しとせざるも大部分は市之を處分せり即ち毎年競争入札に依り個人に契約の上汲取を行はしめ居れり。請負人は毎朝附近農村より屎尿買受の爲來集する約四、五十臺の糞車を使役し全市の屎尿を毎日若は隔日一回汲取り午前十時頃迄に市外に搬出し巡視は之を指揮監督せり。

(ロ) 塵芥作業

塵芥作業は人夫、馬夫各一名を配したる二頭立四輪車一臺を各區に配置し二日乃至三日毎に蒐集し

之を舊市街に在りては川端町新市街に在りては中學校西方海岸通りの假捨場に堆積し此處より自動車
を以て桃園町埋立地に運搬し埋立に利用しつゝあり。

(ハ) 汚水作業

汚水車は一頭曳四輪車にして一臺に付汲取人夫平均二人乃至三人を付し各區毎に一臺乃至二臺を配置し隔日一回汲取り之を市内各所に設けたる汚水放流所に搬出放流せり。

(ニ) 胞衣取扱作業

胞衣取扱作業は常備人一名を配屬し日々之が取扱を爲さしめ衛生上遺憾なからしめつゝあり。

二、道路撤水

(1) 撤水作業

街路の撤水は五月より十月末迄自動車二臺を以て路面の構成交通の繁閑等を考慮し新市街幹線道路に撤水し専ら保健衛生に努めたり。現在の撤水路面の延長は約八千三百七十一哩に達せり。

三、其他公衆衛生に関する事項

(1) 清潔法施行

春秋二期に於ける定期清潔法の施行に際しては之が施行標準及期日を印刷に附して之を各戸に配布し

清潔法施行に關し市民の注意を喚起し之が徹底を期すると共に特に人馬車輛を臨時増配して汚物の搬出を完全ならしめ且つ塵芥箱、便壺、汚水溜其の不潔箇所の消毒的措置を講ずる等一意清潔の勵行と其の保持に努めつゝあり。

(2) 傳染病豫防補助

傳染病豫防の補助としては五月中旬より十月下旬迄各戸の便壺、汚水溜、塵芥箱、公設廁其の不潔なる箇所に消毒殺蛆劑を隔日に撒布し傳染病毒傳播の蠅族發生の防止に努め又六月上旬より十一月中旬迄の蔬菜類出盛の季節には警察署と協力し市民に供給する野菜類に對し消毒を爲したり殊に本年は大連近郊に「コレラ」の發生を見たるを以て一層之が勵行を嚴にすると共に注意宣傳ビラを各戸に配布し市民の注意を喚起し之が豫防に努めたる結果之が侵入を防遏するを得たり。

(3) 私設下水道敷設奨励

公共下水道の敷設しある附近の居住者にして未だ私設下水道を敷設せざる者に對しては嚴重之が敷設を奨励すると共に下水道敷設に要する諸材料を直營にて製作し之を原價にて供給する等完成に努めつゝあるの結果近時之が敷設を爲すもの多きに至れり。

(4) 途上給水作業

途上給水制は下級滿人居住者の多き地域に設け衛生上の見地より不良飲料用水の防遏方法として設け

たるものなり。然るに年々需用者遞減するは生活改善向上に伴ひ上水道敷設増加によるものにして本作業には水栓監視一名、水栓番人七名を所定の箇所に配置し一定の水票を販賣所に販賣せしめて一般の需用に應じつゝあり。

四、公 設 廁

公設廁は現在八箇所ありて毎日之が掃除を爲さしめ石灰末又は消毒藥を撒布し以て尿尿汲取作業の缺陷を補足し兼て市民の保健維持に努め居れり。

(二) 教育に關する施設

小學校及公學堂等は直接關東州廳の經營する所なるも經費中人件費以外の需用費は各市に於て之を負擔し又學齡兒童の就學督勵及授業料の徴收は市に於て之を爲せり。以上の外大連市は中學校一、實業學校二及高等女學校一普通學堂六を經營せり。大連中學校、大連實業學校、彌生高等女學校は大正十五年六月、協和實業學校は昭和十年三月關東局令第三十號關東州公立學校規則に依る公立中學校、高等女學校及實業學校として其の設置を認可せられたるものなり。

中學校は男子中學校入學緩和の爲昭和九年四月一日開校したるものにして現在職員三十六名生徒第一學年、第二學年、第三學年、第四學年共各四學級にして八百四十八人を收容せり。

高等女學校は昭和三年四月一日より其の名稱を大連彌生高等女學校と改稱し公立女學校規則に依り關東高等女學校規則に依るを原則とす。尙時運の進展に伴ひ女子高等專門學校入學志願者激増したる爲従来の四年制度を改正して四年及五年の二種となし昭和二年四月一日より實施せり。現在の職員は四十二名にして生徒數一千五十九名なり。

學級及生徒在籍數次の如し。

學年別	學級生徒數	
	學級數	生徒數
第一學年	五	二七四
第二學年	五	二六八
第三學年	五	二七三
第四學年	四	二二六
第五學年	一	二八
計		一、〇五九

昭和十二年の卒業生及入學生徒數を擧ぐれば次の如し。

卒業生	入學生	
	入學	卒業
第一學年	二六八	一
第四學年	一	三三二
第五學年	三三	三七
計	三〇〇	二五八

實業學校の前身は商業並に出版業に従事する者に須要なる知識技能を授け善良なる實務者の養成を目的として設立したる商工學校なりしが昭和九年三月學則を改正之を實業學校となし従来の商科（三年卒業）及專修科の外に尋常小學校卒業程度を入學資格とする三年制度の工業科を新設し尙従来の專修科中電氣科の修業年限を二年に改めたり。而して昭和十二年末現在の職員は三十八名にして在籍生徒數は六百六十二名なり。

協和實業學校は滿人子弟の教育機關として昭和十年三月設立認可を受け昭和十年度より入學を許可し大連中學校の一部を假校舎に充て同四月一日より開校し昭和十一年六月校舎竣工したるを以て七月一日假校舎より新校舎に移轉したり。現在職員數二十名生徒は第一學年、第二學年、第三學年共三學級にして四百六十三名を收容せり。

(三) 社會事業の施設

社會事業の施設として擧ぐべきものは (イ) 職業紹介所 (ロ) 市營質舖 (ハ) 市營住宅 (ニ) 教育に關する施設等なり大連市に於ては昭和二年秋社會館を新築し同年より職業紹介所並附帶事業（臨時勞務紹介、簡易宿泊、人事相談、代書、技藝講習、婦人授産、託兒、講習講演、模範勤續者表彰、簡易食堂）並市營質舖を經營せり。

今昭和十二年中に於ける事業成績を擧ぐれば次の如し。

(4) 職業紹介所並附事業

一、職業紹介

性別	求人	求職	就職	就職比率
男	一、六〇〇	二、三三五	一、〇二九	四四%
女	八五二	四九九	四〇六	八一%
計	二、四五二	二、八二四	一、四三五	五二%

備考 本表中には臨時労働紹介を含む

四六

二、臨時労働紹介
 實人員三百十三人、延人員二千五十七人にして主として監視人、筆耕、郵便局臨時従事員、淨書、商品包装、廣告ビラ撒き、引越手傳、掃除人夫、祭禮人夫其の他雜役なり。

三、簡易宿泊
 實人員四百九人、延人員四千七百三十二人一日平均十三人前年に比し延人員に於て一千六百一人減

少せり。
 宿泊料は一人一泊金十五錢なり。

四、人事相談
 人事相談取扱件數五十三件にして其の主なるものは歸國に関する件、家庭に関する件、一身上に関する件、職業に関する件等なり。

五、技藝講習

種類	實人員	出席人員	出席延人員
ミシン裁縫	九〇		三、八七〇
編物	六三		一、八四七
和服裁縫	三九九		一三、五九二
計	五五二		一九、三〇九

六、婦人授産

種類	實人員	出席人員	加工點數	加工賃金額
ミシン裁縫	二二二	二、三四七	二、二六九	二、七三五・七二

四七

編 和 計	八 六六 九六	三三七 三、九五七 六、六四一	四八 二九七 六、三〇〇 八、八六六	四八六六二 六、八一九〇四 一〇、〇四一・十本
-------------	---------------	-----------------------	-----------------------------	-------------------------------

七、托 兒

本托兒所は技藝講習所及婦人授産部へ來所する者の兒童を預るものにして本年中の托兒數は實人員四十五名延人員千九百四十七名なり。

八、社會館實室の利用狀況

種 別	回 數	會 業	種 別	回 數	會 業
講 演 會	八四	五三七六	協 議 會	二	四二〇
講 習 會	四五	六七五	其 他	四八	五、一一五
展 覽 會	一	九三	計	一八〇	一、六七九

(ロ) 市 營 質 舖

資金十萬圓の借入金を以て大正十五年十二月十五日より社會館附屬住宅に於て開業せる市營質舖(常盤質舖)は社會館落成と共に昭和二年六月二十七日同館内に事務所を移轉せり今昭和十二年中に於ける業務成績を擧ぐれば次の如し。

區 別	入 數	斷 數	金 額	利 子	一 入 當	一 斷 當
貸 付	一一、〇〇七	二六、七四七	一三六、五四九	一、二四〇	一一、四〇〇	五、二一〇
貸 付 金 回 收	七、〇四二	二六、二〇四	一三三、八三九	一三、三五九	一八、八八六	五、〇〇六
流 質	—	二、〇四一	七、八六五	—	—	三、八八五
流 質 處 分	—	二、六八〇	九、三六六	二、〇四一	—	三、四九九

(ハ) 市 營 住 宅

大連市に於ては南山區、大正區、山縣通區、濠家屯東區、濠家屯西區、眞金町區、嶺前第一區、周水屯區の五區に八百六十九戸、外に單身住宅一棟(二十八室)を經營せり。而して本住宅の貸付狀況は本年に入り滿鐵地方部の解消を初め市内大小會社の奉天又は新京移轉に伴ひ市中には相當空家を生じ從來に比し住宅難緩和の傾向を見るに至りたるも市營住宅中返還したるもの僅かに百八十九件なりしに比し申込數二千二百十三件の多數に及び一軒の空家も無く使用料收入は左表の如く好調を續けたり。

年 別	調 定 額	收 入 額	未 收 入 額
昭和十二年自一月至十二月	一八二、〇九三	一八四、三五八	△三、二六六

旅順市に於ける市營住宅は千歳町、乃木町、學寮、鯖江町、朝日町、大津町、敦賀町、伊地知町の八箇所に六十二戸を經營せるが市内の貸家拂底の爲貸付状況良好にして常に空家を見たることなし。

(二) 教育に関する施設

市に於ける教育施設は行旅病人の救護及行旅死亡人の取扱貧民救助等にして昭和十二年中大連市に於て大連愛護醫院及日本赤十字社大連病院に委託收容したる者二百二十八人、延人員二萬四千三百四十人にして入院救護中死亡せる者五十七人、其他行路死亡人として屍體を收容し處置せる者十九人に達せり。又市内在住の貧困者にして生活費の救助を爲せし者二百三十件六十九世帯にして其の他窮民にして旅費を給與し内地其他朝鮮方面へ送還したる者四十三人に及べり。尙旅順市に於ては行路死亡人として屍體を假埋葬せる者十一人又貧困者にして年末に際し救助を爲せし者六月に達せり。

(四) 市 場

大連市中央卸賣市場は昭和三年六月二十七日より其の業務を開始し昭和十一年十一月十日入船町一番

地に新市場竣工したるを以て全月二十一日入船町四番地の舊市場より移轉せり現在仲買人は日本人十二名滿洲人三十八名計五十名にして日本人滿洲人各別に組合を組織し居れり。昭和十二年中に於ける取引高次の如し。

種 別	日本輸入品	臺灣輸入品	朝鮮輸入品	支那輸入品	滿洲及關東州生産品	計
蔬 菜	五三、四四〇	三、三三三	三、〇〇〇	一、八六〇	一、九六〇	六三、六〇三
果 實	七、四四三	七、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二八、四四三
計	六〇、八八三	一〇、三三三	四、〇〇〇	二、八六〇	二、九六〇	七〇、〇三六

大連市に於ける小賣市場は信濃町（十二月十四日閉場）、大連西、山縣通、小崗子、千代田町、晴明寮葛町の七箇所にあり何れも其の管理經營等適切なる方針を樹て事業を經營せり。昭和十二年中に於ける賣上高を示せば次の如し。

市場名	賣上高	市場名	賣上高	市場名	賣上高	市場名	賣上高	市場名	賣上高	市場名	賣上高	計	
信濃町市場	四、一四〇	山縣通市場	五、四〇〇	大連西市場	四、〇〇〇	小崗子市場	一、三〇〇	千代田町市場	一、三〇〇	晴明寮市場	一、三〇〇	葛町市場	三、四〇〇
計	一、一四〇	計	一、一四〇	計	一、一四〇	計	一、一四〇	計	一、一四〇	計	一、一四〇	計	一、一四〇

旅順市に於ては朝日町に一箇所設置しあるも保證金を納付せしめ有料貸與し書記一名を兼務せしめ物價表の調製、衛生上に關する事項等を監督せり。昭和十二年中に於ける資上高は十九萬二千四百六十五圓に達せり。

(五) 公園及兒童遊園

現在の大连市中央公園は關東廳の經營時代は大連西公園と稱したりしが移管後市は中央公園と改稱したり。公園施設の改善に關しては移管以來委員を設け鋭意研究を重ね移管條件の示す所に従ひ施設の緩急を考慮し公園改良十年計畫を樹て毎年豫定改良事業を實施し之が完成を期すべく努力しつつあり又大连市に於ては市内二十七個所に兒童遊園地を經營し兒童の體育向上に資しつつあり。旅順市に於ては關東局施政三十周年記念事業として昭和園前に公園を設置することとし關東軍經理部倉庫跡二千五百六坪の無償貸下を受け公園施設の完備を急ぎつつあり。

(六) 公會堂

旅順市公會堂は昭和園と命名し一般公衆の爲め公共的諸般の會合に使用し一面公會堂として使用せざる期間民衆娯樂の爲各種興行を爲さしむべく興行經營者を選定して之に有料貸與せり又蛟島町公會堂暨公園は旅順市内在住の滿洲人の娯樂場として各種の支那興行を爲さしむる爲支那興行者を證衛し

有料貸與せり。

(七) 屠場

屠場は大連旅順兩市共各一箇所、外に大连市には沙河口、寺兒溝に各分場あり昭和十二年中に於ける屠殺數を擧ぐれば次の如し。

市名	別	大牛	中牛	小牛	馬	騾	驢	羊	山羊	豚	計
大连市		八五九	六二〇	二六七	五五	四五	三五	二〇〇	二四九	五七九	七三九
旅順市		二〇	三	八	二	二	五	一	五	九	四六

(八) 火葬場

火葬場は大连市、旅順市共各一箇所にして昭和十二年中に於ける取扱數を擧ぐれば次の如し。

場名	所	大	小	人	計
大连市火葬場		△	△	一、三三八	九八七
旅順市火葬場		△	△	一、三四八	五八七
				四〇五五	一、五七四

備考 △は火葬料免除者数を示す

(九) 墓地

昭和十二年に於ける墓地使用者数は大連墓地百九件、旅順墓地六件あり滿洲國建國以來同胞の土着心を煽り逐年使用者を増加しつつあるは誠に喜ばしき現象なりとす。

(十) 街燈

大連市に於ける昭和十二年十二月末日現在街燈數電燈四千七百三十二箇にして之を詳細に示せば次の如し。

電燈

電燈別	三〇〇	二〇〇	一〇〇	六〇	三〇	計
電燈料金	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三,〇〇〇
電燈數	三〇〇	二〇〇	一〇〇	六〇	三〇	計

(4) 市の財政

市には収益を生ずる財産多く使用料及手数料等其の他の収入亦僅少なを以て市經費の大部分は大連

旅順兩市共之を課税に俟たざるべからず市税として賦課せるものは戸別割、關東州地方税附加税及特別税の三種にして戸別割は市歳入中其の主位を占む。

戸別割は市内に於て一戸を構ふる者、一戸を構へざるも獨立の生計を營む者、營業所を有する法人又は法人に非ざる社團も之を法人と看做し其の資産所得及生計又は營業狀態を斟酌し等差を設けて之を賦課せり。

附加税は關東州地方税、雜種税中不動産に關する權利取得税に對し其の百分の五十を附加して隨時之を徴收す。

市税特別税は大連市に於ては貸家税、諸車使用税、遊興税、出張販賣税、旅順市に於ては貸家税、遊興税、出張販賣税を徴收せり。

大連、旅順兩市に於ける昭和十三年度一般會計豫算の編成に付ては既定經費は成るべく之が節約を計ると共に市事務の整備に要する經費及市の發展に伴ふ經費の増加並市民の福祉を増進する上に於て必要と認むるもの、外は之が計上を差控へ此の際假令僅少なりと雖市税戸別割の輕減を計る方針の下に之が編成を爲せり。

因に昭和十三年度に於ける市歳入歳出豫算を示せば次の如し。

寄物件 附費却 金代	科 目	
	大 連 市	旅 順 市
七〇〇	三〇〇	三〇〇

臨時部

前 年 度 比 較	經 常 部 計	内 譯				
		特別 税 出 張 販 賣 税	特別 税 遊 興 税	特別 税 諸 車 使 用 税	特別 税 貸 家 税	戸 別 不 動 産 取 得 税 附 加 税
二六二三四九	二七四二九八五	二〇〇〇	二二〇〇〇	四〇〇〇〇	二四三〇〇	二八七〇三〇〇
		二〇〇〇	四〇〇〇〇		七五〇	七四、六〇〇
	二六三三七五	二〇〇〇	四〇〇〇〇			三〇〇
	二、三〇五					

五七

市 准 備 金 入 税	繰 上 金 入	財 産 賣 拂 入	市 町 村 助 成 金	補 助 金	使 用 料 及 手 数 料	財 産 よ り 生 ず る 收 入	科 目
二、二五三〇〇	二四六、五一〇	六六〇〇	一、〇〇〇	四八、四五五	二八、六八八	三八六、四三三	市
						二〇、五〇〇	旅
						二、二九	順
						二、三、八九六	市
						七、九八五〇	

市歳入歳出豫算
經常部
歳入

五六

社會事業費	職業紹介所費及社會館費	火葬場及墓地費	煤煙防置費	屠獸場費	給水場費	衛生費	體育費	教育費	普通學堂費	公共學堂費	小學校費	協和實業學校費	實業學校費	高等女學校費	中等學校費
-------	-------------	---------	-------	------	------	-----	-----	-----	-------	-------	------	---------	-------	--------	-------

一五〇、八五六	一四二、三五三	九一、八四〇	六三、七六五	一五六、六一五	五四、〇三〇	三七、三一八	一四、九七六	四九、八二五	六一五、五九三	三九、八一	二六、五五四	一九、〇二二	一三、三二六	二五、〇五四	六、〇六〇
---------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	-------

二、四六六	一、四四八	三、〇八五	一、五七二	一、九五〇	八、三六六	六、〇六九	一〇〇	二、四六六	二、四六六	二、四六六	二、四六六	二、四六六	二、四六六	二、四六六	二、四六六
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

五九

會市神	科	目	經常出		前年度比較	前年度合計	臨時部	借入金	貸入金	補助金	補入金
			大	旅順市							
會	役	費	二六〇	三、一八二	增	一八六、五八九	減	三、一六七、〇二五	減	一〇三、九五〇	一五三、〇二五
市	社	費	四二六、九五三	三、〇五五	減	一〇二、六四五	減	二六、六五〇	減	二六、六五〇	二六、六五〇
神	所	費	二六〇	三、〇五五	減	一〇二、六四五	減	二六、六五〇	減	二六、六五〇	二六、六五〇
合計			二六〇	三、〇五五	減	一〇二、六四五	減	二六、六五〇	減	二六、六五〇	二六、六五〇

五八

科 目	大 預 算	
	市	旅 順 市
營業學校建築費本年度支出額	六,一五〇.〇〇	一,五〇〇.〇〇
實業學校建築費本年度支出額	三〇〇.〇〇	二五,〇〇〇.〇〇
聖地會館營繕費本年度支出額	六〇〇.〇〇	四,一〇三.〇〇
那齊場建築費本年度支出額	一九三,四九一.〇〇	三,〇五〇.〇〇
公債	一三二,八〇〇.〇〇	二,五一一.〇〇
補助	三四,七九九.〇〇	
繰戻	三〇,二九八.〇〇	
防塵	三〇,〇〇〇.〇〇	
傳染病預防	四,七三五.〇〇	
臨時事業調查費	五〇〇.〇〇	
公園改良費本年度支出額		
訴訟費		

臨時部

六一

前 年 度 比 較	經 常 費		公 務 費		公 債 費		公 債 費		公 債 費		公 債 費		公 債 費		公 債 費		公 債 費	
	計	費	費	金	出	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費
救 助 費	四〇〇,九四																	
小 市 場 費	一八七,六四																	
家 畜 費	五〇,四九〇																	
產 業 費	五,九七二																	
公 園 費	二二,九六九																	
植 樹 費	五四〇,三三																	
街 燈 費	一六〇〇〇																	
財 政 費	四二,九七六																	
雜 項 費	七三,二六三																	
公 務 費	三三,〇〇〇																	
公 債 費	一五,〇〇〇																	
預 算	二,三二九,八五三																	
前 年 度 比 較	三一七,二二四																	

六一

科 目	管 公 難 營 業 線	
	理 債 價	入 籍 入
費 費 費 費 費		
大 通 市 旅 順 市	七〇、二八五	六、六〇〇
額	六、四二二	九、〇〇三
	四〇〇	一〇

歳
出
部
常
經

前 年 比 較	合 計	使 用 料 金	
		入 金	入 料
増	二〇、七三五	二八、九一八	一九一、六三三
増	二七〇九	二七、〇〇九	二、〇〇〇
増	二二、二四九	二、七〇〇	三、三三三
増	二、七五〇	一、七五〇	一、〇〇〇
増	三三〇	三三〇	三三〇

財 産 よ り 生 ず る 收 入	科 目	大 通 市 旅 順 市	
		額	額
		一五、一六八	

歳
入
部
常
經

特別會計市營住宅經營歳入歳出豫算

(昭和十三年度)

前 年 比 較	歳 出 合 計	前 年 比 較	臨 時 部 計	密 支 出	自 立 入 金	積 立 入 金
増	一八六、五八九	減	八四七、一七三			
	三、一六七〇三五	減	一三〇、五五五			
	一、八六、五八九	減	一、二二、三〇〇			
		減	四六、七〇四			
		減	一、五三〇三五			
		減	一〇、二六四五			
		減	三、八〇三			
		減	一、一〇〇			
		減	四、五〇〇			
		減	一、〇三入			

歳入		歳出	
科目	目	科目	目
財産より生ずる収入	寄附金	表彰費	基本財産造成費
前年度比較計	増	前年度比較計	増
二、四〇〇	二、六〇〇	四九二	四九二
一〇、〇〇〇	一	四四、七九九	六、一〇二
三、四、七九八	六、一〇二	四四、七九九	四、七九九
四四、七九九	六、一〇二	四四、七九九	六、一〇二
一〇、〇〇〇	一	四四、七九九	四、七九九
三、四、七九八	六、一〇二	四四、七九九	六、一〇二
四四、七九九	六、一〇二	四四、七九九	六、一〇二

大連市特別會計恩賜基本財産歳入歳出豫算

(昭和十三年度)

歳入		歳出	
科目	目	科目	目
公債	臨時債	退職立	職死給與金
前年度比較計	増	前年度比較計	増
二七、三五九	二〇、七三五	一〇、〇〇〇	一、〇七六
二七、三五九	二〇、七三五	一〇、〇〇〇	一、〇七六
二七、三五九	二〇、七三五	一〇、〇〇〇	一、〇七六
二七、三五九	二〇、七三五	一〇、〇〇〇	一、〇七六
二七、三五九	二〇、七三五	一〇、〇〇〇	一、〇七六
二七、三五九	二〇、七三五	一〇、〇〇〇	一、〇七六
二七、三五九	二〇、七三五	一〇、〇〇〇	一、〇七六
二七、三五九	二〇、七三五	一〇、〇〇〇	一、〇七六

大連市特別會計基本財産歳入歳出豫算

(昭和十三年度)

大連市特別會計質補經營歲入歲出豫算

(昭和十三年度)

前年度比較	合計	歳入		歳出	
		質補收入	豫算額	質補費	豫算額
		三三三,九七七		三三三,九七七	
		三三三,九七七		三三三,九七七	
		五五,一三九		五五,一三九	

六六

大連市特別會計吏員退職死亡給與金歲入歲出豫算

(昭和十三年度)

前年度比較	合計	歳入		歳出	
		退職給與金	豫算額	退職給與金	豫算額
		三〇,〇〇〇		三〇,〇〇〇	
		三〇,〇〇〇		三〇,〇〇〇	
		三〇,一三〇		三〇,一三〇	

大連市特別會計中央卸賣市場歲入歲出豫算

(昭和十三年度)

前年度比較	合計	歳入		歳出	
		雜收入	豫算額	雜費	豫算額
		三八〇,〇〇〇		二五,三五八	
		一九,九五〇		六〇,八〇〇	
		一八〇,〇〇〇		二八,〇〇〇	
		五〇〇		二,五〇〇	
		四,〇〇〇		七五〇	
		一,四五八,二八八		三,四五〇,〇〇〇	
				一九〇,〇〇〇	
				三〇,〇〇〇	
				八,四九一	
				三八五,七九九	
				一,四〇〇,六一一	
				三二,三五四	

六七

大正十三年市制實施以來市經費決算及昭和十二年度市稅賦課狀況並昭和十二年度市稅戶別割負擔狀況を擧ぐれば次の如し。

市經費決算調

年	大連市	旅順市
大正十三年	七六三、六九二	九〇、二七二
大正十四年	七九九、四〇四	一〇〇、二七九
大正十五年	一〇、二六、七五七	一五〇、五七六
昭和元年	一〇、六六、五六三	一〇八、二五六
昭和二年	一一、五一、四〇三	九五、一七五
昭和三年	一一、四、一五七	一〇五、七九七
昭和四年	一一、四、一五七	一〇五、七九七
昭和五年	一一、四、一五七	一〇五、七九七
昭和六年	一一、四、一五七	一〇五、七九七
昭和七年	一一、四、一五七	一〇五、七九七
昭和八年	一一、四、一五七	一〇五、七九七
昭和九年	一一、四、一五七	一〇五、七九七
昭和十年	一一、四、一五七	一〇五、七九七
昭和十一年	一一、四、一五七	一〇五、七九七
昭和十二年	一一、四、一五七	一〇五、七九七

六八

項目	昭和十二年度
獎勵金	六〇、八七七
取引強化積立金	三八、〇〇〇
臨時部計費	一一、四〇〇
前年度比較計	二四、一六五
前年度比較計	五七、六七七
前年度比較計	四〇、〇〇〇
前年度比較計	一、四五八、二八八

市稅賦課徵收狀況 (昭和十二年度)

市別	賦課種類	賦課額	徵收済額	未收入額	賦課額	徵收済額	未收入額
大連市	戶別割	一七、三三〇、八〇〇	一七、三三〇、八〇〇	〇	一七、三三〇、八〇〇	一七、三三〇、八〇〇	〇
	家興稅	八、六〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	〇	八、六〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	〇
	遊樂稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	貸與稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	諸車稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
旅順市	戶別割	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	家興稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	遊樂稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	貸與稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	諸車稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇

市稅賦課徵收狀況 (昭和十二年度)

市別	賦課種類	賦課額	徵收済額	未收入額	賦課額	徵收済額	未收入額
大連市	戶別割	一七、三三〇、八〇〇	一七、三三〇、八〇〇	〇	一七、三三〇、八〇〇	一七、三三〇、八〇〇	〇
	家興稅	八、六〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	〇	八、六〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	〇
	遊樂稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	貸與稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	諸車稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
旅順市	戶別割	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	家興稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	遊樂稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	貸與稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
	諸車稅	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇

六九

市税戸別割負擔狀況

(昭和十一年度)

市別	區分	戸別割賦課總額		賦課戸數に對する狀況	
		法 人	個 人	法 人	個 人
大 連 市	市	法人	個人	法人	個人
		計	計	計	計
旅 順 市	市	法人	個人	法人	個人
		計	計	計	計
合 計		法人	個人	法人	個人
合 計		計	計	計	計

二 會 制 度

現行會制度は大正十四年六月勅令を以て公布せられ、同年九月一日より之を實施せり、新制度に於ける主要なる點を擧ぐれば次の如し。

- (一) 會の法人格を認めたること
- (二) 會長の諮問機關として協議會を設けたること
- (三) 會計員を設置したること
- (四) 街屯長の代理者として副街屯長を設置したること
- (五) 會組合の組織を許したること
- (六) 起債の權能を認めたること
- (七) 會税其他諸收入の強制徴收の方法を定めたること
- (八) 會計其他に關し詳細なる規定を設けたること

1 會の執行機關

會の施行機關は會長にして有給吏員とし關東州廳長官之を任免す會長の補助機關として有給の書記、

書記補及技補出納機關として有給の會計員あり民政署長之を任免す但し特別の事情あるときは民政署長は會に有給の副會長一人を置き又は専任の會計員を置かず會長、副會長をして會計員の事務を兼掌せしむることを得、會長及副會長は之を名譽職と爲すことを得べく其の任期は會計員と同じく三年とす會の行政區劃たる街屯に街屯長及副街屯長を置き民政署長之を選任す街屯長及副街屯長は名譽職とし其の任期は三年とす又會には臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ、委員は名譽職にして會任民中より民政署長之を選任す。

七一

會長は會の事務を擔任し會を代表す、副會長は會長の事務を補助し會長故障あるときは之を代理す會計員は出納其の他の會計事務を掌り書記、書記補及技補等は會長の命を受け事務に従事す、但し會に副會長を置かざる場合又は副會長を置くも會長副會長共に故障あるときは上席書記をして會長の職務を代理せしむ。
街屯長は會長の命を受け其の街屯内に於ける會長の事務を補助し副街屯長は街屯長の事務を補助し街屯長故障あるときは之を代理す、委員は會長の指揮監督を受け財産又は營造物を管理し其の委託を受けたる會の事務を調査し又は之を處辨するものとす。

2 會の諮問機關

會長の諮問機關として會に協議會を置く、協議會は民政署長の選任する協議會員及會長を以て之を組織す、協議會員の定員は其の會の現住人口を標準として之を定むるものにして人口五千未満の會は八人、五千以上一萬未満の會は十二人、一萬以上二萬未満の會は十六人、二萬以上の會は二十人とす。協議會員は名譽職とし其の任期は三年とす、協議會は會長を以て議長とす會長故障あるときは其の職務を代理する者之を代理す。

協議會は會の事務に關し法令の定むる所に依り會長の諮問に應ずるものとす協議會に諮問すべき事項は (イ) 歳入歳出豫算を定むること (ロ) 法令に定むるものを除くの外使用料、手数料、會税及夫役現品の賦課徴収に關すること (ハ) 會借入金に關すること (ニ) 不動産の取得及處分に關すること (ホ) 基本財産及積立金等の設置、管理及處分に關すること (ヘ) 歳入歳出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務を負擔し及權利の拋棄を爲すこと (ト) 會規則を設け又は改廢すること (チ) 會に係る訴訟及和解に關すること (リ) 以上の外會に關する重要事項

3 會の施設事業

會に於ける施設事業は教育、勸業、土木、衛生、地方改良、救護、屠獸場、警備等なるが其の主なるもの、概要を擧ぐれば次の如し。

(一) 教育に関する施設

普通學堂を設置經營し滿洲人兒童の初等教育を施せり、滿洲帝國の肇建以來滿洲人子弟の向學心勃興に伴ひ就學兒童増し各會共校舎の狹隘を告げ年々之が増築を爲しつつあるの實況にして近時之が施設の整備を見各會一校乃至五校を經營し初等教育機關たるの實効を收め得るに至れり、昭和十二年末に於ける在籍兒童數及就學歩合を示せば次の如し。

在籍兒童數調

管内別	普通學堂數		教員數		在籍兒童數	
	普通學堂數	學級數	男	女	男	女
旅順	三	三七	一六八	一五八	七四九	七五〇
管内計			一六八	一五八	七四九	七五〇

就學歩合調

管内別	就學期既通者數		就學者數		就學歩合	
	男	女	男	女	男	女
旅順	一四九	一四九	一四九	一四九	一〇〇	一〇〇
管内計	一四九	一四九	一四九	一四九	一〇〇	一〇〇

管内別	就學期既通者數		就學者數		就學歩合	
	男	女	男	女	男	女
旅順	一四九	一四九	一四九	一四九	一〇〇	一〇〇
管内計	一四九	一四九	一四九	一四九	一〇〇	一〇〇

(二) 勸業に関する施設

一、農 業

會産業に関する事務及會民農業技術の指導に當らしむる爲會に技補一名又は二名を設置し専ら農業技術の進歩向上に努めつつある外試作場を經營し一般作物、特用作物、果樹等を栽培し之等作物の品質の向上を圖ると共に一般同業者に範を示し又一面各産業團體に對し夫々補助を爲し此等團體の活動を援助促進する等統制農業の開発向上に力を致せり昭和十二年末に於ける農業戸口耕地面積及主要農産物收穫高を擧ぐれば左の如し。

農 業 戸 口

管内別	専業		兼業		合計
	戸數	人口	戸數	人口	
金州	1,000	5,000	2,000	10,000	3,000
旅順	1,500	7,500	3,000	15,000	4,500
管内別	2,500	12,500	5,000	25,000	7,500

管内別	専業		兼業		合計
	戸數	人口	戸數	人口	
普島	1,000	5,000	2,000	10,000	3,000
子高	1,500	7,500	3,000	15,000	4,500
管内別	2,500	12,500	5,000	25,000	7,500

備考 日本人欄左傍△を冠せるは朝鮮人

耕 地 面 積

管内別	田		畑	
	總面積	農家一戸當平均面積	總面積	農家一戸當平均面積
旅順	3,337	0.003	3,365	0.003
金州	1,312	0.009	5,133	0.009
普島	3,465	0.013	7,536	0.013
子高	2,281	0.009	3,965	0.009
管内別	6,395	0.008	19,887	0.008

農産物收穫高

種別	旅順	金州	普蘭店	貔子窩	計
包米	3,000,000	1,500,000	1,000,000	1,000,000	6,500,000
高粱	1,000,000	500,000	500,000	500,000	2,500,000
粟	500,000	250,000	250,000	250,000	1,250,000
大豆	1,000,000	500,000	500,000	500,000	2,500,000
大麦	500,000	250,000	250,000	250,000	1,250,000
小麦	1,000,000	500,000	500,000	500,000	2,500,000
蕎麥	500,000	250,000	250,000	250,000	1,250,000
花生	1,000,000	500,000	500,000	500,000	2,500,000
稻	1,000,000	500,000	500,000	500,000	2,500,000
計	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	25,000,000

二、林業

公有林の造成及一般會民の植林獎勵の目的を以て苗圃を經營し松、胡藤、柞、イタチハギ等を栽培育成し之等の苗木を無償又は實費を以て需要者に配付する等鋭意植林の達成に努めつつあり、昭和十二年中に於ける地方苗圃事業成績を擧ぐれば次の如し。

地方苗圃事業成績

管内別	事業別	面積 畝	播種 床數	養成 苗木數	處分苗木數			未處分 苗木數
					床替及 抽出	棄却	計	
旅順	播種	1,000	100	10,000	8,000	2,000	1,000	
旅順	床替	2,000	200	20,000	18,000	2,000	1,000	
金州	播種	1,500	150	15,000	12,000	3,000	1,500	
金州	床替	3,000	300	30,000	27,000	3,000	1,500	
計		7,500	750	75,000	65,000	10,000	5,000	

合計	養蠶店		養蠶場		養蠶場		養蠶場		計
	床替	播種	床替	播種	床替	播種	床替	播種	
100,000 100,000 100,000 100,000	1,000 1,000 1,000 1,000	1,000 1,000 1,000 1,000	1,000 1,000 1,000 1,000	1,000 1,000 1,000 1,000	1,000 1,000 1,000 1,000	1,000 1,000 1,000 1,000	1,000 1,000 1,000 1,000	1,000 1,000 1,000 1,000	1,000 1,000 1,000 1,000

八〇

三、畜産

馬匹の改良に關しては農會と連絡して會民に對し繁殖牝馬の飼育を奨励し之に關東種馬所派遣の種牡馬を配して良質産駒の増産に努め又牛及豚の改良に關しては農會より種牛種豚の貸付を受けて極力之が使用を勧奨して改良種の増産を圖りつつあり其の他獸疫豫防に關しては各會相當額の豫算を計上し豫防藥品を購入分與する外農事試験場、民政署等の援助を受け之が防護に努めつつあり、昭和十二年末に於ける家畜家禽現在頭數及昭和十二年中に於ける家畜生産頭數を擧ぐれば次の如し。

家畜頭數

管内別	馬	騾	牛	豚	種羊	山羊	計
旅順	1,100	4,000	1,100	1,400	1,100	1,100	11,800
金州	1,200	4,200	1,200	1,500	1,200	1,200	12,500
普蘭店	1,300	4,300	1,300	1,600	1,300	1,300	13,200
子窩	1,400	4,400	1,400	1,700	1,400	1,400	13,900
計	5,000	16,900	5,000	6,600	5,000	5,000	53,500

家禽羽數

管内別	鶏	鶩	鶩	七面鳥	計
旅順	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
金州	1,100	1,100	1,100	1,100	4,400
普蘭店	1,200	1,200	1,200	1,200	4,800
子窩	1,300	1,300	1,300	1,300	5,200
計	4,600	4,600	4,600	4,600	18,600

八一

猪	1,000
羊	1,000
山	1,000
羊	1,000
猪	1,000
計	5,000

家畜生産頭数

管内別	牛	馬	騾	猪	羊	山	羊	豚	計
旅順	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
金州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
普蘭店	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
貔子窩	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000

(三) 市場

方家屯會鶏市場(九月中旬より十一月月上旬迄開設)を始め水師營會金州會貔子窩會城子會の各公設市場は何れも其の管理經營等適切なり、昭和十二年度中の使用料を擧ぐれば次の如し。

方家屯	五五九
水師營	八七九
金州	四、八九九
貔子窩	四、二四〇
城子	一四、七二九

(四) 屠場

屠場は市街地を構成する水師營會、大連灣會、金州會、普蘭店會、三十里堡會、貔子窩會、城子會の七會に於て經營するものなるが其の他の會に於ても公衆衛生的見地と會民の利便を圖る爲會に於て簡易なる屠殺場を設け會民に自家用屠殺をなさしめつあり。
昭和十二年中に於ける屠殺数を擧ぐれば次の如し。

屠場別	牛	馬	騾	猪	羊	山	羊	豚	計
水師營	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
大連灣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
金州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
普蘭店	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000

三十里堡	六	一	一	六	三	二
舖子	四	九	六	一	四	一
城子	五	一〇	二	五	三	一
計	一五	一〇	三	一六	一〇	三

(五) 公設浴場

公設浴場は水師營會に於て滿人衛生思想普及の一端として昭和八年より之を經營し居り其の管理等適切に行はれ居れり。

昭和十二年中に於ける入浴者數は大人九千三百一人小人二千四十八人にして計一萬一千三百四十九人に達せり。

4 會の財政

會も亦市と同じく未だ收益を生ずる財産少く使用料及手数料其の他の收入極めて僅少なるを以て會經費の大部分は之を會稅の賦課に俟つの外なし會稅は戸別割反別割並特別稅の三種とす。

戸別割は會内に一戸を構ふる者又は一戸を構へざるも獨立の生計を營む者及營業所又は事務所を有する法人又は組合に對し其の資産所得及生計の狀況等を斟酌し等差を設けて之を賦課す。

反別割は耕地山林及葦地に對し各地目毎に均一の課率を以て民有地に在りては其の所有者又は賃權者に官有地貸下地に在りては其の借地人に之を賦課す而して其の課率は一畝は四十錢以内とし其の制限を超過し課稅する場合は關東州廳長官の認可を受けしむ。

特別稅は營業割及雜種割の二種とす營業割は其の會内に於て關東州地方稅營業稅を納むる者に對し前年度納稅額の百分の十乃至百分の三十以内又雜種割は製鹽、在籍及外來船舶、屠畜、漁業、畜犬、網場、荷馬車、石材、漁網、貸家及馬車等の數種に分ち其の所有者又は經營者及行爲者に對し賦課し其の標準及課率は地方に依り等差あり。

昭和十三年度に於ける管内各會の豫算總額は百六十九萬三千六百一十四にして前年度に比し一萬二千八百八十四圓の増を示せり。

今昭和十三年度に於ける會歳入歳出豫算を示せば次の如し。

會歳入歳出豫算

歳入

經常部

(昭和十三年度)

科 目 名	管旅順民政署 內署	管金州民政署 內署	管普蘭店民政署 內署	管貔子窩民政署 內署	計
財產上之生計收入	4,500	2,500	1,500	1,500	10,000
使用料及手数料	100	100	100	100	400
交付補助金	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
補助金	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
繰入金	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
繰越金	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
財産賣却收入	100	100	100	100	400
市場收入	100	100	100	100	400
雜收入	100	100	100	100	400
會費	100	100	100	100	400
戸別納税	100	100	100	100	400
反別納税	100	100	100	100	400
營業別納税	100	100	100	100	400
計	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000

科 目 名	管旅順民政署 內署	管金州民政署 內署	管普蘭店民政署 內署	管貔子窩民政署 內署	計
維持現物	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
役及現物	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
合及現物	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
前年度比較増減計	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
計	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000

歲常部出

科 目 名	管旅順民政署 內署	管金州民政署 內署	管普蘭店民政署 內署	管貔子窩民政署 內署	計
會事務所費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
協會費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
士木會費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
普通學堂費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
學事諸費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
途撤水費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
給上水費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
計	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000

科 目 名	管旅順民政署 內	管金州民政署 內	管普蘭店民政署 內	管貔子窩民政署 內	計
會務所營業費	4,000	1,200	1,000	1,000	7,200
士木營業費	500	1,200	2,000	1,000	4,700
貸家營業費	1,000	1,200	2,000	1,000	5,200
普通學堂營業費	1,000	1,200	2,000	1,000	5,200
聯合營業費	1,000	1,200	2,000	1,000	5,200
屠獸場營業費	1,000	1,200	2,000	1,000	5,200
火葬場營業費	1,000	1,200	2,000	1,000	5,200
荒地營業費	1,000	1,200	2,000	1,000	5,200

八九

臨時部

前年度比較增減	經常部計	雜支	總計
增 4,000	增 10,000	增 1,000	增 15,000
增 1,000	增 10,000	增 1,000	增 12,000
增 1,000	增 10,000	增 1,000	增 12,000
增 1,000	增 10,000	增 1,000	增 12,000
增 1,000	增 10,000	增 1,000	增 12,000
增 1,000	增 10,000	增 1,000	增 12,000
增 1,000	增 10,000	增 1,000	增 12,000
增 1,000	增 10,000	增 1,000	增 12,000
增 1,000	增 10,000	增 1,000	增 12,000
增 1,000	增 10,000	增 1,000	增 12,000

諸稅及負擔	財源費	基本財產造成費	航空標識費	地方改良費	救助費	火葬場及共同墓地費	警備費	地方農園費	苗圃費	勸業費	市場費	屠獸場費	汚物掃除費	傳染病預防費	公設浴場費
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

八八

科	會	目	名	財産より生ずる収入	使用材料及手数料	交付金	補助金	寄附金	繰入金	繰越金	雑収入	鶏市場収入	會社及現品	夫役及現品
方家屯	山頭	水師營	三洞堡	營城子	王家店	小平島	樂家屯	岔溝	革鎮堡	計				
1,200.00	2,500.00	1,500.00	3,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00

旅順管内會社入歳出豫算

(昭和十三年度)

前年度比較増減	歳出合計	前年度比較増減	臨時部計	雜支	補助金	寄附金	財產買入費	積立金	勸業費	地方改良費	郷土館費	積戻金	電話設備費
1,200.00	2,500.00	1,500.00	3,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00

歲入合計	前年度比較增減
1,000,000	100,000
2,000,000	200,000
3,000,000	300,000
4,000,000	400,000
5,000,000	500,000
6,000,000	600,000
7,000,000	700,000
8,000,000	800,000
9,000,000	900,000
10,000,000	1,000,000

九三

歲出
經常部

科目名稱	方家屯	山頭	水師營	三洞堡	營城子	王家店	小平島	樂家屯	岔溝	茶棚堡	計
會務所費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
協議會費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
土木費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
普通學堂費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
學事諸費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
途上撤水費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
公設浴場費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
傳染病預防費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000
屠場費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000

市場	勸業	農園	農圃	苗圃	醫務	救助	地方改良	基本財產造成費	財產及負擔	雜支	豫備	歲出經常部計	前年度比較增減
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,000	1,000
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	22,000	2,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	33,000	3,000
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	44,000	4,000
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	55,000	5,000
6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	66,000	6,000
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	77,000	7,000
8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	88,000	8,000
9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	99,000	9,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	110,000	10,000

九三

科 目 名	財產 收入	及 使 用 手 續 料	交 付 金	補 助 金	附 金	總 入 金	總 收 入	會 費 及 稅	夫 役 及 現 品	歲 入 合 計	前 年 比 較 增 減
金州南	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
山馬家屯	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
小孤山	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
大孤山	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
董家溝	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
子黃	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
柳咀	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
玉皇頂	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
劉家店	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
裕山	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
十里	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
老虎山	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
大	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
鐵	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
開家樓	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
大通溝	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
南關	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
計	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

金州管内會歲入歲出豫算

(昭和十三年度)

科 目 名	會 務 所 營 繕 費	土 木 費	普 通 學 堂 營 繕 費	積 立 金	財 產 買 入 費	積 立 金	補 助 費	臨 時 部 計	前 年 度 比 較 增 減	歲 出 合 計
方家屯	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
山頭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
水師營	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三湖堡	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
營城子	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
王家店	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
小平島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鐵家屯	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
裕溝	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
董家溝	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

歲臨時部

會計科目	臨時部	
	金額	單位
會務費	100	元
名目	100	元
州南	100	元
山馬家屯	100	元
小孤山	100	元
大孤山	100	元
董家灣	100	元
子黃	100	元
廟咀	100	元
玉皇頂	100	元
劉家店	100	元
谷山	100	元
十里	100	元
侯老虎山	100	元
大	100	元
電	100	元
國家樓	100	元
大湖灣	100	元
南關嶺	100	元
計	100	元

臨時部

會計科目	臨時部	
	金額	單位
警備費	100	元
救助費	100	元
地方改良費	100	元
航路修費	100	元
基本財產	100	元
建設費	100	元
諸稅及負擔	100	元
財產費	100	元
雜支費	100	元
雜備費	100	元
經常部計	100	元
比較增減	100	元

會計科目	經常部	
	金額	單位
會務費	100	元
協議會費	100	元
士木費	100	元
第一普通	100	元
第二普通	100	元
第三普通	100	元
第四普通	100	元
第五普通	100	元
第六普通	100	元
第七普通	100	元
第八普通	100	元
第九普通	100	元
第十普通	100	元
第十一普通	100	元
第十二普通	100	元
第十三普通	100	元
第十四普通	100	元
第十五普通	100	元
第十六普通	100	元
第十七普通	100	元
第十八普通	100	元
第十九普通	100	元
第二十普通	100	元
計	100	元

經常部

科 目 名	普 蘭 店	石 河 嶺	老 爺 廟	三 十 里 嶺 四 道 河 子	土 城 子	廣 南 店	華 家 屯	姜 家 堡 子	正 明 寺	長 嶺 寺	林 家 屯	臥 龍 屯	粉 皮 溝	長 山 寺	關 帝 廟	快 馬 殿	鳳 鳴 島	計	
土 木 費																			1,200
管 理 費																			1,000
營 業 費																			1,000
薪 金 費																			1,000
火 災 保 險 費																			1,000
立 本 金																			1,000
積 立 金																			1,000
廣 告 費																			1,000
常 務 金																			1,000
補 助 金																			1,000
鄉 土 館 費																			1,000
臨 時 部 計																			1,000
前 年 度 比 較 增 減																			1,000
前 年 度 合 計																			1,000
增 減 比																			1,000

普蘭店管内會館入歲出豫算

(昭和十三年度)

科 目 名	普 蘭 店	石 河 嶺	老 爺 廟	三 十 里 嶺 四 道 河 子	土 城 子	廣 南 店	華 家 屯	姜 家 堡 子	正 明 寺	長 嶺 寺	林 家 屯	臥 龍 屯	粉 皮 溝	長 山 寺	關 帝 廟	快 馬 殿	鳳 鳴 島	計		
財 源 入 生	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
交 付 手 續 費																				
交 付 金																				
補 助 金																				
附 屬 金																				
總 入 金																				
雜 收 入																				
會 費																				
夫 役 及 現 品																				
歲 入 合 計																				
前 年 度 比 較 增 減																				

金州土木組合歳入歳出豫算

(昭和十三年度)

106

科	目	豫算額
寄附金	五、九八四	
分賦金	一一、二七六	
雑収入合計	一七、八五〇	

歳入

科	目	豫算額
事業費	三、一五〇	
會議費	一〇〇	
事業費合計	一七、八五〇	

歳出

龜子高道路組合歳入歳出豫算

(昭和十三年度)

歳入

科	目	豫算額
補助金	一〇、〇〇〇	
分賦金	四、五一九	
雑収入合計	一四、五七〇	

歳出

科	目	豫算額
事業費	四六一	
會議費	一〇〇	
事業費合計	一四、五七〇	

107

總子高管内總子高長山列島航路運輸組合歲入歲出豫算

歲入

科	目	豫算額	科	目	豫算額
使用料	三、九五二		財產賣拂代	六〇〇	
補助金	二、七〇〇		雜收入	三八	
越金	五〇		合計	三、〇〇〇	
賦金	四、六八〇		前年度比較増減		

一〇八

(昭和十三年度)

歲出

科	目	豫算額	科	目	豫算額
事業費	八、五二〇		歲出合計	八、五二〇	
費	三〇〇		前年度比較増減		

25x

臨時部

科	目	豫算額	科	目	豫算額
船舶建造費	二、一〇〇		歲出合計	二、一〇〇	
臨時部計	二、一〇〇		前年度比較増減		

夫役賦課人員

(昭和十三年度)

民政署別	區分	夫役賦課人員數		戸數	一戸當人員數
		計	人員數		
旅順	道路修繕	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三三三
金州	造林	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
普蘭店	公共林	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
觀子	公有林	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	平均	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一、四二九
前年度比較増減					

一〇九

32x

25x

計及平均	革館堡	岔溝屯	樂家	小平島	王家店	營城子	三灣堡	水師營	山頭
外滿日	外滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	外滿日	滿日	滿日	滿日
四二 一四七 三三八 三三四 〇〇〇	一 二六七 四八二 三三七 〇〇〇	二 二〇三 八六六 二九三 〇〇〇	三 一〇八 九七三 八三三 〇〇〇	五 七七一 八七三 八五三 〇〇〇	四 四二二 八〇二 五〇三 〇〇〇	四 九一六 七〇七 三三〇 〇〇〇	六 二四三 六八九 三二〇 〇〇〇	二 八三七 七二二 四二〇 〇〇〇	二 八三七 七二二 四二〇 〇〇〇
一七 四二 三七一 四〇一	七 三三七 三三七 四〇一	八 八九四 六四一 一九	七 三三 一五	一 八六 〇四	二 四三 三五	二 〇一 九〇	二 〇三 九〇	一 三六 二	
三三三 九四七 二五八	四 〇八 三五七 七七八	二 四九 四八五	四 〇七 一三四	四 五二 八〇〇	三 〇八 八三三	三 〇八 八三三	三 〇八 八三三	二 〇八 八三三	

一一一

方會	名區	分區	賦課總額	賦課戶數	一戶當負擔額
計及平均	魏子均	普關店	金州	旅順	民政署別區
外滿日	滿日	滿日	外滿日	外滿日	日本 滿洲人
一七 四二 三三八 三三四 〇〇〇	三 九七 七〇七 三三〇 〇〇〇	四 〇六 九三三 八八五 〇〇〇	四 八二 六八二 七四六 〇〇〇	四 一五 四三二 三八八 〇〇〇	日本 滿洲人
八 〇一 三八 五〇二	二 四四 四五七	三 三五 六三	一 八 九七 四四〇	一 七 四二 七〇	日本 滿洲人
八 八四 四〇二	八 九七 六一	七 七七 四四九	五 五六 六三三	四 四三 七〇	日本 滿洲人

旅順管内會戶別割負擔調

(昭和十一年度)

會戶別割負擔調

(昭和十一年度)

一一〇

普 關 店	會 分 區 名	賦課總額		賦課戶數	一戶當負擔額
		課	額		
滿日		五、六、七、八、九、〇	四、八、〇、〇、〇、〇	三、八、七、三、三	四、八、九、六、一
	計	四、八、〇、〇、〇、〇	四、八、〇、〇、〇、〇	一、八、九、四、九	五、四、八、六、六
	南	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	七、七、三、六、五	四、〇、三、三、三
	大	一、八、八、〇、〇、〇	一、八、八、〇、〇、〇	二、二、五、八、六	五、九、〇、三、三
	大	一、七、五、八、七、九、〇	一、七、五、八、七、九、〇	六、〇、九、五、九	八、八、八、六、八
	大	三、〇、〇、〇、〇、〇	三、〇、〇、〇、〇、〇	一、二、四、〇、五	二、七、八、七、七
	老	一、二、二、八、三、七、〇	一、二、二、八、三、七、〇	一、〇、一、六、四	一、一、九、九、三
	二	一、八、六、九、七、四、〇	一、八、六、九、七、四、〇	八、四、三、三	二、二、一、三、三
	二	一、六、九、一、五、七、〇	一、六、九、一、五、七、〇	八、〇、八、八	〇、九、八、四、八
	計	四、八、〇、〇、〇、〇	四、八、〇、〇、〇、〇	一、八、九、四、九	五、四、八、六、六

普關店管內會戶別割負擔調

(昭和十一年度)

一一三

劉 玉 黃 董 大 小 馬 南 金	會 分 區 名	賦課總額		賦課戶數	一戶當負擔額
		課	額		
滿日		二、九、四、一、八、八、〇、〇	二、九、四、一、八、八、〇、〇	九、七、〇	三、〇、三、〇、〇
	劉	三、五、六、六、一、六、〇、〇	三、五、六、六、一、六、〇、〇	一、三、一、八	二、七、〇、七、〇
	玉	一、九、八、六、六、四、五、〇	一、九、八、六、六、四、五、〇	一、三、三、七	一、四、五、九、〇
	黃	三、三、四、七、八、九、〇、〇	三、三、四、七、八、九、〇、〇	一、六、五、〇、四	二、〇、〇、〇、〇
	董	三、三、二、三、七、四、〇、〇	三、三、二、三、七、四、〇、〇	一、二、五、四、四	二、六、五、〇、〇
	大	二、九、二、一、六、八、三、〇、〇	二、九、二、一、六、八、三、〇、〇	一、二、七、八、三	二、二、八、〇、〇
	小	三、七、六、六、九、四、九、〇、〇	三、七、六、六、九、四、九、〇、〇	一、二、〇、九、七	三、一、〇、七、〇
	馬	二、二、七、二、七、三、〇、〇、〇	二、二、七、二、七、三、〇、〇、〇	七、八、四、八	二、八、九、六、三
	南	一、九、四、四、〇、〇、〇、〇	一、九、四、四、〇、〇、〇、〇	二、九、五、三、四	六、五、八、〇、〇
	金	二、四、四、〇、〇、〇、〇、〇	二、四、四、〇、〇、〇、〇、〇	二、一、一、四、一	一、一、四、〇、〇
	計	二、九、四、一、八、八、〇、〇	二、九、四、一、八、八、〇、〇	九、七、〇	三、〇、三、〇、〇

金州管內會戶別割負擔調

(昭和十一年度)

一一三

會名	區分	賦課種類	賦課戶數	一戶當負擔額
龍子	龍子區	滿日	二,九二〇	二,八〇四
夾心	龍子區	滿日	一,七二五	一,八二〇
東老	龍子區	滿日	六,六一七	七,三七一
碧洗	龍子區	滿日	六,六一七	七,三七一
城子	龍子區	滿日	二,〇五七	二,七九〇
計			二二,五	

龍子管内會戶別割負擔額

(昭和十二年度)

會名	區分	賦課種類	賦課戶數	一戶當負擔額
長山	長山區	滿日	一,四六二	一,〇五〇
朝陽	長山區	滿日	一,八五二	一,二二七
快馬	長山區	滿日	一,〇四三	一,〇六六
鳳鳴	長山區	滿日	一,三二七	一,〇六六
計			五,五八四	

會名	區分	賦課種類	賦課戶數	一戶當負擔額
石河	石河區	滿日	一,九一〇	一,六八八
老爺	石河區	滿日	一,八三〇	一,五八八
三里	石河區	滿日	一,六四八	一,〇九七
四道	石河區	滿日	一,六四八	一,〇九七
士城	石河區	滿日	一,〇八二	一,〇八二
亮甲	石河區	滿日	一,三九八	一,〇八二
華家	石河區	滿日	一,九一〇	一,〇八二
正明	石河區	滿日	一,三二七	一,〇八二
長嶺	石河區	滿日	一,三二七	一,〇八二
林屯	石河區	滿日	一,八四一	一,〇八二
隊龍	石河區	滿日	二,〇四一	一,〇八二
粉皮	石河區	滿日	二,二四三	一,〇八二
計			二二,四	

計及平均	觀子	普關	金州	旅順	民政署別
山宅耕林地	耕林地	山耕林地	山宅耕林地	山耕林地	區分
三九、八二〇、六六〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇	四、六六六、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	賦課總額
二、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	總反別
〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	一畝當
〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	賦課戶數
〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	一戶當負擔額

一一七

會反別割負擔調

計及平均	海子	獺島
滿日	滿日	滿日
三九、八二〇、六六〇	一、五五九、〇〇〇	二、〇三三、〇〇〇
二、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇
〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇
〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇
〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇

(昭和十二年度)

廣島	小島	大島	宋島	清水	楊樹	唐島	大島	夾河	楊樹	那家	賢子	崖家
滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日
二、五五九、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	九、九七三、〇〇〇
二、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	九、九七三、〇〇〇
〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇
〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇
〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇

一一六

族順管内反別割負擔調

(昭和十二年度)

會名	區分	賦課總額	總反別	一畝當	賦課戶數	一戶當負擔額
方家屯	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
山頭	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
水師營	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
三壘	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
營城子	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
王家店	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
小平島	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
樂家屯	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000

密溝	平均	總反別	一畝當	賦課戶數	一戶當負擔額	
計及平均	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000

金州管内反別割負擔調

(昭和十二年度)

會名	區分	賦課總額	總反別	一畝當	賦課戶數	一戶當負擔額
金州	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
南山	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
馬家屯	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
小孤山	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000
大孤山	山耕地	1,000,000	10,000	0.100	1,000	1,000

會名	區分	賦課總額	總反別	一畝當	賦課戶數	二戶當負擔額
普關店	山耕林地	四萬五千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
石河院	山耕林地	四萬五千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
老爺廟	山耕林地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
三十里堡	山耕林地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
四道河子	山耕林地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
土城子	山耕林地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
亮甲店	山耕林地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
華家屯	山耕林地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
義家堡子	山耕林地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647

普關店管内反別割負擔調

(昭和十二年度)

會名	區分	賦課總額	總反別	一畝當	賦課戶數	二戶當負擔額
董家溝	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
黃咀子	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
玉泉廟	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
劉家店	山宅耕地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
裕山	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
二里堡	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
老虎山	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
魏家屯	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
大魏家	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
闊樓	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
大魏家	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
南關	耕池地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647
計及平均	山宅耕地	三萬七千七百七十九	二萬七千七百七十九	0-250	17,000	1,647

110

正明寺	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
長嶺寺	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
林家屯	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
龍屯	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
隊屯	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
粉皮埔	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
長山寺	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
朝陽寺	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
快馬廠	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
鳳鳴島	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100
計及平均	山耕林地	17100	17100	0-100	17100	17100	17100

鏡子窩管內反別負擔調

(昭和十二年度)

會名	區分	賦課總額	總反別	一畝當	賦課戶數	一戶當負擔額
魏子窩	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
夾心子	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
東老灘	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
碧流河	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
城子屯	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
贊家屯	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
鄭家屯	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
楊樹底	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
夾河廟	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
大譚家	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
唐家房	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100
楊樹房	耕地	17100	17100	0-100	17100	17100

11111

清 水 河 耕 地	宋 家 屯 耕 地	大 長 山 耕 地	小 長 山 耕 地	廣 子 島 耕 地	輝 子 島 耕 地	縣 洋 島 耕 地	計 及 平 均 耕 地	會 教 育 費 負 擔 調				
								負 擔 總 額	戶 數	一 戶 當 負 擔 額		
15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00
15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00
15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00	15,820.00

會教育費負擔調

(昭和十三年度)

旅 順 州 順	金 州 順	普 州 順	計 及 平 均 高 均	民 政 署 別		
				負 擔 總 額	戶 數	一 戶 當 負 擔 額
148,158.00	156,283.00	178,695.00	101,092.00	584,228.00	10,206.00	57.24
148,158.00	156,283.00	178,695.00	101,092.00	584,228.00	10,206.00	57.24
148,158.00	156,283.00	178,695.00	101,092.00	584,228.00	10,206.00	57.24

旅順管内會教育費負擔調

(昭和十三年度)

會 名	分 區	負 擔 總 額	戶 數	一 戶 當 負 擔 額
山 頭	9,702.00	1,404.00	6.90	
水 營	17,550.00	2,635.00	6.66	
三 子	17,576.00	2,298.00	7.64	
營 城	22,400.00	2,508.00	8.50	
王 家	16,980.00	2,289.00	7.41	
小 平	5,515.00	914.00	6.03	
樂 家	5,427.00	684.00	7.93	
裕 家	6,961.00	981.00	7.09	
平 均	15,089.00	1,991.00	7.58	
計 及 平 均	148,158.00	20,626.00	7.18	

二三五

金州管内會教育費負擔調

會名	分區	負擔總額	戶數	一戶當負擔額
金州	州	一〇,一五〇,〇〇〇	五,〇三三	二,〇一六
南山	山	七,六三六,〇〇〇	八二〇	九,三二二
馬屯	屯	八,七四六,〇〇〇	一,四二八	六,一四四
小孤山	山	七,九七二,〇〇〇	一,二二三	六,五一八
大孤山	山	五,八一五,〇〇〇	一,三五〇	四,三〇七
黃旗	旗	一五,三九一,〇〇〇	一,八八六	八,一六〇
咀子	子	一〇,九〇九,〇〇〇	一,三〇五	八,三五九
玉皇	皇	一二,六一四,〇〇〇	一,三九九	九,〇一六
劉家	家	九,七三九,〇〇〇	一,〇一九	九,五六六
裕山	山	六,三三九,〇〇〇	八九六	七,〇七四
二堡	堡	六,三六四,〇〇〇	九二九	六,八五〇
老虎	虎	一一,五八一,〇〇〇	一,〇八五	一〇,六七三
大魏家	家	一二,六一七,〇〇〇	一,四二一	八,九四二

二二六

昭和十三年度

會名	分區	負擔總額	戶數	一戶當負擔額
關家	家	七,九一三,〇〇〇	七二〇	一一,〇〇四
大連	連	一一,一〇三,〇〇〇	一,五九四	七,〇二八
南關	關	一一,二九五,〇〇〇	一,六四五	六,八六八
計及平均	均	一五六,二八三,〇〇〇	三〇,九三三	七,六二三

普蘭店管内會教育費負擔調

二二七

昭和十三年度

會名	分區	負擔總額	戶數	一戶當負擔額
普蘭	蘭	一四,四一〇,〇〇〇	四,六八三	三,〇九八
石河	河	七,四六七,〇〇〇	一,二八五	五,八一一
老道	道	七,七五九,〇〇〇	一,二二五	六,九五八
三岔	岔	一三,五九八,〇〇〇	一,八二五	七,四五〇
四子	子	四,九五五,〇〇〇	五七五	八,六一七
土城	城	一〇,二六四,〇〇〇	一,二五七	八,一六五
亮甲	甲	一四,一六九,〇〇〇	一,五三四	九,三三六
華家	家	一一,六四七,〇〇〇	一,四九五	七,七九〇

二二七

小	大	宋	清	楊	唐	大	夾	楊	鄭	贊	崔	城	碧	東	夾
長	長				譚										
山	山	家	水	樹	家	河	樹	家	子	家	子	流	老	心	
島	島	屯	河	房	房	屯	剛	底	屯	河	屯	曠	河	灘	子
三、三三〇〇〇	三、八三三〇〇	五、八九〇〇〇	七、七八一〇〇	四、六八七〇〇	七、〇九二〇〇	五、九八八〇〇	四、〇二八〇〇	七、〇五二〇〇	四、四二八〇〇	六、七三〇〇〇	四、二六九〇〇	九、四一三〇〇	三、〇八〇〇〇	三、七九〇〇〇	三、六二七〇〇
一、七三九	一、四〇五	一、二五五	一、一八八	一、〇七九	一、二三七	一、〇四九	一、〇六一	一、〇三五	一、〇五六	一、二八二	一、〇四六	二、五七四	七、四五	七、五七	六九九
一、八六三	二、七二八	四、六九三	六、五四九	四、三四三	五、七三三	三、七九六	六、八一三	五、一七三	五、二四九	四、〇八一	三、六五六	四、三三四	四、三〇六	五、〇〇六	五、一八八

二二九

會 名	分 區	負 擔 總 額	戶 數	一 戶 當 負 擔 額	計	鳳	快	購	長	粉	威	林	長	正	姜	
					及	鳴	馬	陽	山	皮	龍	家	慎	明	家	
子	瀾	均	島	廠	寺	寺	壩	屯	屯	寺	寺	子				
八、〇五九〇〇〇	二、二六八	二、六三九〇〇	一、五〇一	一、〇二〇	一、七六六	八、〇九二〇〇	二、三三六〇〇	二、四六〇〇〇	二、五三三〇〇	二、四六〇〇〇	七、一三三〇〇	六、〇五八〇〇	八、七四〇〇〇	八、二〇四〇〇	二、〇四八〇〇	二、五三三
三、五五三	三、五五三	六、七七〇	五、三九二	一、〇二〇	八、九四九	八、〇二五	九、六二五	六、三三四〇	五、六三五	七、二四〇	七、〇二八	六、八四〇	七、〇二八	七、〇二八	六、八四〇	二二八

鏡子窩管内會教育費負擔調

(昭和十三年度)

二二八

計	海	津	廣
及	洋	子	鹿
平	島	島	島
均	均	均	均
101,092,000	2,410,000	2,330,000	3,383,000
24,120	575	988	1,282
4,192	4,192	2,358	2,638

會稅賦課徵收狀況調

(昭和十二年度)

民 政 區 別	戶 別	賦課額		徵收額		特別稅營業額、雜種額
		賦課額	徵收額	未納額	未納額	
計	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
金子	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
廣	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
津	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
海	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
及	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
平	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
均	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000

旅順管内會稅賦課徵收狀況調

(昭和十二年度)

會 名	戶 別	賦課額		徵收額		特別稅營業額、雜種額
		賦課額	徵收額	未納額	未納額	
計	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
方家屯	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
山頭	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
水師營	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
三棚堡	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
營城子	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
王家店	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
小平島	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
樂家屯	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
裕海	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
革鏢堡	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000
計	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000	1,248,000

131

130

金州管内會稅賦課徵收狀況調

(昭和十一年度)

會 名	別	賦課額			徵收額			特別稅課業間、雜種間		
		賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	未納額
金州	州	1,350,000	1,350,000	0	1,350,000	1,350,000	0	1,350,000	1,350,000	0
南	山	1,200,000	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000	0
馬	山	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	1,100,000	0
小	山	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
大	山	900,000	900,000	0	900,000	900,000	0	900,000	900,000	0
董	山	800,000	800,000	0	800,000	800,000	0	800,000	800,000	0
黃	山	700,000	700,000	0	700,000	700,000	0	700,000	700,000	0
王	山	600,000	600,000	0	600,000	600,000	0	600,000	600,000	0
劉	山	500,000	500,000	0	500,000	500,000	0	500,000	500,000	0
徐	山	400,000	400,000	0	400,000	400,000	0	400,000	400,000	0
二	山	300,000	300,000	0	300,000	300,000	0	300,000	300,000	0
老	山	200,000	200,000	0	200,000	200,000	0	200,000	200,000	0
計	山	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0

普蘭店管内會稅賦課徵收狀況調

(昭和十一年度)

會 名	別	賦課額			徵收額			特別稅課業間、雜種間		
		賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	未納額
普蘭店	店	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000	1,500,000	0
石	店	1,400,000	1,400,000	0	1,400,000	1,400,000	0	1,400,000	1,400,000	0
老	店	1,300,000	1,300,000	0	1,300,000	1,300,000	0	1,300,000	1,300,000	0
三	店	1,200,000	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000	0	1,200,000	1,200,000	0
四	店	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	1,100,000	0
土	店	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
計	店	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0

籠子窩管内會稅賦課徵收狀況調

(昭和十一年度)

會 別 名	戶		別		別		特別稅務機關備	
	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額
亮甲店	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
華子	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
正明寺	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
長家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
林龍屯	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
臥龍屯	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
粉龍屯	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
長山寺	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
柳陽寺	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
胡馬寺	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
快馬寺	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
鳳鳴島	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00

會 別 名	戶		別		別		特別稅務機關備	
	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額
東老	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
碧流	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
城子	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
嶺家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
費家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
鄭家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
楊家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
夾家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
大	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
唐	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
唐	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
清	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
宋	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
大	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
小	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
廣	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
海	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00

會 別 名	戶		別		別		特別稅務機關備	
	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額
東老	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
碧流	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
城子	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
嶺家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
費家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
鄭家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
楊家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
夾家	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
大	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
唐	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
唐	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
清	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
宋	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
大	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
小	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
廣	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00
海	1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00		1,000.00	1,000.00

年次	民政署別					計
	旅順民政署 管内	大通民政署 管内	金州民政署 管内	普蘭店民政署 管内	魏子萬民政署 管内	
大正十四年度	1,234,567	1,000,000	1,500,000	1,200,000	1,300,000	6,234,567
昭和元年度	1,100,000	900,000	1,400,000	1,100,000	1,200,000	5,700,000
昭和二年度	1,200,000	1,000,000	1,500,000	1,200,000	1,300,000	6,200,000
昭和三年度	1,300,000	1,100,000	1,600,000	1,300,000	1,400,000	6,700,000
昭和四年度	1,400,000	1,200,000	1,700,000	1,400,000	1,500,000	7,200,000
昭和五年度	1,500,000	1,300,000	1,800,000	1,500,000	1,600,000	7,700,000
昭和六年度	1,600,000	1,400,000	1,900,000	1,600,000	1,700,000	8,200,000
昭和七年度	1,700,000	1,500,000	2,000,000	1,700,000	1,800,000	8,700,000
昭和八年度	1,800,000	1,600,000	2,100,000	1,800,000	1,900,000	9,200,000
昭和九年度	1,900,000	1,700,000	2,200,000	1,900,000	2,000,000	9,700,000
昭和十年度	2,000,000	1,800,000	2,300,000	2,000,000	2,100,000	10,200,000
昭和十一年度	2,100,000	1,900,000	2,400,000	2,100,000	2,200,000	10,700,000
昭和十二年度	2,200,000	2,000,000	2,500,000	2,200,000	2,300,000	11,200,000

會經費增加趨勢

(大正十四年會制實施以來の會決算)

會有財產現在調

(昭和十三年三月末現在)

民政署別	土地		建物		山林		積立金		合計價格
	面積	價格	棟數	坪數	面積	價格	積立金額	積立金額	
旅順	1,200,000	1,200,000	100	10,000	500,000	500,000	1,000,000	1,000,000	3,900,000
金州	1,500,000	1,500,000	120	12,000	600,000	600,000	1,200,000	1,200,000	4,800,000
普蘭店	1,800,000	1,800,000	150	15,000	750,000	750,000	1,500,000	1,500,000	5,700,000
魏子萬	2,000,000	2,000,000	180	18,000	900,000	900,000	1,800,000	1,800,000	6,600,000
計	6,500,000	6,500,000	550	55,000	2,750,000	2,750,000	5,500,000	5,500,000	22,700,000

旅順管内會有財產現在調

(昭和十三年三月末現在)

會區分	土地		建物		山林		積立金		合計價格
	面積	價格	棟數	坪數	面積	價格	積立金額	積立金額	
旅順	1,200,000	1,200,000	100	10,000	500,000	500,000	1,000,000	1,000,000	3,900,000
方家屯	1,500,000	1,500,000	120	12,000	600,000	600,000	1,200,000	1,200,000	4,800,000
山頭	1,800,000	1,800,000	150	15,000	750,000	750,000	1,500,000	1,500,000	5,700,000
計	4,500,000	4,500,000	470	47,000	1,850,000	1,850,000	3,700,000	3,700,000	14,300,000

區分	會名	地		建	物	基		財		積立金	積立金	積立金	積立金	合計價格
		面	價			面	價	積	積					
水師營	三洞堡	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
營子	王城子	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
小島	樂家屯	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
密灣	密灣	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
車鎮堡	車鎮堡	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
合計		500	5000000	50	5000000	500	5000000	500	5000000	5000000	5000000	5000000	5000000	5000000

金州管內會有財產現在明

(昭和十三年三月末日現在)

區分	會名	地		建	物	基		財		積立金	積立金	積立金	積立金	合計價格
		面	價			面	價	積	積					
馬家屯	馬家屯	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
南州	南州	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
金山	金山	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
合計		300	3000000	30	3000000	300	3000000	300	3000000	3000000	3000000	3000000	3000000	3000000

區分	會名	地		建	物	基		財		積立金	積立金	積立金	積立金	合計價格
		面	價			面	價	積	積					
小孤山	小孤山	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
大孤山	大孤山	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
董家灣	董家灣	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
黃咀子	黃咀子	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
玉泉頂	玉泉頂	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
劉家店	劉家店	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
裕山	裕山	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
二十里堡	二十里堡	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
老虎屯	老虎屯	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
大魏家屯	大魏家屯	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
闞家樓	闞家樓	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
大連灣	大連灣	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
南關嶺	南關嶺	100	1000000	10	1000000	100	1000000	100	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
合計		1000	10000000	100	10000000	1000	10000000	1000	10000000	10000000	10000000	10000000	10000000	10000000

普蘭店管內會有財產現在調

(昭和十三年三月末日現在)

一四〇

會區名分	土地			建物			基本財産			蓄積金			會務所建築費			合計價格
	面積	價格	棟數	棟數	坪數	價格	面積	價格	蓄積金	會務所建築費	普通學堂建築費	我流波止橋架設費	蓄積金			
普蘭店	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
石河	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
老爺廟	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
三十里堡	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
四道河子	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
土城子	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
亮甲店	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
華家堡	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
婆家堡	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
正明寺	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
長嶺寺	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
林家屯	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	

魏子窩管內會有財產現在調

(昭和十三年三月末日現在)

會區名分	土地			建物			基本財産			蓄積金			會務所建築費			合計價格
	面積	價格	棟數	棟數	坪數	價格	面積	價格	蓄積金	會務所建築費	普通學堂建築費	蓄積金	會務所建築費			
魏子窩	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
夾心子	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
東老灘	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
碧流河	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
魏子窩	1,000.00	1,000.00	1	1	100.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	

一五一

民政 分	會 長	副 會 長	會 員	書 記	補 書 記	技 補	會 協 員	長 街 市	市 副 長 街	堂 長	其 の 他 の 職 員
嶺南	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
順州	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金州	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
旅順	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
普蘭店	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	50	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

會吏員並普通學堂職員定員調

(昭和十三年三月末日現在)

會吏員及教員給料額調

(昭和十三年度)

民政 分	會吏員給料支給額		教員給料支給額	
	會 長	其 の 他	會 長	其 の 他
嶺南	10	1	1	1
順州	10	1	1	1
金州	10	1	1	1
旅順	10	1	1	1
普蘭店	10	1	1	1
計	50	5	5	5

12311

計及平均	額	會		教		一人平均月額
		長	其他	長	其他	
計及平均	額	會	教	會	教	一人平均月額
額	額	長	長	長	長	一人平均月額
額	額	其他	其他	其他	其他	一人平均月額
額	額	會	會	會	會	一人平均月額
額	額	長	長	長	長	一人平均月額
額	額	其他	其他	其他	其他	一人平均月額

旅順管内會吏員及教員給料額調

(昭和十二年度)

會	名	分	會		教		一人平均月額
			長	其他	長	其他	
會	名	分	會	教	會	教	一人平均月額
長	長	長	長	長	長	長	一人平均月額
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	一人平均月額
會	會	會	會	會	會	會	一人平均月額
長	長	長	長	長	長	長	一人平均月額
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	一人平均月額

計及平均	額	會		教		一人平均月額
		長	其他	長	其他	
計及平均	額	會	教	會	教	一人平均月額
額	額	長	長	長	長	一人平均月額
額	額	其他	其他	其他	其他	一人平均月額
額	額	會	會	會	會	一人平均月額
額	額	長	長	長	長	一人平均月額
額	額	其他	其他	其他	其他	一人平均月額

金州管内會吏員及教員給料額調

(昭和十二年度)

會	名	分	會		教		一人平均月額
			長	其他	長	其他	
會	名	分	會	教	會	教	一人平均月額
長	長	長	長	長	長	長	一人平均月額
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	一人平均月額
會	會	會	會	會	會	會	一人平均月額
長	長	長	長	長	長	長	一人平均月額
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	一人平均月額

一四五

會 區	會員給料支給額		會員數	一人平均月額	
	會長	その他		會長	その他
計及平均	1,100,000	1,100,000	10	110,000	110,000
南大關	800,000	800,000	8	100,000	100,000
大關	200,000	200,000	2	100,000	100,000
老魏家	100,000	100,000	1	100,000	100,000
三虎里	100,000	100,000	1	100,000	100,000
香里山	100,000	100,000	1	100,000	100,000

普蘭店管内會員及教員給料額調 (昭和十一年度)

會 區	會員給料支給額		會員數	一人平均月額	
	會長	その他		會長	その他
計及平均	1,100,000	1,100,000	10	110,000	110,000
普蘭	800,000	800,000	8	100,000	100,000
石河	200,000	200,000	2	100,000	100,000

會 區	會員給料支給額		會員數	一人平均月額	
	會長	その他		會長	その他
計及平均	1,100,000	1,100,000	10	110,000	110,000
三十里堡	800,000	800,000	8	100,000	100,000
四道河子	200,000	200,000	2	100,000	100,000
土城子	100,000	100,000	1	100,000	100,000
亮甲店	100,000	100,000	1	100,000	100,000
華家屯	100,000	100,000	1	100,000	100,000
姜家堡	100,000	100,000	1	100,000	100,000
正明寺	100,000	100,000	1	100,000	100,000
長家屯	100,000	100,000	1	100,000	100,000
林家屯	100,000	100,000	1	100,000	100,000
臥龍屯	100,000	100,000	1	100,000	100,000
粉皮屯	100,000	100,000	1	100,000	100,000
長山寺	100,000	100,000	1	100,000	100,000
朝陽寺	100,000	100,000	1	100,000	100,000
快馬廠	100,000	100,000	1	100,000	100,000
鳳鳴島	100,000	100,000	1	100,000	100,000

鏡子窩管内會吏員及教員給料額調
昭和十一年度

會 區 名 分	會 員		會 吏 員		教 員	
	會 長	其 他	會 長	其 他	會 長	其 他
鏡子窩	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
東心子	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
東老洗	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
碧子	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
城子	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
費子	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
鄭家	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
楊家	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
夾河	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
大家	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
唐家	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
楊家	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
唐房	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
楊房	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000

會 稅 賦 課 率 調
旅 順 民 政 署 管 内
昭和十三年度

會 名	別 別		特 別		稅 種	
	戶 別	戶 別	在 船	外 船	酒 類	其 他
清河水	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
宋家屯	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
大長山	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
小長山	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
廣鹿島	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
獺子島	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
海平島	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
計及平均	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000

會名	戶別	反別	營業	馬車	漁業	船在	外來	添大	租	屬
水師營	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
三洞堡	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
營城子	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
王家店	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
小平島	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
樂家屯	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
谷溝	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
革鎮堡	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
平均	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		

一五〇

金州民政署管內

會名	戶別	反別	營業	馬車	漁業	船在	外來	添大	租	屬
金州	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
南山	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
馬家屯	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
小孤山	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
大孤山	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
董家溝	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
黃咀子廟	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		
玉泉頂	山耕 0-200 0-200	10	0-200	1000	10	1000	1000	0-100		

一五一

會 名	稅 別		特別 稅 種 別	特別 稅 種 別	特別 稅 種 別	特別 稅 種 別
	戶別 割	反別 割				
夾子	日本 滿洲	〇 〇	營業稅/百分ノ 長船稅/百分ノ 合州外	在籍船割 (〇石に付)	外來船割 (〇石に付)	製鹽割 (〇石に付)
心子	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
子窩	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
夾心子	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇

鏡子窩民政署管内

朝陽寺	快馬廠	鳳鳴島	平均
滿日	滿日	滿日	滿日
1,000 山耕	1,000 山耕	1,000 山耕	1,000 山耕
0.050 同	0.050 同	0.050 同	0.050 同
〇	〇	〇	〇
五石以下 每五石以上 0.050 同	五石以下 每五石以上 0.050 同	〇	〇
10	〇	〇	〇
0.010	0.010	0.010	0.010
半豚馬牛	半豚馬牛	半豚馬牛	半豚馬牛
1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020
1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020
1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020
1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020
1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020

華家屯	姜家堡	正明寺	長嶺寺	林家屯	臥龍屯	粉皮埔	長山寺
滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日	滿日
1,000 山耕	1,000 山耕	1,000 山耕	1,000 山耕	1,000 山耕	1,000 山耕	1,000 山耕	1,000 山耕
0.100 同	0.100 同	0.100 同	0.100 同	0.100 同	0.100 同	0.100 同	0.100 同
營業稅百分ノ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五石以下 每五石以上 1,000 同	五石以下 每五石以上 1,000 同	五石以下 每五石以上 1,000 同	五石以下 每五石以上 1,000 同	五石以下 每五石以上 1,000 同	五石以下 每五石以上 1,000 同	五石以下 每五石以上 1,000 同	五石以下 每五石以上 1,000 同
10	10	10	10	10	10	10	10
0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
半豚馬牛	半豚馬牛	半豚馬牛	半豚馬牛	半豚馬牛	半豚馬牛	半豚馬牛	半豚馬牛
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020	0.020

大连市	區別		計	內地人		計	朝鮮人		計	滿洲人		計	外國人		計
	戶數	人口		戶數	人口		戶數	人口		戶數	人口		戶數	人口	

現住戶口調

(昭和十三年三月末現在)

區名	戶數	人口	內	外	計	內	外	計
平均	275	1,170	0	0	1,170	0	0	1,170
海洋島	10	100	0	0	100	0	0	100
輝子島	10	100	0	0	100	0	0	100
廣鹿島	10	100	0	0	100	0	0	100
小長山島	10	100	0	0	100	0	0	100
大長山島	10	100	0	0	100	0	0	100
宋家屯	10	100	0	0	100	0	0	100
清水河	10	100	0	0	100	0	0	100

區名	戶數	人口	內	外	計	內	外	計
楊樹房	10	100	0	0	100	0	0	100
唐家房	10	100	0	0	100	0	0	100
大譚家屯	10	100	0	0	100	0	0	100
夾河廟	10	100	0	0	100	0	0	100
楊樹底	10	100	0	0	100	0	0	100
鄭家屯	10	100	0	0	100	0	0	100
贊子河	10	100	0	0	100	0	0	100
崔家屯	10	100	0	0	100	0	0	100
城子疃	10	100	0	0	100	0	0	100
碧流河	10	100	0	0	100	0	0	100
東老灘	10	100	0	0	100	0	0	100

會 區 分 名	日 本 人		朝 鮮 人		外 國 人		計
	內地人	朝鮮人	滿洲人	外國人	內地人	朝鮮人	
金山州	5,000	2	4,500	1	5,000	1	9,503
南山	3,000	1	2,500	1	3,000	1	6,003
馬屯	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
孤家	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
大小孤山	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
計	11,000	5	9,600	5	11,000	5	21,610

金州管内會現住戶口調

(昭和十三年三月末日現在)

會 區 分 名	日 本 人		朝 鮮 人		外 國 人		計
	內地人	朝鮮人	滿洲人	外國人	內地人	朝鮮人	
王家店	2,000	1	1,500	1	2,000	1	3,503
小平島	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
樂屯	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
嶺溝	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
畜館	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
革計	5,000	5	4,000	5	5,000	5	9,013

市 會 區 分 名	日 本 人		朝 鮮 人		外 國 人		計
	內地人	朝鮮人	滿洲人	外國人	內地人	朝鮮人	
旅順市	2,500	1	2,000	1	2,500	1	5,003
方順屯	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
山水營	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
三浦營	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
營子	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
計	6,500	5	5,200	5	6,500	5	11,713

旅順管内會現住戶口調

(昭和十三年三月末日現在)

會 區 分 名	日 本 人		朝 鮮 人		外 國 人		計
	內地人	朝鮮人	滿洲人	外國人	內地人	朝鮮人	
旅順州	2,500	1	2,000	1	2,500	1	5,003
金州	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
普蘭店	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
貔子窩	1,000	1	800	1	1,000	1	1,803
計	5,500	4	4,400	4	5,500	4	9,807

石河廟	老爺廟	三爺廟	四道河	士城子	亮甲店	華家屯	姜家堡	正明寺	長家屯	林屯	臥屯	粉皮屯	長山寺	朝陽寺	快馬廠
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一
十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二
十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三
十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四
十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五
十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六
十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七
十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八
十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九
二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十

普蘭店管內會現住戶口調

(昭和十三年三月末日現在)

普蘭店	會名		計	內 日 地 朝 人 鮮 人	滿 洲 人	外 國 人
	分	區				
南計	內 日 地 朝 人 鮮 人	外 國 人	計	內 日 地 朝 人 鮮 人	滿 洲 人	外 國 人
大關嶺
閣連灣
大魏家
老虎屯
二十里堡
劉家山
劉家頂
黃咀子
董家廟

會區	日 本 人		計	日 本 人		計
	内地人	朝鮮人		内地人	朝鮮人	
鳳鳴島	10	1	11	10	1	11
計	10	1	11	10	1	11

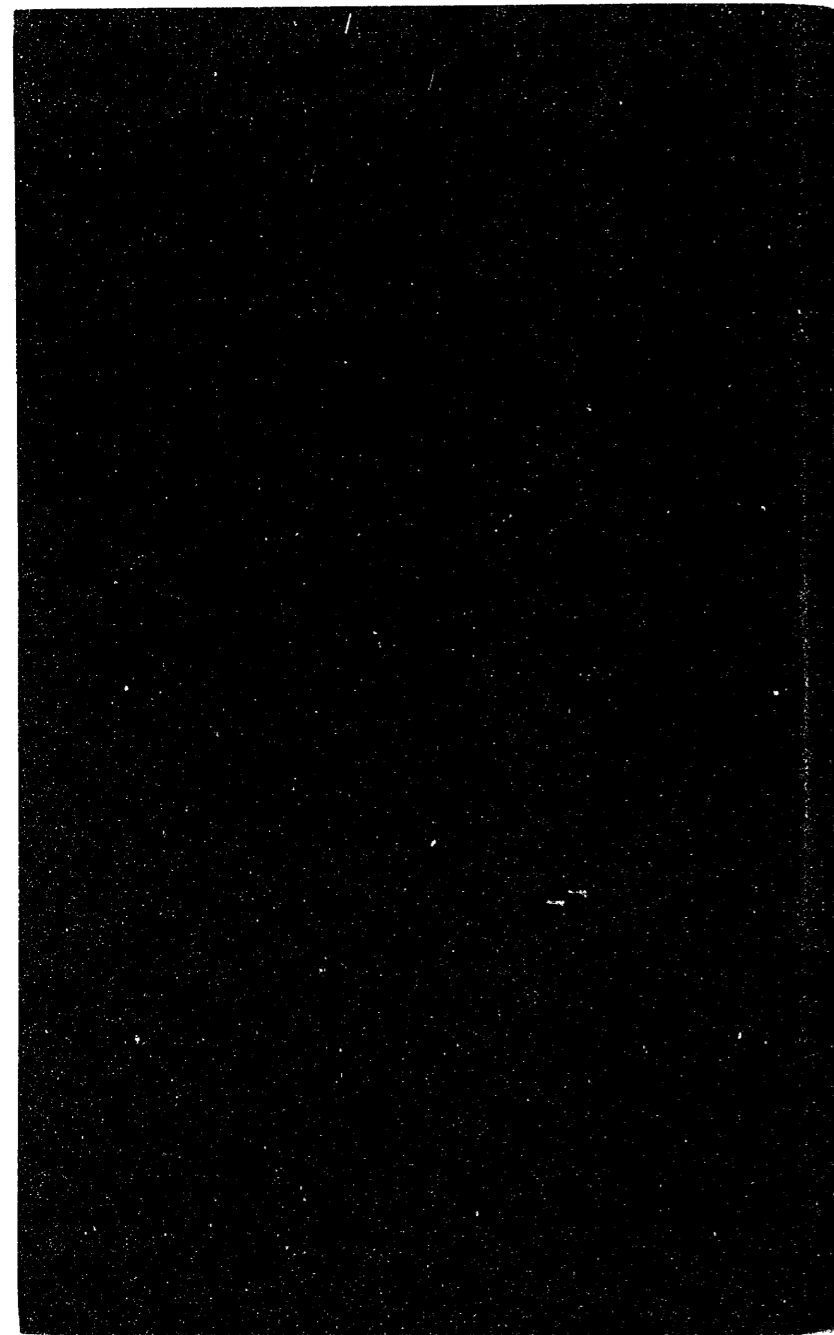
總子窩管內會現住戶口調

(昭和十三年三月末日現在)

會區	日 本 人		計	日 本 人		計
	内地人	朝鮮人		内地人	朝鮮人	
魏子窩	3	0	3	3	0	3
夾心子	1	0	1	1	0	1
東老	1	0	1	1	0	1
碧流	1	0	1	1	0	1
城子	1	0	1	1	0	1
崔家	1	0	1	1	0	1
贊家	1	0	1	1	0	1
鄭家	1	0	1	1	0	1
楊家	1	0	1	1	0	1
計	10	0	10	10	0	10

會區	日 本 人		計	日 本 人		計
	内地人	朝鮮人		内地人	朝鮮人	
夾河廟	2	0	2	2	0	2
大譚家	1	0	1	1	0	1
唐家房	1	0	1	1	0	1
楊家房	1	0	1	1	0	1
清水河	1	0	1	1	0	1
宋家屯	1	0	1	1	0	1
大長山	1	0	1	1	0	1
小長山	1	0	1	1	0	1
廣鹿島	1	0	1	1	0	1
獐子島	1	0	1	1	0	1
海計島	1	0	1	1	0	1
計	10	0	10	10	0	10

關東州會制及同施行規則



關 東 州 會 制

(大正十四年六月二十二日 勅令第二百三十八號) 改正(昭和九年十二月二十六日 勅令第三百九十五號)

第一條 會ハ法令ニ依リ會ニ屬セシメタル事務ヲ處理ス

第二條 會ハ從來ノ名稱及區域ニ依ル

會ノ廢置分合並名稱及境界ノ變更ヲ爲サトスルトキハ關係アル市又ハ會ノ意見ヲ徵シ滿洲國駐節特命全權大使之ヲ定ム

第三條 會ニ會長ヲ選ク關東州廳長官之ヲ任免ス

會長ハ會ノ事務ヲ擔任シ會ヲ代表ス

會ニハ關東州廳長官ノ定ムル所ニ依リ會吏員ヲ置クコトヲ得

第四條 會長ノ諮問ニ應セシムル爲メ會ニ協議會ヲ置ク

協議會ハ會長及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

協議會員ノ定員ハ八人以上二十人以下ノ範圍内ニ於テ關東州廳長官ノ定ムル所ニ依ル

協議會ハ會長ヲ以テ議長トス

第五條 會長ハ會ニ關スル左ノ事項ヲ協議會ニ諮問スヘシ但シ急務ヲ要シ協議會ニ諮問スル暇ナシト

- 一 認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 二 歳入歳出豫算ヲ定ムルコト
 - 三 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、會稅及夫役現品ノ賦課徴收ニ關スルコト
 - 四 第十四條第一項ノ借入金ニ關スルコト
 - 五 不動産ノ取得及處分ニ關スルコト
 - 六 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
 - 七 歳入歳出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負擔シ及權利ノ拋棄ヲ爲スコト
 - 八 會ニ係ル訴訟及和解ニ關スルコト
- 會長ハ必要ト認ムルトキハ前項各號ニ掲ケル事項ノ外會ニ關スル事項ヲ協議會ニ諮問スルコトヲ得
- 第六條** 協議會員ハ會ニ住所ヲ有スル者ノ中ヨリ民政署長之ヲ選任ス
- 協議會員ハ名譽職トス
- 協議會員ノ任期ハ三年トス但シ補闕協議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス
- 第七條** 協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ民政署長ハ關東州廳長官ノ認可

ヲ受ケ之ヲ解任スルコトヲ得

第八條 會長其ノ他ノ會吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國ノ事務ヲ掌ル

前項ノ事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ會ノ負擔トス但シ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 會ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徴收スルコトヲ得

會ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第十條 會ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ會ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

會ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他會ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不

足アルトキハ會稅及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得

第十一條 會稅其ノ他會ニ屬スル徴收金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ徴收金ハ關東局ノ徴收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徴、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依

ル

第十二條 會稅、使用料、手数料及夫役現品並其ノ賦課徴收ニ關スル事項ハ關東州廳長官之ヲ定ム

第十三條 會ハ法令ニ定ムルモノヲ除クノ外會稅、使用料及手数料ニ關スル事項ニ付テハ民政署長ノ

認可ヲ受ケ會規則ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

會規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第十四條 會ハ永久ノ利益ト爲ルヘキ事業、積債償還又ハ天災事變ノ爲必要ナル場合ニ限リ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得

會長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲必要アルトキハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

第十五條 會ハ毎會計年度歳入歳出豫算ヲ編製シ民政署長ノ認可ヲ受ケヘシ
會ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第十六條 會ノ支拂金ノ時效ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル
第十七條 民政署長ハ會ノ事務ノ一部ヲ共同處理セシムル爲必要アリト認ムルトキハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ會組合ヲ設クルコトヲ得

會組合ニハ會ニ關スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項ニ付テハ關東州廳長官ノ定ムル所ニ依ル
第十八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

附則

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム

本令施行ノ際必要ナル事項ハ關東長官之ヲ定ムルコトヲ得

◎關東州會制施行期日 (大正十四年七月三十日 附令第四十三號)

關東州會制ハ大正十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎關東州會制施行規則 (大正十四年七月三十日 附令第四十三號) (昭和九年十二月二十六日 附令第四十六號) (昭和九年十二月二十六日 附令第四十九號)

第一章 總則

第一條 會ハ別段ノ定メアルモノノ外左ノ事務ヲ處理ス

- 一 教育ニ關スル事項
- 二 衛生ニ關スル事項
- 三 土木交通ニ關スル事項
- 四 産業ニ關スル事項
- 五 警防ニ關スル事項
- 六 賑恤救済ニ關スル事項

七 戸口民籍ニ關スル事項

八 前各號ノ外公共ニ關スル事項

第二條 會ノ廢置分合又ハ境界變更ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ處分ニ關シテハ關係アル市、會ノ意見ヲ徵シ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ民政署長之ヲ定ム

會内衙屯ハ從來ノ名稱及區域ニ依ル

衙屯ノ廢置分合並名稱及境界變更ヲ爲サムトスルトキハ會ノ意見ヲ徵シ民政署長之ヲ定ム

會事務所ノ位置ハ民政署長ノ認可ヲ受ケ會長之ヲ定ム其ノ變更ニ付亦同シ

第二章 會 吏 員

第三條 會長ハ左ノ事務ヲ擔任ス

- 一 會費ヲ以テ支辨スヘキ事業ヲ執行スルコト
- 二 財産及營造物ヲ管理スルコト但シ其ノ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スルコト
- 三 收入支出ニ關スル命令及會計事務ヲ監督スルコト
- 四 證書及公文書類ヲ保管スルコト
- 五 使用料、手数料、會稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコト

六 其ノ他法令ノ規定ニ依リ會長ノ職權ニ屬スル事項

第四條 會ニ會計員一人ヲ置ク

會計員ハ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル

特別ノ事情アル會ニハ副會長一人ヲ置クコトヲ得

副會長ハ會長ノ事務ヲ補助シ會長故障アルトキ之ヲ代理ス

特別ノ事情アル會ニ於テハ民政署長ハ專任ノ會計員ヲ置カス會長又ハ副會長ヲシテ會計員ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

會長ハ會計員故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定メ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ

會ニ書記其ノ他必要ノ吏員ヲ置クコトヲ得其ノ定員ハ民政署長之ヲ定ム

前項ノ吏員ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

會長故障アルトキハ上席書記之ヲ代理ス副會長ヲ置キタル會ニ於テ會長及副會長共故障アルトキ亦同シ

會吏員ハ有給トス但シ會長及副會長ハ名譽職ト爲スコトヲ得

會長、副會長及會計員ノ任期ハ三年トス

副會長、會計員及書記其ノ他ノ吏員ハ民政署長之ヲ任免ス

第五條 街又ハ屯ニ街屯長及副街屯長一人ヲ置ク

特別ノ事情アル街屯ニ於テハ副街屯長數人ヲ置クコトヲ得

街屯長及副街屯長ハ名譽職トス

街屯長及副街屯長ハ會ニ住所ヲ有スル者ノ中ヨリ民政署長之ヲ選任ス

街屯長及副街屯長ノ任期ハ三年トス

街屯長ハ會長ノ命ヲ承ケ其ノ街屯内ニ於ケル會長ノ事務ヲ補助ス

副街屯長ハ街屯長ノ事務ヲ補助シ街屯長故障アルトキ之ヲ代理ス副街屯長數人ヲ置キタルトキハ豫メ會長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第五條ノ二 會ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名譽職トシ會ニ住所ヲ有スル者ノ中ヨリ民政署長之ヲ選任ス

委員長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ノ組織ニ關シテハ會規則ヲ以テ別段ノ規程ヲ設クルコトヲ得

委員ハ會長ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ營造物ヲ管理シ其ノ他委託ヲ受ケタル會ノ事務ヲ調査シ又ハ

之ヲ處理ス

第六條 會長、副會長、會計員、街屯長及副街屯長其ノ任期中退職セムトスルトキハ退職ノ理由ヲ具シ會長ニ在リテハ關東州廳長官ニ其ノ他ノ會吏員ニ在リテハ民政署長ニ願出ツヘシ

第七條 會長ハ會吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責及五圓以下ノ過怠金トス

第三章 協 會

第八條 協議會員ノ定員左ノ如シ

一 人口五千未満ノ會 八人

二 人口五千以上二萬未満ノ會 十二人

三 人口二萬以上二萬五萬未満ノ會 十六人

四 人口二萬五萬以上ノ會 二十人

協議會員ノ定員ハ總選任ヲ爲ス場合ニ非サレハ之ヲ増減セス

特別ノ事情アル會ニ於テハ民政署長ハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ減スルコトヲ得

第九條 協議會員中職員ヲ生シ其ノ職員會定員ノ三分ノ一以上ニ至リタルトキ又ハ民政署長ニ於テ

必要下認ムルトキハ補選任ヲ爲スヘシ

第十條 協議會ノ議長故障アルトキハ會長ノ職務ヲ代理スル者之ヲ代理ス

第十一條 協議會ハ會長之ヲ招集、開會及閉會ス

協議會ノ招集及諮問スヘキ事項ハ開會ノ日ヨリ少クモ三日前ニ協議會員ニ之ヲ通知スヘシ但シ急
施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 協議會ハ協議會員定員ノ半数以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事項
ニ付招集再回ニ至ルモ仍半数ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 協議會ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十四條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第十五條 議長ハ會議録ヲ調製シ會議ノ頭末及出席會員ノ氏名ヲ記載スヘシ

會議録ハ議長及出席會員二人以上之ニ署名スヘシ

第四章 給料及給與

第十六條 名譽職會長、名譽職副會長、協議會員其ノ他ノ名譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受
クルコトヲ得

名譽職會長、名譽職副會長、街屯長及副街屯長其ノ他ノ名譽職員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル
報酬ヲ給スルコトヲ得

名譽職員ノ費用辨償額、報酬額、有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ民政署長之ヲ定ム
有給吏員ニハ會規則ノ定ムル所ニ依リ退職給與金及死亡給與金ヲ給スルコトヲ得

第五章 會ノ財務

第一款 財産營造物及會稅

第十七條 收益ノ爲ニスル會ノ財産ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ

會ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ積立金ヲ爲スコトヲ得

第十八條 會稅及夫役現品ハ會内ニ住所ヲ有スル者ニ對シ之ヲ賦課ス

第十九條 三月以上引續キ會内ニ滞在スル者ニ對シテハ其ノ滞在ノ初ニ廻リ會稅ヲ賦課スルコトヲ得

會内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖會内ニ於テ土地、家屋、物件ヲ所有、使用
若ハ占有シ、會内ニ於テ營業又ハ特定ノ行爲ヲ爲ス者ニ對シテハ其ノ土地、家屋、物件、營業若ハ
其ノ收入又ハ其ノ行爲ニ付會稅ヲ賦課スルコトヲ得

納稅者ノ會外ニ於テ所有、使用、占有スル土地、家屋、物件若ハ其ノ收入又ハ會外ニ於テ營業所ヲ

設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ會稅ヲ賦課スルコトヲ得ス
第二十條 神社、寺院、廟宇ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所、説教所ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地ニ對シテハ會稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所、説教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
國又ハ市、會其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋、物件及營業物ニ對シテハ會稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及使用者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
國ノ事業又ハ行爲及國有土地、家屋、物件ニ對シテハ國ニ會稅ヲ賦課スルコトヲ得ス
第二十一條 會稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

二七六

一 反別割
二 戸別割
三 特別割
反別割ハ耕地、山林、草地ニ對シ民有地ニ在リテハ其ノ所有者又ハ賃借者ニ、官有地下地ニ在リテハ其ノ借地人ニ之ヲ賦課スヘシ
特別ノ事情アル會ニ於テハ宅地ニ對シ反別割ヲ賦課スルコトヲ得

反別割ハ各地目毎ニ均一ノ課率ヲ以テ之ヲ賦課徵收スヘシ但シ第五十七條ニ依リ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
戸別割ハ一戸ヲ構フル者營業所又ハ事務所ヲ有スル法人又ハ組合ニ之ヲ賦課スヘシ但シ一戸ヲ構ヘサルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ之ヲ賦課スルコトヲ得
戸別割ハ納稅義務者ノ所得、資産及生計ノ狀況等ヲ斟酌シ等差ヲ設ケテ之ヲ賦課徵收スヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ民政署長ノ認可ヲ受ケ等差ヲ設クスシテ賦課徵收スルコトヲ得
特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アル場合ニ於テ之ヲ賦課徵收スルモノトス
第二十二條 反別割ノ課率ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

反別割 一畝ニ付四十錢

特別ノ必要アル場合ニ於テハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ヲ超過シテ賦課スルコトヲ得
第二十三條 夫役又ハ現品ハ之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出シ之ニ當ラシムルコトヲ得
夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役現品ニ付テハ之ヲ適用セス

一七七

第二十四條 數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

會ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ會稅ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムルコトヲ得

數人又ハ會ノ一部ヲ利スル財産ニ付テハ前二項ノ例ニ依ル

數人又ハ會ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事項ニ關シテハ會ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ會ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 會長ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコトヲ得但シ其ノ年度ヲ超ユル場合ハ協議會ニ諮問スヘシ

會ハ特別ノ事情アル者ニ限リ會稅ヲ減免スルコトヲ得

第二十六條 會稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ納額告知書ヲ受ケタル日より二十日以内ニ會長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

會長ハ前項ノ申立アリタルトキハ之ヲ協議會ニ諮問ノ上決定スヘシ

前項ノ規定ニ依ル會長ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定アリタル日より十日以内ニ民政署長ニ不服ノ

申立ヲ爲シ裁定ヲ請フコトヲ得

前各項ノ規定ニ依ル申立、決定又ハ裁定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十七條 會稅、使用料、手数料、過意金其ノ他會ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ會長ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲ササルトキ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ但シ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役現品ニ付テハ之ヲ金額ニ算出シ更ニ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ會規則ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期間内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第二十八條 會稅ノ徵收ニ關シテハ本令ニ定ムルモノノ外大正十四年關東廳令第十三號第二條乃至第八條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 會ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ密附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第三十條 會長ハ關東州會制第十四條第一項ノ規定ニ依リ借入金ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ金額、借入

ノ方法、利率及償還方法を定メ之ヲ協議會ニ諮問スヘシ

第二款 會ノ豫算及決算

第三十一條 會長ハ會稅其ノ他一切ノ收入ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ毎會計年度歲入歲出豫算ヲ調製シ週クトモ年度開始ノ一月前ニ民政署長ニ認可ヲ申請スヘシ

豫算ハ認可アリタル後直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

豫算ハ別表第一號ノ式ニ依リ調製スヘシ

豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部ヲ更ニ款項ニ區分スヘシ

豫算ニハ事務報告書及財産表ヲ添付スヘシ

第三十二條 會ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

特別會計ニ屬スル歲入歲出ハ別表第二號ノ式ニ依リ別ニ其ノ豫算ヲ調製スヘシ

前條第一項、第二項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 會長ハ其ノ會計年度内ニ限り民政署長ノ認可ヲ受テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

追加又ハ更正豫算ハ別表第三號ノ一、二ノ式ニ依リ調製スヘシ

第三十四條 會費ヲ以テ支辨スル事業ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノニ付テハ協議會ニ諮問ノ上其ノ年々各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

繼續費ノ年期及支出方法ハ別表第四號ノ式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三十五條 會ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得

第三十六條 會長ハ豫算ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ謄本ヲ會計員ニ交付スヘシ

會計員ハ會長又ハ監督官廳ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス命令ヲ受クルモ支出ノ豫算ナク且豫備費支出、費目流用其ノ他適法ニ支出ヲ爲スコトヲ得サルトキ亦同シ

前二項ノ規定ハ會計員ノ事務ヲ兼掌シタル會長又ハ副會長ニ之ヲ準用ス

第三十七條 歲入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度

二 隨時ノ收入ニシテ納額告知書ヲ發スルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三 隨時ノ收入ニシテ納額告知書ヲ發セサルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ借入金、補助金、寄附金其ノ他之ニ類スル收入ニシテ其ノ豫算シタル年度ノ出納閉鎖前ニ領收シタルモノハ其

決算ノ屬スル年度

第二十八條 歳出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職給與金、死亡給與金其ノ他ノ贈給及備人料ノ類ハ其ノ支給スヘキ事實ノ發生シタル日ノ屬スル年度但シ支拂期日ノ定メアルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

二 通信運搬費、土木建築費其ノ他物件ノ購入代價ノ類ハ契約ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ契約ニ依リ定メタル支拂期日アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

三 欠損補填ハ其ノ補填ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

四 前各號ニ掲ケルモノヲ除クノ外ハ總テ支拂命令ヲ發シタル日ノ屬スル年度

第三十九條 各年度ニ於テ決定シタル歳入ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ歳出ニ充ツルコトヲ得ス但シ年度經過後ニ至リ歳入ヲ以テ歳出ニ充ツルニ足ラサルトキハ民政署長ノ認可ヲ受テ翌年度ノ歳入ヲ繰上ケ之ニ充用スルコトヲ得

第四十條 豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス

豫算各項ノ金額ハ民政署長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ流用スルコトヲ得ス

第四十一條 邊隔ノ地ニ於テ支辨ヲ必要トスル經費ハ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ現金前渡ハ會吏員以外ノ者ニ之ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 左ノ經費ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

一 旅 費

二 訴訟費用

第四十三條 前金支拂ニ非サレハ購入又ハ借入ノ契約ヲ爲シ難キモノニ限り前金拂ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 歳入ノ誤納又ハ過納ト爲リタル金額ノ拂戻ハ各之ヲ收入シタル歳入ヨリ支拂フヘシ

歳出ノ誤拂又ハ過渡ト爲リタル金額、現金前渡、前金拂及概算拂ノ返納ハ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入スヘシ

第四十五條 會ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ之ヲ調製シ證據書類ヲ添ヘ會計員ヨリ之ヲ會長ニ提出スヘシ會長ハ之ヲ審査シ意見ヲ附シテ民政署長ニ申請シ其ノ承認ヲ受ケ且決算ノ要領ヲ告示スヘシ

決算ハ豫算ト同一ノ區分ニ依リ之ヲ調製シ豫算ニ對スル過不足ノ説明ヲ附スヘシ

第四十六條 各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歳入ニ編入スヘシ但シ民政署長ノ承認ヲ受

ク剩餘金ノ全部又ハ一部ヲ基本財産又ハ積立金ニ編入スル場合ニ於テハ繰越ヲ要セスカ支出ヲ爲スコトヲ得

一八四

第四十七條 繼續費ハ毎年度ノ支出殘額ヲ繼續年度ノ終リ迄繰越使用スルコトヲ得

第四十八條 會稅、使用料、手数料、過怠金及物件ノ賃貸料ノ類ハ納額告知書ニ依リ之ヲ徵收シ其ノ他ノ收入ハ納付書ニ依リ之ヲ收入スヘシ

第四十九條 財産ノ賣却、貸與、工事ノ請負、物件ノ賣買貸與及勞力ノ供給ハ臨時急務ヲ要スル場合ヲ除クノ外之ヲ競争入札ニ付スヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ民政署長ノ認可ヲ受ケ指名競争入札ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第五十條 會ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ二回臨時検査ヲ爲スヘシ検査ハ會長之ヲ爲シ臨時検査ニハ協議會ニ於テ互選シタル協議員二名以上ノ立會ヲ要ス

第六章 會 組 合

第五十一條 民政署長ハ關東州會制第十七條ノ規定ニ依リ會組合ヲ設置セムトスルトキハ關係會ノ意見ヲ徵シ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル會、組合ノ共同事務、組合事務所ノ位置、組合協議會ヲ置クトキハ其ノ組織及組合協議會員ノ選任、給合吏員ノ組織及選任並組合費

用ノ支辨方法其ノ他必要ナル事項ニ付會組合規約ヲ設クヘシ

第五十二條 民政署長ハ會組合規約ヲ變更セムトスルトキ又ハ會組合ヲ解カムトスルトキハ關係會ノ意見ヲ徵シ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケヘシ此ノ場合ニ於テ財産ノ處分ヲ要スルトキハ其ノ處分ニ付亦同シ

第五十三條 會組合ニ組合協議會ヲ置カサルトキハ組合協議會ニ諮問スヘキ事項ハ關係會長ノ協議ニ依ル

第七章 會 ノ 監 督

第五十四條 會ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セザルトキ又ハ豫算中不適當ト認ムル費用アルトキハ民政署長ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加ヘ又ハ削減スルコトヲ得

第五十五條 民政署長ハ會長其他ノ會吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金又ハ解職トス但シ會長ノ解職ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

民政署長ハ會吏員ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ吏員ノ停職ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間會ノ公職ニ選任セラルルコトヲ得ス

第五十六條 會ハ左ノ各號ノ事項ニ付テハ關東州廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 會規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 特別稅ヲ新設シ増額シ又ハ變更スルコト

第五十七條 會ハ左ノ各號ノ事項ニ付テハ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ

一 不動産ノ取得、管理及處分ニ關スルコト

二 基本財産及積立金ノ設置管理及處分ニ關スルコト

三 寄附又ハ補助ヲ爲スルコト

四 夫役又ハ現品ノ賦課徵收ニ關スルコト但シ急迫ノ場合ニ賦課スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

五 第二十四條ノ規定ニ依リ數人又ハ會ノ一部ニ費用ヲ負擔セシメ及不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人

若ハ會ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スルコト

六 年度ヲ超ユル會稅延納ニ關スルコト

七 會稅ヲ減免スルコト

八 特別會計ヲ設クルコト

九 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

十 豫備費支出ニ關スルコト

十一 退職給與金及死亡給與金支給ニ關スルコト

第八章 雜 則

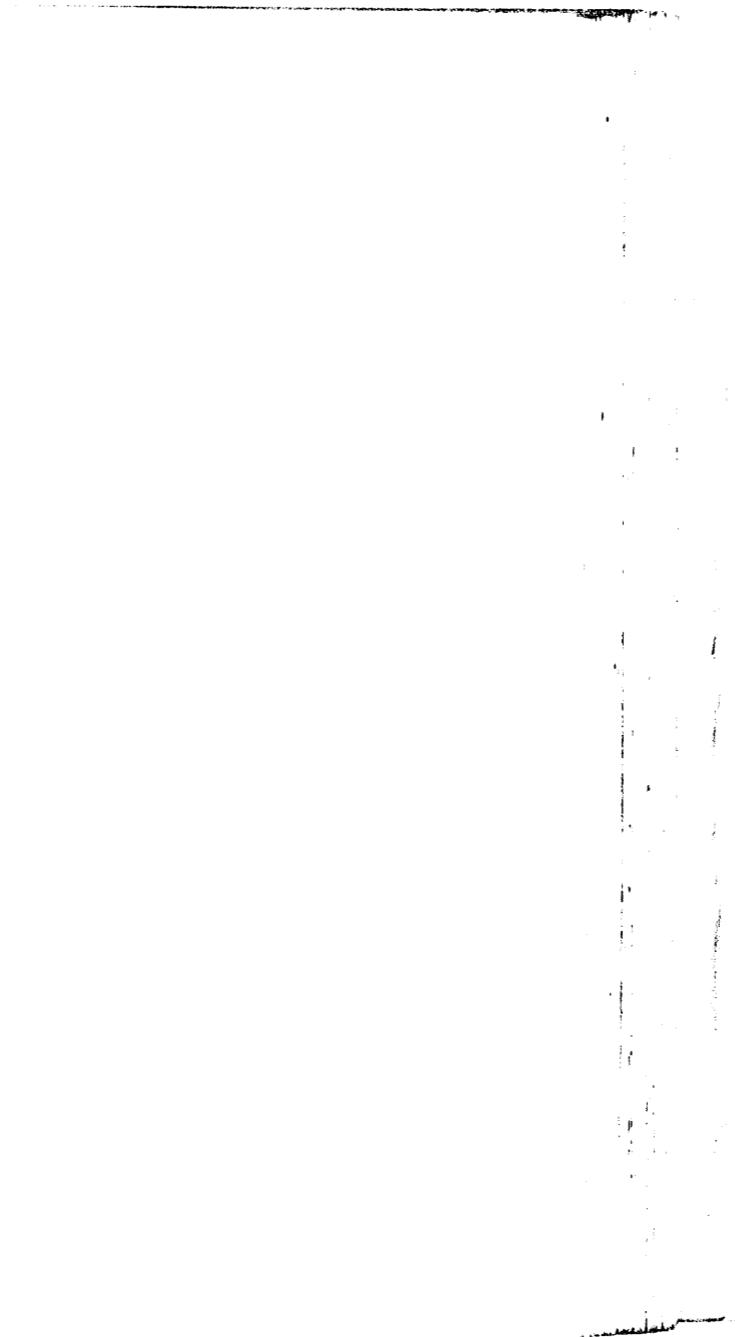
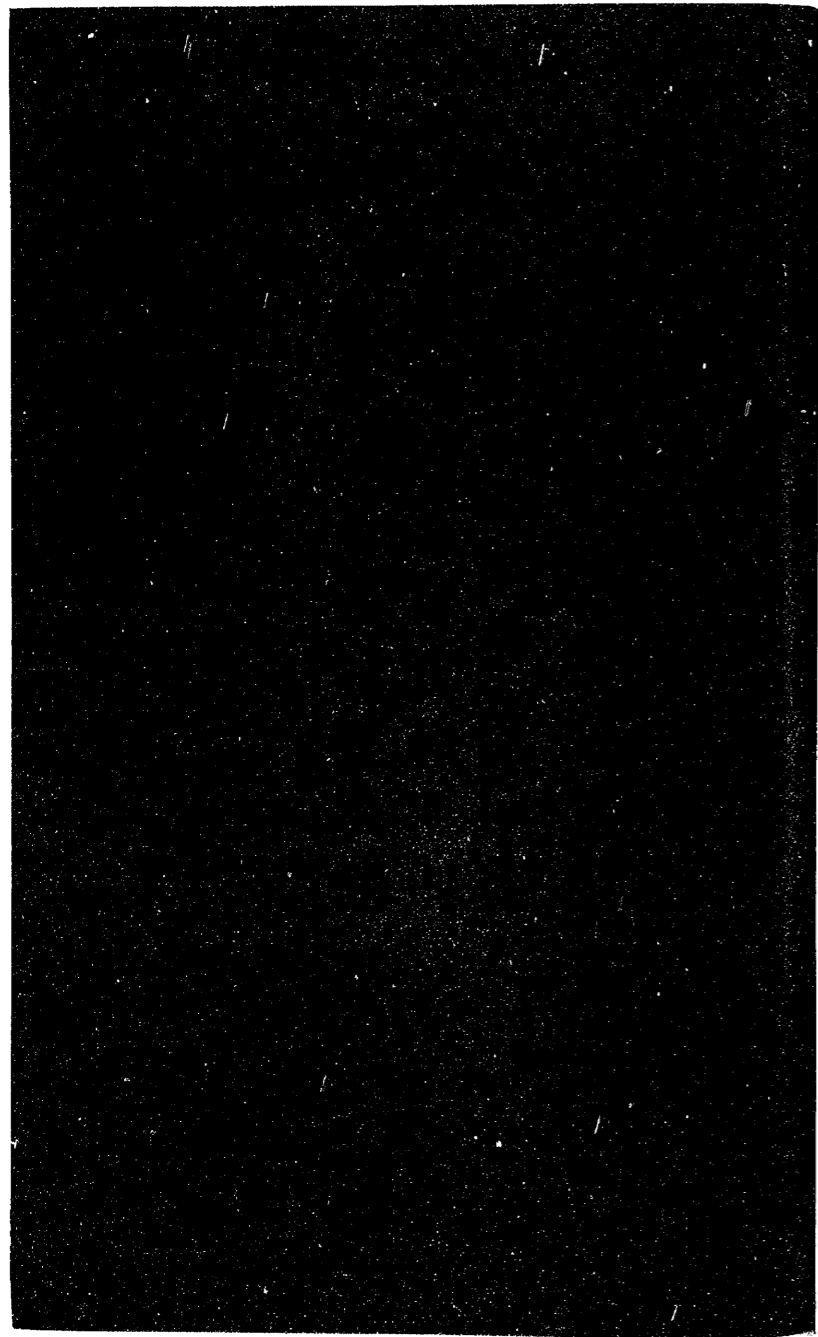
第五十八條 會ノ公告ハ會ノ揭示場ニ揭示スルヲ以テ其ノ式トス

附 則

本令ハ關東州會制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別 表 (略)

會事務所處務規程準則
會會計事務規程準則
會物品取扱規程準則



●會事務所處務規程準則

第一章 總 則

第一條 會事務所ニ處務係及會計係ヲ置ク

第二條 處務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 職員ノ進退、賞罰其ノ他身分ニ關スル事項
- 三 儀式及典禮ニ關スル事項
- 四 通譯、翻譯ニ關スル事項
- 五 會長印及會印ノ保管ニ關スル事項
- 六 文書ノ收受發送ニ關スル事項
- 七 文書ノ編纂及保管ニ關スル事項
- 八 諸規則及例規ノ編纂ニ關スル事項
- 九 協議會ニ關スル事項

- 十 街屯長會ニ關スル事項
- 十一 諸證明ニ關スル事項
- 十二 土地ニ關スル事項
- 十三 教育ニ關スル事項
- 十四 衛生ニ關スル事項
- 十五 土木交通ニ關スル事項
- 十六 産業ニ關スル事項
- 十七 警防ニ關スル事項
- 十八 賑恤救済ニ關スル事項
- 十九 戶口民籍ニ關スル事項
- 二十 諸統計ニ關スル事項
- 二十一 豫算ノ編成及決算ノ審査ニ關スル事項
- 二十二 收入及支出ノ命令ニ關スル事項
- 二十三 會有財産ノ管理處分ニ關スル事項

- 二十四 會借入金ニ關スル事項
- 二十五 出納検査ニ關スル事項
- 二十六 國稅、地方稅其ノ他公共團體ノ賦課徵收金ニ關スル事項
- 二十七 會稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
- 二十八 土木及營繕工事ニ關スル事項
- 二十九 物品及購入製作修理及處分ニ關スル事項
- 三十 備人ニ關スル事項
- 三十一 他係ノ主管ニ屬セサル事項
- 會計係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 收入及支出ニ關スル事項
 - 二 現金、有價證券及物品ノ出納保管ニ關スル事項
 - 三 決算ニ關スル事項
 - 四 其ノ他會計ニ關スル事項

第三條 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

第二章 服 務

第四條 執務時間並休日左ノ如シ

一 執務時間

四月一日ヨリハ午前八時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス
七月二十日ヨリハ午前八時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス
八月三十一日ヨリハ午前八時ヨリ午後十二時迄トス
九月一日ヨリハ午前八時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス
十一月一日ヨリハ午前九時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス
三月三十一日迄ハ午前九時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス

二 休 日

一 祝日、大祭日

二 日曜日

三 始政記念日

四 年末年始陰陽曆十二月二十九日ヨリ一月三日迄

五 清明節、端午節、中元節、中秋節

第五條 吏員出勤シタルトキハ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ

出勤簿(第七號様式)ハ出勤定刻ヲ過キタル後庶務係ニ於テ檢閲シ出張、忌引、退參、缺勤、父母ノ祭日賜暇及前日ノ早引等ヲ調査シ各其ノ符號ヲ記入スヘシ

第六條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲出勤スルコト能ハサル者ハ其ノ事由ヲ具シ定刻一時間以内ニ届出ツヘシ但シ病氣引籠五日ヲ超エ尙引續キ缺勤セントスル場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ届出テ爾後一週間毎ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ執務時間中病氣其ノ他ノ事故ニ依リ退廳セントスルトキハ其ノ事由ヲ届出ツヘシ父母ノ祭日賜暇ハ其ノ前日書面ヲ以テ届出ツヘシ

第七條 吏員病氣其ノ他ノ事由ニ依リ勤務ノ地ヲ離レントスルトキハ其ノ事由、行先地及日數ヲ詳記シ會長ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

第八條 出張ヲ命セラレタルトキハ出張命令簿(第八號様式)ニ捺印ノ上出張シ歸廳後五日以内ニ書面ヲ以テ用務ノ頭末ヲ復命スヘシ但シ輕易ナル事件ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第九條 事務繁劇ナルトキハ各係互ニ協力シ事務ノ澁滞ナキヲ期スヘシ

第三章 事務處理

第十條 到達文書ハ庶務係文書事務取扱者ニ於テ之ヲ收受シ左ノ區別ニ依リ處理スヘシ

一 文書收受簿ハ甲乙丙(甲乙ハ第一號様式ノ一丙ハ第一號様式ノ二)ニ區分シ甲ハ各官署ヨリノ來

書乙ハ人民ヨリ提出ノ文書、丙ハ電報及親展文書等ヲ收受スヘシ

二 普通文書ハ庶務係文書事務取扱者ニ於テ之ヲ開封シ文書收受簿ニ所要ノ事項ヲ記載シ且文書ニハ收受ノ日附印ヲ捺捺シテ之ニ收受番號ヲ記入シ會長ノ査閱ヲ經タル上主務者ニ配付スヘシ但シ主管ノ明ナラサルモノハ會長ノ決定ヲ承クヘシ

三 電報及親展文書ハ文書收受簿ニ所要ノ事項ヲ記入シ封緘ノ儘直ニ其ノ宛名ノ者ニ配付スヘシ

四 文書ニ添附シタル金券又ハ物品アルトキハ之ヲ文書收受簿添附物欄ニ記入シ受領者ノ認印ヲ受クヘシ但シ金券ハ會計員ニ之ヲ交付スヘシ

五 收受番號ハ會名ノ首字及「會收」ノ字ヲ冠シ順番ニ之ヲ附シ曆年ニ依リ更新スヘシ

六 收受文書ニシテ照復ヲ要スヘキ文書ノ番號ハ何會收第何號ノ一何號ノ二等ト細別スヘシ

第十一條 文書ノ配付ヲ受ケタル者ハ直ニ處分案ヲ作り之ヲ處理スヘシ但シ特ニ調査ヲ要スル爲即時處理シ難キモノハ其ノ理由ヲ具シ相當期間ヲ定メ會長ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條 處分案ヲ起草スルトキハ同議用紙(第二號様式)ヲ用キ總テ件名ヲ附スヘシ但シ事ノ輕易ナルモノハ其ノ文書ノ餘白ニ處分ノ要領ヲ朱記シ決裁ヲ受クルコトヲ得

處分案ニシテ事ノ重要ナルモノニハ參考トシテ簡明ニ其ノ理由又ハ説明ヲ附シ又ハ關係法規ノ要領

ヲ摘錄スルヲ要ス未決事件ニシテ同議ヲ重ヌルモノハ其ノ處分ノ完結ニ至ル迄前原議ヲ添付スヘシ處分案ハ關係各係ニ合議ノ上會長ノ決裁ヲ經共ノ發送ヲ要スルモノハ之ヲ庶務係文書事務取扱者ニ回付シ施行セシムヘシ

處分ヲ要セサル文書ハ閱覽ニ供スヘシ完結ニ至ルヘキ文書ニハ起案者ニ於テ原議ノ相當欄ニ保存ノ種別、類別及完結ノ年月日ヲ記入スヘシ但シ供閱ノ上直ニ完結ト爲ルヘキモノハ欄外ニ完結ノ印ヲ捺捺スヘシ

第十三條 庶務係文書事務取扱者ニ於テ前條發送文書ノ回付ヲ受ケタルトキハ直ニ淨書校合シ文書發送簿(第三號様式)ニ所要ノ事項ヲ記載シ原議及發送文書ニ番號ヲ記入シ契印ノ上會長職印又ハ會事務所印ヲ捺捺シ速ニ發送ノ手續ヲ爲スヘシ

發送濟ノ文書ハ原議ニ施行年月日ヲ記入シ主務係ニ之ヲ返付スヘシ

發送文書ニシテ使丁等ヲ以テ直接送達スルモノハ送達簿(第四號様式)ニ記載シ送達先ノ受領印ヲ受クヘシ

第十四條 發送文書ハ番號年月日ヲ記載シ會長名ヲ署スルヲ例トス但シ事ノ輕易ナルモノハ會事務所名ヲ署スルコトヲ得

上司ニ宛ルモノ及特別ノ形式アルモノヲ除クノ外普通文書ノ宛名及發信者名ハ職名ニ省略スルコトヲ得

第十五條 發信番號ノ會名ノ首字及「會發」ノ字ヲ冠シ順番ニ之ヲ附シ曆年ニ依リ更新スヘシ但シ同一事件ニシテ二回以上照復ヲ重ヌルトキハ完結スルマテ總テ同一番號ヲ以テ之ヲ整理シ何號ノ一何號ノ二等ト細別スヘシ

第十六條 會事務所ヲ經由スル文書ニシテ副申ヲ要セサルモノニ付テハ經由文書件名簿(第五號様式)ニ差出人宛名及事項ノ要領等ヲ記載シ會長ノ檢閱ヲ經テ發送ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條 副會長又ハ上席書記ニ於テ代決シタル事項ニシテ重要ナルモノハ代決ノ際後閱ノ記號ヲ施シ事後會長ノ閱覽ニ供スヘシ

第十八條 文書ノ區分大要左ノ如シ

- 告示 一般又ハ一部ニ對シ告知スルモノ
- 告諭 一般ニ對シ注意指導スルモノ
- 示達 傳達又ハ令達スルモノ
- 指令 申請、伺及願ニ對シ裁定ヲ與フルモノ

訓令 事務上ニ關シ部下吏員等ニ對シ指示ヲ爲スモノ

訓示 部下吏員等ニ對シ訓諭又ハ注意ヲ爲スモノ

上申 指令ヲ請フ事項ニ非スシテ希望又ハ意見ヲ上司ニ開陳スルモノ

内申 人事其ノ他機密ニ屬スル事務上ニ關シ希望又ハ意見等ヲ上司ニ内報スルモノ

申請 許可又ハ認可等ヲ請フモノ

副申 經由文書等ニ對シ添書スルモノ

伺 事務上ニ關シ上司ノ指揮ヲ請フモノ

願届 願ハ自己ノ身上其ノ他ニ關シ許可又ハ認可ヲ請フモノ、届ハ届出ヲ爲スニ止マルモノ

報告 事務ノ狀況其ノ他ニ付上司ニ申報スルモノ

通知 事務上ニ關シ通報スルモノ

照會 回答ヲ望ムモノ

回答 照會ニ對シ應答スルモノ

囑託 或ル事項ニ依託スルモノ

第十九條 會長ハ一週間毎ニ文書ノ處理狀況ヲ査閱シ未決事項アルトキハ直ニ之ヲ處理セシムヘシ

第四章 文書編纂及保存

第二十條 完結シタル文書ハ各係ニ於テ事務ノ種類毎ニ分別シ第二十四條ノ保存區分ニ從ヒ完結ノ月日ヲ逐ヒ索引ヲ附シ帳簿スヘシ

假綴シタル文書ハ翌年ニ至リ(會計ニ關スルモノハ年度閉鎖後)之ヲ編綴シ庶務係ニ於テ保存スヘシ但シ紙數ノ多寡ニ依リ各年毎ニ口座ヲ設ケテ數年分ヲ合綴シ又ハ一年分ヲ數冊ニ分ツコトヲ得

第二十一條 總テ文書ノ種類及員數ハ憲報第六號様式ヲ作り之ヲ登錄スヘシ

第二十二條 文書ハ左ノ區分ニ依リ保存スヘシ

第一種 永久保存

第二種 十年保存

第三種 五年保存

第四種 三年保存

第五種 一年保存

第二十三條 左ノ文書ハ之ヲ永久保存スヘシ

一 國稅及地方稅賦課徵收ニ關スル帳簿

二 會稅賦課徵收ニ關スル帳簿

三 使用料、手数料徵收ニ關スル帳簿

四 會歲入及歲出内譯簿

五 現金受拂簿

六 收入及支拂證書綴

七 會歲入歲出豫算及決算書綴

八 會行政ニ關スル諸法規及例規綴

九 滯納整理簿

十 夫役又ハ現品賦課票帳

十一 會經費ニ關スル綴

十二 會事務所日誌

十三 事務引繼ニ關スル書類

十四 會勢一覽表

十五 職員名簿及履歷書綴

- 十六 職員ノ進退身分ニ關スル書類
- 十七 文書、備品(第十一號様式)財産其ノ他諸臺帳
- 十八 會有財産及負債ニ關スル書類
- 十九 土地臺帳及名寄帳
- 二十 會ノ地籍境域地名及沿革等ニ關スル圖書類
- 二十一 協議會會議錄
- 二十二 會長會議又ハ上司ノ訓令ニ關スル書類
- 二十三 其ノ他重要ニシテ永久保存ノ必要アリト認ムルモノ
- 第二十四條 左ノ文書ハ其ノ輕重ニ從ヒ第二十二條ノ種別區分ニ依リ適宜期限ヲ定メ之ヲ保存スヘシ
 - 一 協議會ニ關スル書類
 - 二 庶務ニ關スル書類
 - 三 諸稅其ノ他徵收ニ關スル書類
 - 四 會計ニ關スル帳簿及書類
 - 五 産業ニ關スル書類

- 六 土木交通ニ關スル書類
- 七 教育ニ關スル書類
- 八 衛生ニ關スル書類
- 九 警防ニ關スル書類
- 十 賑恤救濟ニ關スル書類
- 十一 統計ニ關スル書類
- 十二 其ノ他雜件
- 第二十五條 保存期間ヲ經過シタル文書ハ尙存置ノ必要アリト認ムルモノヲ除キ民政署長又ハ民政支署長ノ認可ヲ經テ廢棄ノ手續ヲ爲シ印章其ノ他使用ノ處アルモノハ之ヲ塗抹シ若ハ截斷スヘシ
- 第五章 宿 直
 - 第二十六條 休日及執務時間外ニ於ケル事務ヲ處理セシムル爲メ宿直ヲ置クヘシ
 - 宿直ハ吏員一名(會長、副會長ヲ除ク)宛輪番ニ勤務スヘシ
 - 宿直ノ勤務ハ退廳ノ時限ヨリ翌日出勤ノ時限迄トス但シ休日ニ在リテハ當日出勤時限ヨリ翌日出勤ノ時限迄トス

11011

宿直ノ順番ハ庶務係ニ於テ之ヲ定メ第九號様式ノ通知簿ニ依リ本人ニ通知スヘシ

第二十七條 宿直ニ於テ取扱ヒタル事項ハ之ヲ宿直日誌(第十號様式)ニ記載シ收受文書ハ親展及通
貨金券封入ノモノヲ除クノ外即時開封シ事ノ至急ヲ要スルモノ及電報又ハ至急親展文書等ハ送達簿
ニ依リ直ニ會長又ハ宛名ノ者ニ送達シ其ノ他ノモノハ翌日庶務係ニ引渡スヘシ

第二十八條 宿直員ハ近火其ノ他非常異變アルトキハ會長以下吏員ニ急報シ一面應急ノ處置ヲ爲スヘシ

(第一號様式ノ一)(甲、乙)

文書收受簿

收受月日及 來書番號	件名	添附物	差出箇所	受領者印	摘要
	計				
	何件				

(備考)

- 一 本帳簿ハ曆年ニ依リ更新スルモノトス但シ收受件數少キ會ニ在リテハ數年間使用スルモ妨ナシ此ノ場合ニ於テハ曆年毎ニ罫目ヲ附シ區分スルコトヲ要ス
- 二 文書收受簿表紙ノ右方上部ニ甲又ハ乙ノ區分ヲ記載スルモノトス

(第一號様式ノ二)(丙)

文書收受簿

收受月日及收受番號	宛名	發信者氏名	摘要
	計		
	何件		

(備考)

本帳簿ハ第一號様式ノ一備考ニ示シタル例ニ準シ取扱フモノトス

11011

(第三號様式)

種別	年月日	完結	年月日	原購受 領者印	附物	添附物	備考	月	日何號ノ一何々へ照會(回答、督促等) 受領者印
何會第 號	昭和 年 月 日	年月日	年月日	會長(又ハ會務所)	何々ノ件	何々ノ件	何々ノ件	何々ノ件	何々ノ件
何會第 號	昭和 年 月 日	年月日	年月日	會長(又ハ會務所)	何々ノ件	何々ノ件	何々ノ件	何々ノ件	何々ノ件

110E

(第三號様式)

文書發送簿

發送月日	月	日	件	名	原購受 領者印
發送番號	(何)會發第	號	宛	名	領者印
添附物			備考	月	日何號ノ一何々へ照會(回答、督促等) 受領者印

(備考)

本帳簿ハ曆年ニ依リ更新スルモノトス但シ發送件數ノ少ナキ會ニ在リテハ數年間繼續使用スルモ妨ナシ此ノ場合ニ於
テハ曆年毎ニ顔見出ヲ附シ區分スルコトヲ要ス

(第四號様式)

送達簿

件	名	送付月日	送付先	受領者印	摘	要

110E

摘要	月											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
日	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
日	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
日	二十六	二十七	二十八	二十九	三十							
日	三十一											

出勤簿

(第七號樣式)

出勤簿

姓名

107

交	再	進	收	經由文書件名簿	
				發	者
月	月	月	月	名	宛
日	日	日	日	領	事
長	長	長			
印	印	印			
任	任	任			
印	印	印			

文書臺帳

(第五號樣式)

經由文書件名簿

108

(第六號樣式)

番	文	冊	冊	摘
	號	書	名	要

文書臺帳

摘要

(備考)

- 一 本臺帳ハ保存期限毎ニ口座ヲ設ケ又ハ之ヲ別冊トシ總テノ帳簿類綴ヲ年度順ニ登錄スルモノトス
- 二 摘要欄ニハ文書ノ廢棄年月日及其ノ他必要ノ事項ヲ記載シ整理スルモノトス

●會會計事務規程準則

第一條 會、會計事務ハ法令中別段ノ規定アルモノノ外本規程ニ依リ取扱フヘシ

第二條 關東州會制施行規則第三十六條第一項ニ依リ會計員ニ交付スヘキ豫算謄本ニハ其ノ交付年月日ヲ記入スヘシ

第三條 會長ハ左ノ各號ノ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ會計員ニ通知スヘシ

一 一時借入金

二 翌年度歳入繰上充用

三 豫算各項ノ流用

四 豫備費支出

強制豫算ヲ命セラレタルトキ又ハ各費目ノ流用ヲ爲ストキ亦前項ニ同シ

第四條 會計員ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ記帳整理ヲ爲スヘシ

一 會稅徵收簿 (第一號樣式)

二 夫役現品徵收簿 (第二號樣式)

三 稅外徵收簿 (第三號樣式)

四 滯納整理簿 (第四號樣式)

五 現金受拂簿 (第五號樣式)

六 歳入内譯簿 (第六號樣式)

七 歳出内譯簿 (第七號樣式)

八 現金前渡概算拂簿 (第八號樣式)

九 會債整理簿 (第九號樣式)

十 基本財産表帳 (第十號樣式)

前項各號帳簿ノ外補助簿ヲ設クルコトヲ得

第五條 會計員ニ於テ豫算謄本ノ交付ヲ受ケ又ハ第三條ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ歳入内譯簿及歳出内譯簿ニ相當記入ヲ爲スヘシ

第六條 第四條ノ諸帳簿ハ毎會計年度之ヲ調製スヘシ但シ現金前渡、概算拂簿、會債整理簿ハ連年通シテ使用スルコトヲ得

第七條 收入支出命令ハ第十一號樣式ニ依ルヘシ

第八條 會稅ヲ徵收セムトスルトキハ會長ニ於テ會稅徵收簿ニ依リ少クトモ其ノ徵收期日二十日前ニ第十二號様式ノ納額告知書ヲ發付スヘシ

會稅以外ノ收入金ヲ收入セムトスルトキハ會長ハ稅外徵收簿ニ依リ使用料、手数料及物件ノ賃貸料ニ在リテハ納額告知書ヲ發付シ其ノ他ノ收入ニ在リテハ納付書ヲ添附セシムヘシ
公債、預金利子、補助金、交付金其ノ他ノ收入ニシテ納付書ヲ徵シ難キモノハ收入命令ニ依リ直ニ收入スヘシ
夫役現品ノ徵收ハ會稅ノ例ニ準シ第十五號様式賦課令書ヲ發付スヘシ

第九條 納額告知書、賦課令書、返納告知書ヲ發付シ又ハ納付書ヲ徵シタル後誤謬又ハ異動アルコトヲ發見シタルトキハ左ノ手續ニ依リ整理スヘシ

一 納付前ナルトキハ其ノ告知書令書ハ義務者ヲシテ之ヲ還付セシメ改訂スヘシ其ノ納付書ハ義務者ニ之ヲ還付シ改訂セシムヘシ

二 納付後ナルトキハ其ノ調定額ノ不足ニ屬スルモノハ其ノ不足ニ對スル告知書ヲ發シ其ノ調定額ノ超過又ハ誤納ニ屬スルトキハ請求書ヲ徵シ拂戻スヘシ

第十條 會計員ニ於テ現銀ヲ收入セムトスルトキ又ハ現品ヲ受領セムトスルトキハ納人ヲシテ納額告知書、返納告知書、賦課令書又ハ納付書ヲ差出サシメ之ヲ當該帳簿ト照合シ帳簿及領收證ニ領收月日ヲ記入シ領收印ヲ捺捺シタル上領收證ヲ納人ニ交付スヘシ

納額告知書、返納告知書及賦課令書ノ原符ハ之ヲ一括シ枚數、金額、人員ノ計ヲ記載シタル小票ヲ附シ保存スヘシ
第十一條 關東州會制施行規則第二十五條ノ規定ニ依リ納稅延期ヲ許シ又ハ會稅ヲ減免シタルトキハ會長ハ納人ノ住所氏名、稅目金額及納入期限ヲ會計員ニ通知スヘシ
會計員前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ徵收簿及滯納整理簿ノ訂正ヲ爲スヘシ

第十二條 徵收金ニシテ指定ノ納期ニ納付セザル者アルトキハ會計員ハ徵收簿ニ依リ納入ノ住所氏名、稅目、納期日及滯納金額ヲ滯納整理簿ニ移記シ會長ニ報告スルト共ニ「徵收簿ニ滯納整理簿ニ移記」ト朱書整理スヘシ

會長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ第三十一條様式ノ督促令狀ヲ發付スヘシ

第十三條 會費ノ支出ヲ要スルトキハ會長ハ債主ノ請求書ニ依リ會計員ニ支出命令ヲ發スヘシ但シ數人ノ債主ニ對シ同一費用ノ支拂ヲ要スルトキハ集合支出命令ヲ發スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各債主ノ金額、内譯書ヲ請求書ニ添附セシムヘシ

請求書ニハ金額、品目、種類、數量、單價等ヲ明記セシメ且旅費請求書ニ付テハ其ノ用務、旅行先、旅行日數、年月日、路程及宿泊地名ヲ詳記セシムヘシ

二二四

第十四條 報酬、給料、賄給與金、寄附金、會債元利償還金、基本財産蓄積金、諸税及負擔、郵便切手收入印紙其ノ他請求書ヲ徴シ得サルモノハ會長又ハ主任者ノ支出調書ヲ以テ前條ノ請求書ニ代フルコトヲ得

第十五條 會計員ニ於テ第十三條ノ支出命令ヲ受ケタルトキハ左記事項ヲ調査シ不都合ナシト認メタルトキハ支拂ヲ爲シ領收書ヲ徴スヘシ但シ領收書ハ請求書ト連記セシムルモ妨ケナシ
郵便切手、收入印紙等正當領收書ヲ徴スルコトヲ得サルモノニ付テハ會長ノ承認シタル支拂證明書ヲ添付スヘシ

- 一 債權者ハ正當ナリヤ(代人ナルトキハ委任狀ノ有無)
- 二 豫算ニ定メタル目的ニ違フコトナキヤ
- 三 豫算金額ニ超過スルコトナキヤ
- 四 金額計算ニ相違ナキヤ
- 五 科目所屬年度ニ誤ナキヤ

25x10

第十六條 現金前渡又概算拂ヲ爲シタルトキハ用務終了後三日以内ニ精算書ヲ徴スヘシ
第十七條 歳出ノ誤拂、過渡ヲ發見シ戻入ヲ要スルトキハ返納人ニ對シ第十四號様式ノ返納告知書ヲ發付スヘシ

第十八條 關東州會制施行規則第四十六條但書ニ依リ基本財産ニ編入スル爲歲計剩餘金ヲ支出スル場合ニ於テ會長ハ仕譯書ヲ調製シ會計員ニ對シ支出收入命令ヲ同時ニ發スヘシ

第十九條 出納其ノ他會計事務ハ必ス即日記帳整理スヘシ

收入及支拂ノ證憑トナルヘキ書類ハ款別ニ編綴保存スヘシ
第二十條 出納ニ關スル證憑書類ニ記入スヘキ金額ニ係ル一、二、三、十ノ數字ハ壹、貳、參、拾ヲ用フヘシ

諸帳簿及證憑書類ハ塗抹、改竄、糊貼スルコトヲ得ス若已ムヲ得ス訂正又ハ削除ヲ要スルトキハ原字墨書ナルトキハ朱線ニ條、原字朱書ナルトキハ墨線ニ條ヲ施シ挿入又ハ訂正ノ文字ハ右傍ニ記載シ責任者訂正ノ箇所ニ捺印スヘシ

帳簿中金額ニ誤謬アルコトヲ後日ニ於テ發見シタルトキハ最終記帳ノ次ニ其ノ事由ヲ記シテ計算ヲ更正シ(増ハ墨書、減ハ朱書)當該誤謬ノ箇所ニハ其ノ事由ヲ朱書スヘシ

二二五

32x10

25x10

第二十二條 關東州會制施行規則第五十條ニ依ル例月検査ハ毎月五日迄ニ他ノ前月分ヲ執行シ現金受
 拂簿最終記帳ノ次ニ「何年何月何日例月検査済」ト朱書シ會長之ニ署名捺印スヘシ
 臨時検査ニ關シテハ第一項ノ例ニ依リ會長ハ當該検査ニ立會ヲ爲シタル協議會員ト共ニ署名捺印ス
 ヘシ

二二六

納金
 種類
 金額
 年月日
 収入
 住所
 氏名

昭和何年度
 會 稅 徵 收 簿
 何 會 事 務 所
 三十一

第一號樣式

111x

(第一號樣式)

昭和何年度
夫役現品徴收簿
何會事務所

種類	賦課額	収入額	納税人
夫役	員數 種類	員數	
現品	金額	金額	
計	員數	金額	
夫役	員數	金額	
現品	金額	金額	
計	員數	金額	

(備考)

夫役と現品と各口帳を別冊として整理スルモノトス

(第二號樣式)

昭和何年度
税外徴收簿
何會事務所

種類	金額	年額	賦課額	納税人
計	金額 <td>年額 <td>賦課額 <td>納税人</td> </td></td>	年額 <td>賦課額 <td>納税人</td> </td>	賦課額 <td>納税人</td>	納税人
夫役	金額 <td>年額 <td>賦課額 <td>納税人</td> </td></td>	年額 <td>賦課額 <td>納税人</td> </td>	賦課額 <td>納税人</td>	納税人
現品	金額 <td>年額 <td>賦課額 <td>納税人</td> </td></td>	年額 <td>賦課額 <td>納税人</td> </td>	賦課額 <td>納税人</td>	納税人
計	金額 <td>年額 <td>賦課額 <td>納税人</td> </td></td>	年額 <td>賦課額 <td>納税人</td> </td>	賦課額 <td>納税人</td>	納税人

111x

1111

(第八號樣式)

自昭和何年度	概算	何會事務所
至昭和何年度	拂渡	
	現金	
	前渡	

(例) 渡前金額

年月日	摘要	支拂額	精算額	未精算額	支出額返納額	算額
昭和何年何月何日	何物 渡入 何人	100,000			100,000	
昭和何年何月何日	何物 渡出 何人		40,000			10,000
昭和何年何月何日	何物 渡入 何人			10,000		
昭和何年何月何日	何物 渡出 何人					0

(例) 拂算概

年月日	摘要	支拂額	精算額	未精算額	支出額返納額	算額
昭和何年何月何日	何物 渡入 何人	10,000			10,000	
昭和何年何月何日	何物 渡出 何人			1,000		
昭和何年何月何日	何物 渡入 何人					1,000
昭和何年何月何日	何物 渡出 何人					0

(第九號樣式)

自昭和何年度	何會事務所
至昭和何年度	
	借
	債
	狀

1111

111111

〔第十一號様式〕

收入命令書

昭和何年度 何月何日 何月何日 收入済 昭興簿 會計員

會長	目	摘要
「賞金」積立金付子目何月何日		
歩何歳ニ付年何月何日指全額何歳		
何人補助金		

一金何程 但シ現金付子何人補助金交付金何人等 有款入ス

支出命令書

昭和何年度 何月何日 何月何日 支出済 昭興簿 會計員

會長	目	受取人
姓名 氏名		

一金何程 但シ別紙請求書ニ明細書ニ付連 (本費ノ負擔費ヲ支出スル費ヲ指用ス等) 有支出ス

備考 請求書(別紙)ニ捺印スルヲ以テ本號各二代ノルコトヲ得

〔第十一號様式〕

昭和何年度	何月何日	何月何日
收領	昭興簿	會計員

納額告知書

昭和何年度 何月何日 昭興簿 會計員

第 昭 和 年 度	氏 名
昭 和 年 度	昭 和 年 月 日

一金 右昭和何年度 昭興簿 納付スル 何税何期分 (又ハ何人料)

領收證書

昭和何年度 何月何日 昭興簿 會計員

第 昭 和 年 度	氏 名
昭 和 年 度	昭 和 年 月 日

一金何程 右領收ス 何税何期分 (又ハ何人料)

111111

(第十三號様式)

昭和 年月日	何税何期分 督促手数料	右昭和 年月日 届限事務第二納付 督促手数料	何會長氏	名
昭和 年月日	何税何期分 督促手数料	右昭和 年月日 届限事務第二納付 督促手数料	何會長氏	名

111111

昭和 年月日	何税何期分 督促手数料	右領收	何會計員氏	名
昭和 年月日	何税何期分 督促手数料	右領收	何會計員氏	名

(第十四號様式)

昭和 年月日	何税何期分 督促手数料	右昭和 年月日 届限事務第二納付 督促手数料	何會長氏	名
-----------	----------------	---------------------------------	------	---

昭和 年月日	何税何期分 督促手数料	右昭和 年月日 届限事務第二納付 督促手数料	何會長氏	名
-----------	----------------	---------------------------------	------	---

111111

昭和 年月日	何税何期分 督促手数料	右領收	何會計員氏	名
昭和 年月日	何税何期分 督促手数料	右領收	何會計員氏	名

（第十五號様式）

一 夫役何人(何品何程) 其代納金何程 右様年毎月毎日より何月何日迄毎日千圓何時ヨリ何所ニ出役 ス(何所ニ差出ス)但シ金額代納ノ者ハ何年何月何日 限リ當會事務所ニ納付スヘシ		一 夫役何人(何品何程) 其代納金何程 右様年毎月毎日より何月何日迄毎日千圓何時ヨリ何所ニ出役 ス(何所ニ差出ス)但シ金額代納ノ者ハ何年何月何日 限リ當會事務所ニ納付スヘシ	
第 號	號 昭和何年度	第 號	號 昭和何年度
屯 氏 名	屯 氏 名	屯 氏 名	屯 氏 名

（備考）
 一 受領日ハ同一人ニ對シ夫役二人以上ヲ兼收スル場合
 ニ於テ其ノ受領ノ日毎ニ在任者捺印スヘシ但シ代納了
 ルトキハ其ノ旨本欄ニ明記スヘシ
 二 全部ノ受領終リタルトキ領收證ヲ交付スヘシ

●會物品取扱規程準則

- 第一條 物品ヲ類別シテ備品及消耗品ノ二種トス
- 第二條 物品ノ出納ハ會計年度ニ依リ之ヲ區分スヘシ
- 第三條 會計員ハ會長ノ命令アルニ非サレハ物品ノ出納ヲ爲スコトヲ得ス但シ當時出納スルモノニシテ特ニ會長ノ定ムル種類ニ限リ直ニ出納ヲ爲シ會長ノ後認ヲ受クルコトヲ得
- 第四條 物品出納整理ノ爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ
 - 一 備品臺帳 (第一號様式)
 - 二 消耗品出納簿 (第二號様式)
 - 三 物品購入修繕簿 (第三號様式)
 - 四 圖書臺帳 (第四號様式)
- 前項帳簿ノ外必要アルトキハ補助簿ヲ設クルコトヲ得
- 第五條 會計員物品ヲ購入シ又ハ修繕ヲ爲サムトスルトキハ物品購入修繕簿ニ依リ會長ノ決裁ヲ受

三三六

普通學堂長ニ於テ學堂ニ屬スル物品ノ購入又ハ修繕ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ商簿簿(第五號様式)ヲ以テ會長ニ商議スヘシ

前項ノ商簿簿アリタルトキハ會計員ニ於テ其ノ當否ヲ調査シ第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條 物品ノ出納ハ直ニ帳簿ヲ登記スヘシ但シ報、新聞、雜誌又ハ寄附若ハ配付用トシテ購入スル印刷物ノ類ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 會計員物品交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ所要ノ目的、數量及當否ヲ調査シ交付ノ手續ヲ爲シ其ノ備品ニ係ルモノハ保管證ヲ徵スヘシ但シ普通學堂ニ交付スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條 普通學堂ニ物品ヲ交付セムトスルトキハ物品購入修繕簿ヲ以テ當該學堂長ニ送付シ受領印ヲ徵スヘシ

第九條 普通學堂ニ屬スル物品ハ學堂長又ハ會長ノ指定スル職員之ヲ保管スヘシ

第十條 常時出納ヲ爲ササル物品ハ其ノ品目數量ヲ明瞭ニ區分整理シ鎖鑰アル一定ノ場所ニ保管スヘシ

第十一條 會計員物品ノ亡失、毀損シタルコトヲ認知シタルトキハ退滞ナク其ノ旨ヲ會長ニ報告スヘシ

物品ノ交付ヲ受ケタル者之ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ退滞ナク其ノ旨ヲ會計員ニ報告スヘシ使用中自然毀損シ又ハ不用トナリタル物品ハ返納書ヲ添ヘ會計員ニ返納スヘシ

第十二條 會長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ審査シ亡失又ハ毀損カ保管者ノ故意又ハ怠慢ニ因ルモノト認ムルトキハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外其ノ損害ヲ辨償セシムヘシ

第十三條 不用ニ屬スル物品又ハ毀損ノ爲修補ヲ加フルモ使用ニ堪ヘサル物品アルトキハ會計員ハ其ノ品目、數量、見積價格及事由ヲ具シ會長ノ決裁ヲ受ケ之カ處分ヲ爲スヘシ

第十四條 會長ハ少クトモ毎年一回物品ノ検査ヲ爲スヘシ

第十五條 會長前條ニ依リ検査ヲ爲シタルトキハ關係帳簿ニ検査濟年月日ヲ記入シ署名捺印スヘシ

三三七

備品

備品臺帳
何會事務所
何會事務所

(第一號樣式)

年月日	摘要 要高備品 借用在庫計	昭和	年月日	月	日	月	日	月	日	月	日	位置 (ABC)區
		年	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
			購入何來納(何何號)			當記何來進(何何號)		當記何來(何何號) (何何號)			現何來(何何號)	

(備考) 一 本臺帳品目毎二口座設クシ
二 備品ノ廢棄等ノ廢棄ヲ削除セヨトスルトキハ摘要欄ニ其ノ事由ヲ其ノ他ノ名稱ニ該當ノ事項ヲ添書シ現
在高二客引數ヲ懸クシ

(第二號樣式)

消耗品出納簿
何會事務所
何會事務所

(備考)

一 本臺帳品目毎二口座ヲ設クシ
二 手工用材料品工率材料品等ニシテ購入後直ニ拂渡スモノハ
何種何座ト記入ルモ妨ナシ

位置 (ABC)區	年月日	摘要 會員主任在年月日納	昭和	年月日	月	日	月	日	月	日	月	日	位置 (ABC)區
			年	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

會
有
給
吏
員
以
各
等
職
員
給
與
規
程

●會有給吏員並名譽職員給與規程

第一章 總 則

第一條 會有給吏員ノ給料及旅費並名譽職員ノ報酬及費用辦償ハ本規程ノ定ムル所ニ依リテ支給ス

第二章 給料及報酬

第二條 有給吏員ノ給料額及名譽職員ノ報酬額ハ別表第一號表ノ一、二ニ掲クル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ辭令ヲ交付シテ定ム

第三條 給料及報酬ハ毎月二十五日之ヲ支給ス但シ休日ニ當ルトキハ之ヲ繰下ク
年額ノモノハ十二分シテ毎月之ヲ支給ス但シ毎會計年度末ニ於テ一時ニ支給スルコトヲ得

第四條 新任、増給、減給及資格變更ノ場合ニ於テハ其ノ發令ノ翌日ヨリ起算シ日割ヲ以テ支給ス
退職又ハ解職ノ場合ニ於ケル給料又ハ報酬ハ退職又ハ解職ノ當日迄日割ヲ以テ其ノ際支給ス但シ在職中死亡シタル者又ハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ職務ニ堪ヘスシテ退職シタル者ニハ當月分ノ全額ヲ支給ス

日割計算ノ法ハ其ノ月ノ現日數ニ依ル

給料又は報酬ノ支給上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ

第五條 疾病又は私事ノ故障ニ依リ務執セザルコト三十日ヲ超ユルトキハ給料若ハ報酬ノ半額ヲ減シ
九十日ヲ超ユルトキハ之ヲ支給セズ但シ公務ノ爲傷喪ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキ又ハ雇引若ハ
傳染病豫防ニ依リ交通ヲ遮斷セラレタル爲缺勤シタル日數ハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 旅 費

第六條 有給吏員公務ノ爲旅行スルトキハ旅費ヲ支給ス

第七條 旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料及赴任手當ノ六種トシ別段ノ規定アル場合ヲ除

ク外民政署ノ管内ニ在リテハ別表第二號表、管外ニ在リテハ別表第三號表ニ依リ普通旅費ヲ支給ス

但シ等級ノ設ケナキ場合ノ船賃ハ其ノ實費トシ即日歸所シタル場合ノ日當ハ半額トス

旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ公務ノ都合ニ依リ順路ニ依リテ旅行シ離キ場合ハ其ノ現ニ經過シ

タル通路ニ依ル

車馬賃ハ日本里程ニ依リ其ノ路程ヲ合算シ之ヲ支給ス但シ定額ヲ異ニスルモノニ付テハ各別ニ之ヲ

通算シ通算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ

會ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ船賃、馬車賃ヲ支給セズ

旅行中死亡シタル場合ニ於テハ旅行先ヨリ會事務所所在地迄前職相當ノ旅費ヲ其ノ遺族ニ支給ス

第八條 新任用スル爲召喚シタル者ニハ其ノ職相當ノ旅費ヲ支給スルノ外鐵道賃、船賃、車馬賃ノ

額ニ相當スル赴任手當ヲ支給ス

第九條 講習其ノ他特別ノ用務ニ依リ出張シ同一地ニ滞在スル場合ノ旅費支給方法ハ左ノ各號ニ依ル

一 用務地トノ往復旅費ハ第七條ノ規定ニ依リ普通旅費ヲ支給ス

二 用務地到着ノ翌日ヨリ歸任出發ノ前日迄ノ滞在期間ハ別表第四號表ニ依リ日額旅費ヲ支給ス

第十條 會内ノ旅行ニシテ行程一里以上ニ渉ル旅行ニ就テハ別表第五號表、島嶼旅行ニ就テハ別表第

六號表ニ依ル旅費ヲ支給ス

第十一條 特別ノ事情アルトキハ民政署長ノ認可ヲ受ケ旅費ノ定額ヲ増減支給スルコトヲ得

第十二條 名譽職會長及名譽職副會長公務ノ爲旅行スルトキノ費用辨償額ハ別表第二號表乃至第六號

表ニ依ル

費用辨償ノ支給方法ニ關シテハ第七條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス

第十三條 協議會員ノ費用辦償ハ日額八十錢トシ職務ノ爲出席シタル日數ニ應シ會議ノ終了後之ヲ支給ス

二四八

(別表第一號表ノ一)

有給吏員給料額表

職	員	給	料	額	(月額)
會	長			圓	以
副	會	長			以下
會	計	員			
書	記				
技	補				

(別表第一號表ノ二)

名譽職員報酬額表

職	員	報	酬	額	(年額)
會	長			圓	以
副	會	長			以下
街	電				
副	街				

(別表第二號表)
普通旅費

區	分	又鐵	道	船	賃	賃	一車	馬	二	付	賃	一日	日	二	付	當	一宿	夜	泊	二	付	料
會	長	及	副	會	長																	
會	計	員	補	給																		
					等	定	額															
					錢																	
					圓																	

二四九

(別表第三號表)

區分	普通旅費	又鐵道賃	電車賃	一里馬賃	一日二付當	一宿泊料
副會長及書記	等定額	實費	實費	錢	圓	圓
會計員及技補	等定額	實費	實費	錢	圓	圓
會計員	等定額	實費	實費	錢	圓	圓

一五〇

(別表第四號表)

區分	日額旅費	日額
會長及副會長	同	圓
會計員、書記及技補	同	圓

(別表第五號表)

區分	日額旅費	日額
會長及副會長	同	圓
會計員、書記及技補	同	圓

(別表第六號表)

區分	日額旅費	日額
會長及副會長	同	圓
會計員、書記及技補	同	圓

●會吏員定員

關東州會制施行規則第四條第七項ニ依リ會費支辨ニ屬スル吏員ノ定員左ノ通定ム

會名	書記	書記	技補	補
何會	何會	何會	何會	何會
何會	何會	何會	何會	何會
何會	何會	何會	何會	何會
何會	何會	何會	何會	何會
何會	何會	何會	何會	何會

一五一

●會吏員特別勤務手當給與規程

第一條 會吏員ニシテ日本語ノ翻譯又ハ通辯ヲ爲シ得ル者ニハ本規程ノ定ムル所ニ依リ特別勤務手當ヲ支給ス

第二條 特別勤務手當ハ民政署長ノ施行スル第三條ノ試驗ニ合格シ共ノ翻譯又ハ通辯ニ適スト認定シタル者ニ對シ之ヲ支給ス

第三條 日本語ノ試驗ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 翻譯(支那語及支那時文ノ日譯、日本語及日本文ノ支譯)

二 書取

三 會話

第四條 試驗ニ合格シタル者ニ對シテハ等級ヲ附シタル證書ヲ授與ス

前項ノ等級ハ一等乃至五等トス

第五條 既ニ證書ヲ授與セラレタル者再ヒ試驗ニ應シタル場合ニ於テハ前ノ等級ト同等又ハ之ヲ超ユル成績ヲ認ムルニ非サレハ新ニ證書ヲ授與セス

第六條 特別勤務手當ハ第四條ノ證書ヲ受ケタル者ニ對シ證書日附ノ日ヨリ二年間毎月別表ニ依リ證書記載ノ等級ニ相當スル金額ヲ俸給ト同時ニ支給ス但シ一箇月ニ滿タサル場合ニ於テハ日割ニ依リ支給ス

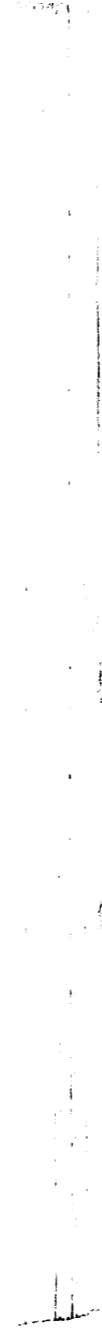
第七條 第五條ノ規定ニ依リ新ニ上級ノ證書又ハ同一等級ノ證書ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ證書日附ノ月ノ翌月ヨリ第六條ノ支給期間更ニ新證書ノ等級ニ相當スル金額ヲ支給ス

第八條 退職又ハ解職ノ場合及疾病又ハ私事ノ故障ニ因リ職務セサルコト三十日ヲ超ユル場合ニ於ケル本規程ノ特別勤務手當ノ支給ニ關シテハ會有給吏員並名譽職員給與規定第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條 本規程ニ定ムルモツヲ除クノ外試驗ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ其ノ都度之ヲ通牒ス

(別表)

特別勤務手當表					
等級	一	二	三	四	五
手當月額	圓	圓	圓	圓	圓





25x11

會有給吏員退職及死亡給與金規則

第一條 本會有給吏員ニハ本規則ノ定ムル所ニ依リ退職給與金及死亡給與金ヲ給與ス

第二條 有給吏員勤続一年以上ニシテ退職左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニハ退職給與金ヲ支給ス

一 懲戒ニ依リ解職セラレタルトキ

二 在職五年未滿ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ

第三條 退職給與金ハ退職當時ノ俸給月額ニ在職月數ヲ乘シタル金額ノ百二十分ノ十トシ滿二十箇年ニ至リテ止ム

在職滿二十箇年ヲ超ユル吏員ニシテ特ニ功勞アリト認ムル者ニ對シテハ其ノ年月ニ應シ前項給與金額ノ四分ノ一以內ヲ加給スルコトヲ得

第四條 公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ職務ニ堪ヘスシテ退職シタル者ニハ前條ニ依ル給與金額ノ十割以內ヲ増給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ勤続一年未滿ノ者ハ一年トシテ計算ス

退職給與金ヲ受クヘキ者本人死亡ノ場合ニ於テハ其ノ遺族ニ之ヲ支給ス

第五條 有給吏員在職中死亡シタルトキハ第三條ニ依ル給與金ノ外左ノ區分ニ依リ死亡給與金ヲ其ノ

遺族ニ支給ス

一 公務ニ基因シ死亡シタルトキ

六箇月分

二 公務ニ因ラサル死亡

二箇月分

第六條 有給吏員ノ勤続年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終リトス

第七條 本則ニ於テ遺族ト稱スルハ同一家内ニ在ル配偶者、子、孫、父母、祖父母及兄弟姉妹ヲ云ヒ

退職給與金及死亡給與金ノ給與ニ付テハ本條ノ順序ニ依ル但シ男ハ女ニ長ハ幼ニ先ツ

附則

本規則ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

本規則施行ノ際現ニ在職中ノ有給吏員ノ勤続年數ハ本規則ニ依ル勤続年數ニ通算ス

大正 年會規則第 號會有給吏員退職給與金及死亡給與金規則ハ之ヲ廢止ス

會稅賦課徵收規則

第一章 總 則

第一條 本會稅ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ賦課徵收ス

第二條 會稅ヲ賦課スル稅目左ノ如シ

反 別 割

戶 別 割

特 別 稅

第三條 會稅ノ賦課率ハ毎年度協議會ノ諮問ヲ經テ之ヲ定ム

第四條 賦課期日後ニ於テ納稅義務消滅シ又ハ課稅標準増減スルコトアルモ其ノ賦課額ハ之ヲ變更セ

ス

第五條 會稅ヲ徵收スルトキハ會長ハ毎納期少クトモ二十日以前ニ各納稅者ニ對シ納額告知書ヲ發ス

ヘシ但シ特別ノ事情アル場合又ハ隨時ニ賦課徵收スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二章 反 別 割

第六條 反別割ハ其ノ年四月一日現在土地臺帳記名者ニ賦課シ十月末日限り之ヲ徵收ス但シ特別ノ事

情アル年度ニ於テハ徵收期限ヲ臨時變更スルコトヲ得

第七條 賦課期日後官有地ノ貸下又ハ拂下ヲ受ケ若ハ地目變換等ニ依リ新ニ納稅義務ノ生シタルモノ

ニ對シテハ其ノ時時之ヲ賦課徵收ス

第三章 戶別

第八條 戶別制ハ其ノ年四月一日現在納稅義務者ニ對シ賦課シ六月末日限り之ヲ徵收ス但シ特別ノ事
情アル年度ニ於テハ徵收期限ヲ臨時變更スルコトヲ得

第九條 賦課期日後納額告知書發布以前ニ於テ他ノ市又ハ會ニ轉住スル納稅義務者ニ對シテハ其ノ時
時之ヲ賦課徵收ス

賦課期日後新ニ納稅義務ノ生シタル者ニ對シテハ其ノ時時之ヲ賦課徵收ス但シ他ノ市又ハ會ヨリ本
會ニ轉住シタル者前住地ニ於テ既ニ其ノ年度又ハ其ノ期ニ於テ納ムヘキ戶別制ノ負擔ヲ分任シタル
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 前項ノ納稅義務者ニ對シテハ會長限リ適當ノ等級ニ之ヲ編入シテ賦課徵收ス
第十一條 前條第二項但書ニ該當スル者ハ轉住後十日以内ニ前住地ニ於ケル納稅額ヲ各期毎ニ區分シ會
長ニ届出ツヘシ

第四章 特別

第十一條 特別稅ハ本會特別稅規則ニ依リ賦課徵收ス

附則

本規則ハ大正十四年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

特別稅規則

第一條 本會ニ特別稅營業制及雜種制ヲ設ク

第二條 特別稅營業制ハ本會内ニ於テ地方稅營業稅ヲ納ムル者ニ對シ前年度ノ納稅額ヲ標準トシ其ノ
百分ノ二十以内ノ課率ヲ以テ之ヲ賦課ス

第三條 特別稅雜種制ハ左ノ種目賦課標準及稅率ノ範圍内ニ於テ之ヲ賦課ス

一、製鹽	移出一石ニ付	六錢
一、在籍船舶	帆船五石以上一石ニ付 舢板五石未満一石ニ付	二十五錢
一、外來船舶	署管内船舶一石ニ付 署管外船舶一石ニ付	二錢
一、漁業	前年度賣上高ノ百分ノ六	錢
一、畜犬	一頭ニ付	一圓五十錢
一、屠獸	豚一頭ニ付 山羊一頭ニ付	一圓五十錢

一、海 狗 牝一頭ニ付 三八十錢 二六〇

第二條及前項ノ課率ハ毎年度協議會ノ諮問ヲ經テ之ヲ定ム

第四條 特別稅營業劑及雜種劑ハ其ノ年四月一日現在ニ依リ六月末日限り賦課徵收ス但シ雜種劑中製鹽劑外來船舶劑屠獸劑及海狗劑ハ賦課事實ノ發生シタル時賦課徵收ス

附則

本規則ハ大正十五年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

手数料規則

第一條 本會ハ關東州會制第九條第二項ニ依リ左ノ事項ニ付手数料ヲ徵收ス但シ法令ニ依リ取扱フモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 身分ニ關スル證明 一件ニ付 二十錢
- 一 土地ニ關スル證明 一件ニ付 十錢
- 一 納稅ニ關スル證明 一件ニ付 二十錢
- 一 土地ノ測量 一筆ニ付 五十錢

- 一 土地圖面ノ調製 一筆ニ付 十錢
- 一 其ノ他圖面ノ調製 一枚ニ付 十五錢
- 一 公簿ノ閱覽 一回ニ付 五錢
- 一 謄本抄本ノ下附 一枚ニ付 十錢
- 一 納額告知書再交附 一枚ニ付 五錢
- 一 諸願屆書類調製 一枚ニ付 十錢

第二條 前條ノ證明謄本抄本ノ下附及閱覽ハ公衆ノ觀ニ供シ差支ナキモノニ限ル

第三條 諸證明其ノ他ノ請求ハ書面又ハ口頭ヲ以テ爲スヘシ

第四條 手数料ハ諸證明又ハ閱覽等ヲ請フトキ之ヲ徵收ス

第五條 會費ヲ以テ救助中ノ者又ハ會長ニ於テ手数料ヲ納付スルノ資力ナシト認ムル者ハ手数料ヲ徵收セス

附則

本規則ハ大正十四年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

督促手数料規則

二六三

第一條 本會ニ於テ徵收スル諸收入金ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ會長ハ關東州會制施行規則第二十七條第一項ニ依リ更ニ十日以内ノ期限ヲ指定シテ督促狀ヲ發ス

第二條 督促狀ヲ發シタルトキハ手数料トシテ一通ニ付貳拾錢ヲ徵收ス但シ滯納金手数料金ヨリ少額ナルトキハ滯納金ト同額ノ手数料ヲ徵收ス

第三條 督促手数料ハ別ニ納額告知書ヲ發セス其ノ督促狀ニ記載シ又ハ裏ニ發シタル納額告知書ニ併記シ滯納金ト同時ニ之ヲ徵收ス

附則

本規則ハ大正十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

普通學堂授業料徵收規則

第一條 本會立普通學堂兒童保護者ハ其ノ兒童ノ在學中授業料ヲ納ムヘシ

第二條 授業料ハ兒童一人年額一圓トシ五月末日限り之ヲ徵收ス

第三條 一家内ノ兒童二名以上在學スルトキハ一名ヲ全額トシ他ハ總テ半額トス

第四條 貧困ニシテ授業料納付ノ資力ナキ者ニ對シテハ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

附則

本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

公設市場使用料規則

第一條 本會公設市場ヲ使用シ營業ヲ爲ス者ヨリ使用料ヲ徵收ス但シ會長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ之ヲ減免スルコトヲ得

第二條 使用料ハ左ノ範圍内ニ於テ會長之ヲ定ム

一 店舗ニ使用スルモノ 建坪一坪ニ付一箇月 五十錢

一 土地 一坪ニ付一箇月 三十錢

一 個人販賣 一人一日ニ付 三錢

第三條 公設市場指定販賣人ハ毎月五日迄ニ全月分ノ使用料ヲ納付スヘシ但シ該期日後新ニ使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ三日以内ニ之ヲ納付スヘシ

二六三

第四條 新ニ使用ヲ許可シタル場合其ノ月ノ使用日數十五日迄ハ半箇月分十六日以上ハ一箇月分ヲ徵收ス

使用料ノ既納ニ係ル分ハ之ヲ還付セス但シ會ノ都合ニ依リ使用ノ許可ヲ取消シタル場合又ハ會長ニ於テ相當ノ事由アリト認ムル場合ハ其ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

第五條 會長ハ本會公設市場ノ使用者ニ對シ必要アリト認ムルトキハ保證金ノ納付ヲ命スルコトアルヘシ

保證金ハ使用廢止ノ時之ヲ還付ス但シ使用料ノ延滞又ハ公設市場ニ關シ賠償スヘキ費用等アルトキハ會長ハ保證金中ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得

第六條 本規則施行ニ關シ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

附則

本規則ハ大正十四年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

公設市場使用料規則施行細則

第一條 公設市場指定販賣人タラムトスル者ハ左記事項ヲ記載シタル市場使用願書ヲ會長ニ提出スヘシ

- 一 店鋪番號
- 一 建物坪數
- 一 土地坪數

第二條 公設市場ノ使用料ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 店鋪ニ使用スルモノ 建坪一坪ニ付一箇月 二十五錢
- 一 土地 一坪ニ付一箇月 二十錢
- 一 個人販賣 一人一日ニ付 二錢

土地使用ニ付他人ノ店鋪ノ爲裏坪ト爲リタルモノニ對シテハ本料金ノ二割ヲ減ス

第三條 店鋪又ハ土地ノ坪數ハ五合未満ノモノハ五合ニ五合以上一坪未満ノモノハ一坪ニ計算ス

附則

本細則ハ公設市場使用料規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二六六

屠場使用料規則

第一條 屠場ヲ使用シ獸畜ヲ屠殺シ又ハ屠場備付衡器ヲ使用スル者ニ對シテハ使用料ヲ徵收ス

第二條 屠場ノ使用料ハ左ノ區別ニ依ル

- 牛 一頭ニ付 二圓五十錢
- 猪(生體量三十貫未満) 一頭ニ付 五十錢
- 馬、騾 一頭ニ付 一圓二十錢
- 驢、豚 一頭ニ付 八十錢
- 羊、山羊 一頭ニ付 四十錢
- 第三條 衡器ノ使用料ハ左ノ區別ニ依ル但シ當會屠場ニ於テ屠殺ノ爲之ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 牛、馬、騾 一頭ニ付 二十錢

驢、羊、豚 一頭ニ付 十 錢

第四條 本則ノ使用料ハ許可ノ都度之ヲ徵收ス

附則

本規則ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

公設浴場使用料規則

第一條 本會ノ浴場ヲ使用セムトスル者ヨリ使用料ヲ徵收ス但シ會長ニ於テ特別ノ事出アリト認ムルトキハ使用料ヲ減免スルコトヲ得

第二條 使用料ハ左ノ範圍内ニ於テ毎年度協議會ノ諮問ヲ經テ之ヲ定ム

- 一、大 人 一回分一葉 十五 錢
- 二、小 人 一回分一葉 五 錢

年齢十五年以上ヲ大人トシ六年未満ノ者ハ使用料ヲ徵收セス

第三條 使用料ハ本會所定ノ入浴券ヲ以テ納付スヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入浴ヲ許サス

二六七

- 一、他人ノ嫌疑スヘキ疾患アル者
- 二、其ノ他會長ニ於テ入浴ヲ許スヘカラスト認ムル者

附則

本規則ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

種豚使用料規則

- 第一條 會設種豚ノ種付ヲ請ハントスル者ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ納付スヘシ
- 第二條 使用料ハ豚一頭ニ付五十錢トス
- 第三條 使用料ハ第一回種付請求ノ際前納スヘシ第一回種付ヲ以テ受胎セサルトキハ無料ニテ二回以上ノ種付ヲ請求スルコトヲ得但シ第一回交尾後三十日ヲ經過シタルトキハ更ニ使用料ヲ納付スヘシ
- 第四條 使用料ハ不交尾ノ場合ヲ除クノ外如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

附則

本規則ハ大正十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

基本財産蓄積規則

- 第一條 本會ハ基本財産ヨリ生スル収入ヲ以テ經常費ノ大半ヲ支辨シ得ルニ至ラシムルヲ以テ目的トシ昭和三年度ヨリ本規則ノ定ムル所ニ依リ基本財産ヲ蓄積ス
- 第二條 基本財産トシテ蓄積スヘキ収入左ノ如シ
 - 一 基本財産ヨリ生スル収入
 - 二 基本財産指定寄附金
 - 三 國稅徵收交付金
 - 四 歲計剩餘金ノ一部
- 前項ノ蓄積金額ハ毎年度協議會ノ諮問ヲ經テ之ヲ定ム
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ協議會ノ諮問ヲ經テ當該年度ノ蓄積ヲ停止シ又ハ蓄積金額ヲ減スルコトヲ得
 - 一 會價ヲ起シタルトキ又ハ償還ヲ爲ストキ
 - 二 非常災害ニ罹リタルトキ

三 制限外ノ課税ヲ爲ストキ
 四 基本財産ヲ消費シタルトキ
 前項ニ依ル蓄積ヲ停止又ハ蓄積金額ヲ減シタルトキハ其ノ金額ヲ補填シ得ルニ至ルマテ次年度以後ニ於テ増加蓄積ヲ爲ス
 第四條 基本財産ハ非常災害又ハ會永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ要スル場合ノ外之ヲ消費スルコトヲ得ス
 基本財産ヲ消費スルトキハ豫メ戻入期間及方法ヲ定メ其ノ消費金額及利子ニ相當スル金額ヲ戻入ス

附則
 本規則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

戸別割賦課等級規則

第一條 本會戸別割賦課等級ハ一等ヨリ五十等迄トシ其ノ負擔歩合ハ別表ニ依ル
 第二條 分任義務者ニ賦課スヘキ賦課額ハ總員數ニ對スル負擔歩合總計ヲ以テ賦課期日ニ於ケル總賦課額ヲ除シ之ニ各等ノ負擔歩合ヲ乘シテ其ノ額ヲ定ム

附則
 本規則ハ昭和六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
 會戸別割賦課等級表

等級	所得年額	比例點數	率	累進算加點數	合計點數	摘要
一	三〇〇〇〇〇以上	三三〇	十割二分	三三四	四六四・六	年所得一萬六千以上
二	二〇〇〇〇〇以上	二〇〇	十割	二〇〇	四〇〇	年所得一萬三千以上
三	一八〇〇〇〇	一八〇	九割八分	一七六	三五六・四	年所得一萬二千以上
四	一六〇〇〇〇	一六〇	九割六分	一五三・六	三三三・六	年所得一萬一千以上
五	一四〇〇〇〇	一四〇	九割四分	一三一・六	二七一・六	年所得一萬一千以上
六	一二〇〇〇〇	一二〇	九割二分	一一〇・四	二二二・四	年所得一萬一千以上
七	一〇〇〇〇〇	一〇〇	九割	九〇	一九〇	年所得一萬一千以上
八	九〇〇〇〇	九〇	八割八分	七九・二	一六九・二	年所得一萬一千以上
九	八〇〇〇〇	八〇	八割六分	六八・八	一四八・八	年所得一萬一千以上
一〇	七〇〇〇〇	七〇	八割四分	五八・八	一二八・八	年所得一萬一千以上

四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七

二五〇 三〇〇 三五〇 四〇〇 四五〇 五〇〇 五五〇 六〇〇 六五〇 七〇〇 七五〇 八〇〇 八五〇 九〇〇 九五〇 一〇〇〇

二五〇 三〇〇 三五〇 四〇〇 四五〇 五〇〇 五五〇 六〇〇 六五〇 七〇〇 七五〇 八〇〇 八五〇 九〇〇 九五〇 一〇〇〇
二 二〇二 二〇四 二〇六 二〇八 三 三〇二 三〇四 三〇六 三〇八 四 四〇二 四〇四 四〇六 四〇八 五 五〇二 五〇四 五〇六 五〇八

五 七 八 一〇 一三 一五 一八 二〇 二四 二七 三〇 三三 三六 四〇 四六 五〇

三〇 三七 四三 五〇 五八 六五 七三 八〇 八九 九七 一〇五 一一四 一二二 一三一 一四一 一五〇

二七

二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一

一一〇〇 一二〇〇 一三〇〇 一四〇〇 一五〇〇 一六〇〇 一七〇〇 一八〇〇 一九〇〇 二〇〇〇 二一〇〇 二二〇〇 二三〇〇 二四〇〇 二五〇〇 二六〇〇 二七〇〇 二八〇〇 二九〇〇 三〇〇〇

一一〇〇 一二〇〇 一三〇〇 一四〇〇 一五〇〇 一六〇〇 一七〇〇 一八〇〇 一九〇〇 二〇〇〇 二一〇〇 二二〇〇 二三〇〇 二四〇〇 二五〇〇 二六〇〇 二七〇〇 二八〇〇 二九〇〇 三〇〇〇
五〇二 五〇四 五〇六 五〇八 六 六〇二 六〇四 六〇六 六〇八 七 七〇二 七〇四 七〇六 七〇八 八 八〇二 八〇四 八〇六 八〇八 九 九〇二 九〇四 九〇六 九〇八

五七 六五 七三 八二 九一 一〇〇 一一〇 一二〇 一三〇 一四〇 一五〇 一六〇 一七〇 一八〇 一九〇 二〇〇

一六七 一八五 二〇三 二二一 二三九 二五七 二七五 二九三 三一〇 三二八 三四六 三六四 三八二 四〇〇 四一八 四三六 四五四 四七二 四九〇 五〇八 五二六 五四四 五六二 五八〇 五九八 六一六 六三四 六五二 六七〇 六八八 七〇六 七二四 七四二 七六〇 七七八 八〇〇 八一八 八三六 八五四 八七二 八九〇 九〇八 九二六 九四四 九六二 九八〇 九九八 一〇〇〇

二七

五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三
六〇	八〇	一〇〇	一二〇	一四〇	一六〇	一八〇	二〇〇
六〇	八〇	一〇〇	一二〇	一四〇	一六〇	一八〇	二〇〇
六	八	一〇	一二	一四	一六	一八	二〇
六	八	一〇	一二	一四	一六	一八	二〇
六	八	一〇	一二	一四	一六	一八	二〇
六	八	一〇	一二	一四	一六	一八	二〇

普通學堂職員宿直賄料及宿舍料給與規程

第一條 普通學堂職員宿直勤務ヲ爲シタルトキハ宿直賄料一夜ニ付十五錢ヲ支給ス
 第二條 休日ニ當リ宿直勤務ヲ爲シタルトキハ前條定額ノ二倍ヲ支給ス
 第三條 會外ニ本籍ヲ有スル普通學堂職員ニシテ會宿舍ニ居住セシメサル者ニハ左ノ區分ニ依リ宿舍料ヲ支給ス但シ居住期間一月ニ滿タサルモノハ其ノ日數ニ依リ日割計算トス

普通學堂長	月額	二圓
普通學堂教員	月額	一圓五十錢

第四條 疾病又ハ私事ノ故障ニ依リ三十日以上勤務地ヲ離レタルトキハ宿舍料ノ支給ヲ停止ス
 第五條 宿直賄料及宿舍料ハ其ノ前月分ヲ翌月五日之ヲ支給ス但シ休日ニ當ルトキハ之ヲ繰下ク
 附則
 本規程ハ昭和五年九月一日ヨリ之施行ス

會計員身元保證規程

第一條 本會ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ會計員ヨリ身元保證ヲ徵ス
 第二條 身元保證ハ現金五千圓又ハ之ニ相當スル土地ヲ提供スヘシ
 前項土地ノ價格ハ會長ニ於テ相當ト認メタル時價ニ依ル土地ノ價格下リタル爲前項ノ額ニ達セザルトキハ更ニ追徵ス
 第三條 現金ハ金融組合又ハ確實ナル銀行ニ預入レ土地ハ抵當權設定登記ヲ爲スモノトス
 第四條 身元保證ハ第二條ニ依ル保證ニ代フルニ直接國稅年額十圓以上ヲ納ムル者二人以上ノ連帶保

證ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 現金ノ保管中生スル收入ハ身元保證解除ト同時ニ之ヲ本人ニ交付ス

第六條 身元保證ハ退職事務引續後三十日ヲ經過スルニ非サレハ之ヲ解除セス但シ會長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ仍之ヲ保留スルコトヲ得

附則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

會有給吏員特別給與金規程

第一條 本會有給吏員職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ本規程ニ依リ特別給與金ヲ支給ス

第二條 特別給與金ハ療治料及弔祭料ノ二種トス

第三條 療治料ハ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニ療養ニ用スル實費ノ範圍内ニ於テ之ヲ給與ス

第四條 會ハ療治料ヲ受クル者ニ對シ診療ノ醫師又ハ病院ヲ指定スルコトアルヘシ

前項ノ指定ニ從ハサルトキハ療治料ヲ給與セス

第五條 弔祭料ハ死亡當時ノ給料月額ニ簡月分ヲ遺族ニ之ヲ給與ス

前項ノ遺族トハ會有給吏員退職及死亡給與金規則第七條ニ規定スル者ヲ言フ

第六條 傷痍疾病又ハ死亡カ自己ノ重大ナル過失ニ因ルモノト認メタルトキハ給與金ヲ給與セス

附則

本規程ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

會事務所建築積立金並管理規程

第一條 本會ハ會事務所建築資金ニ充ツル目的ヲ以テ本規程ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ爲スモノトス

第二條 積立金ハ大凡五千圓ニ達スル迄毎年度會費中ヨリ五百圓以上ヲ積立ツルモノトス

第三條 前條ノ外積立金ヨリ生スル收入及指定寄附金ハ總テ積立金ニ編入ス

第四條 左ノ場合ニ於テハ協議會ノ諮問ヲ經テ積立ヲ停止シ又ハ減額スルコトヲ得

一 會費ヲ起シ又ハ償還ヲ爲ストキ

二 非常災害アリタルトキ

三 制限外ノ課稅ヲ爲ストキ

四 其ノ他特別ノ事情アルトキ

第五條 積立金ハ目的以外ニ之ヲ消費スルコトヲ得ス

第六條 積立金ハ會屯金融組合又ハ確實ナル金融業者ニ預入レ之ヲ管理スルモノトス

附則

本規程ハ昭和五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行ノ際現ニ積立シアル金額ハ本積立金ニ之ヲ編入ス

普通學堂建築積立金並管理規程

第一條 本會ハ普通學堂建築資金ニ充ツル目的ヲ以テ本規程ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ爲スモノトス

第二條 積立金ハ大凡四千圓ニ達スル迄毎年度會費中ヨリ三百圓以上ヲ積立ツルモノトス

第三條 前條ノ外積立金ヨリ生スル收入及指定寄附金ハ總テ積立金ニ編入ス

第四條 左ノ場合ニ於テハ協議會ノ諮問ヲ經テ積立ヲ停止シ又ハ減額スルコトヲ得

一 會債ヲ起シ又ハ償還ヲ爲ストキ

二 非常災害アリタルトキ

三 制限外ノ課稅ヲ爲ストキ

四 其ノ他特別ノ事情アルトキ

第五條 積立金ハ目的以外ニ之ヲ消費スルコトヲ得ス

第六條 積立金ハ會屯金融組合又ハ確實ナル金融業者ニ預入レ之ヲ管理スルモノトス

附則

本規程ハ昭和五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行ノ際現ニ積立シアル金額ハ本積立金ニ之ヲ編入ス

橋梁架設資金積立規程

第一條 本會ハ橋梁架設資金ニ充ツル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ爲スモノトス

第二條 積立金ハ五千圓ニ達スル迄毎年度五百圓以上ヲ積立ツルモノトス

第三條 會財政ノ都合ニ依リ協議會ノ諮問ヲ經テ前條ノ積立金ヲ減額又ハ停止スルコトヲ得

第四條 積立金ハ橋梁架設資金ニ充當スル迄金融組合又ハ確實ナル金融業者ニ預入レ管理スルモノトス

附則

本規程ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

會有給吏員退職及死亡給與金
並特別給與金積立管理規程

第一條 本會ハ有給吏員ノ退職及死亡給與金並特別給與金ノ支出ニ充ツル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ爲スモノトス

第二條 積立金ハ二千圓ヲ限度トシ毎年度會費中ヨリ積立ツルモノトス

第三條 積立金ハ退職及死亡給與金又ハ特別給與金ノ支給ニ當リ豫算ニ不足ヲ生シタルトキ之ヲ支出スルモノトス

第四條 積立金ハ郵便局、金融組合又ハ確實ナル銀行ニ預入レ之ヲ管理スルモノトス

附則

本規程ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

苗圃組合規約

第一條 本組合ハ何苗圃組合ト稱ス

第二條 本組合ハ何會、何會、何會ヲ以テ組織ス

第三條 本組合ハ組合各會ニ屬スル苗圃事務ヲ共同處理スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合事務所ハ何會事務所内ニ置ク

第五條 本組合ニ組合管理者及其ノ代理人一人ヲ置ク組合管理者ハ何會長ニ組合管理者代理人ハ同會長ノ職務ヲ代理スル者ニ之ヲ委託ス

第六條 本組合ニ會計員一人ヲ置ク

會計員ハ何會會計員又ハ何會會計員事務兼掌者ニ之ヲ委託ス

第七條 組合管理者ハ前二條ニ定ムル者ノ外組合ニ必要ナル吏員ヲ置クコトヲ得

第八條 本組合ノ費用ハ組合財産ヨリ生スル收入及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルノ外組合各會ニ之ヲ分賦ス

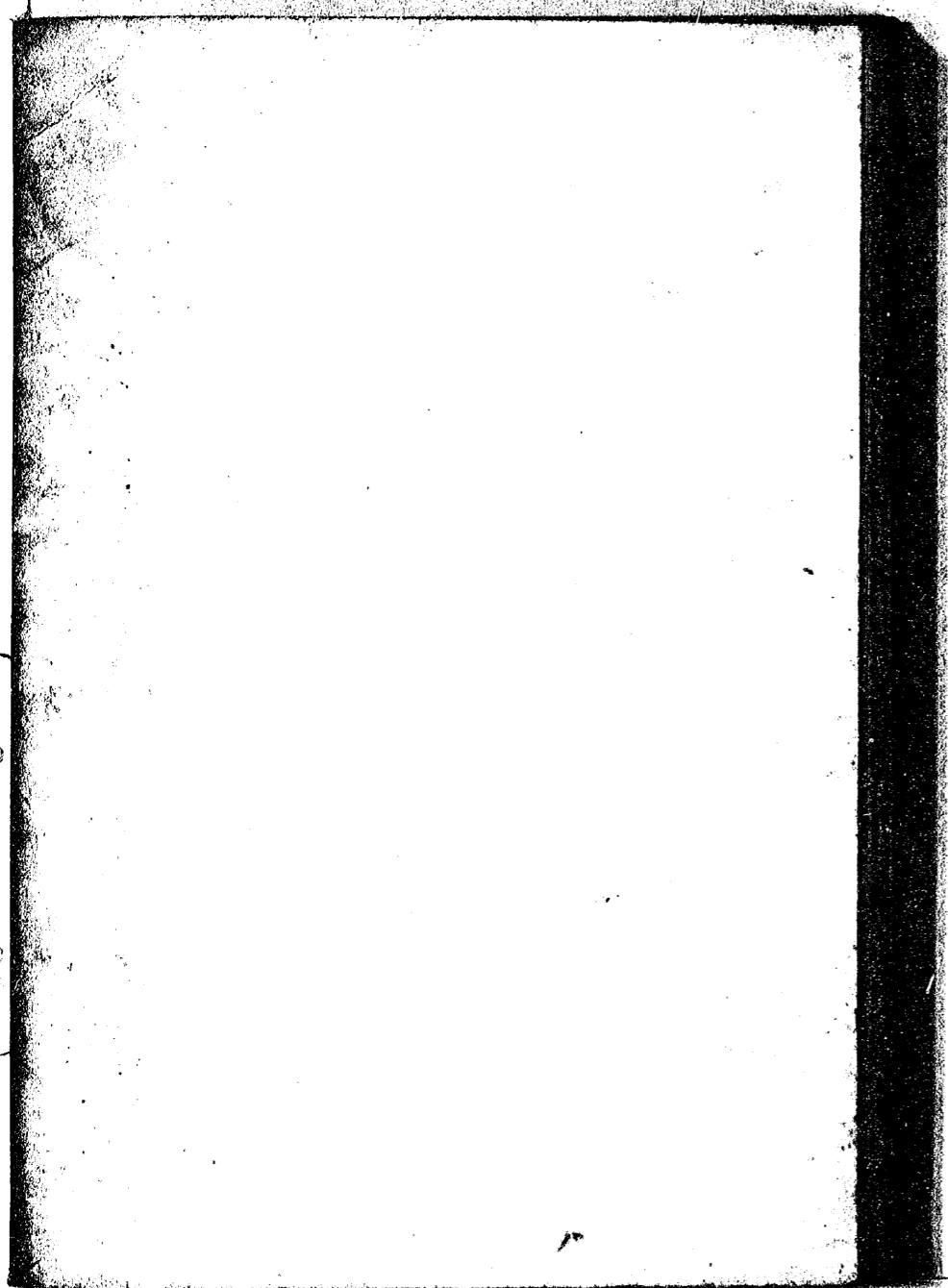
前項分賦ノ標準ハ前年度苗木配付數ニ依ル

昭和十四年四月二十五日印刷
昭和十四年四月三十日發行

關東州廳內務部地方課

印刷者 大連市大江町二番地
荒木 猪象

印刷所 大連市大江町二番地
日清印刷所



25x □

32x □

25x